

筑波大学アーカイブズ年報

第3号

2020年5月

業務報告編

1、1年のあゆみ	1
2、運営委員会の開催	1
3、各種データ	2
(1) 受入れ資料	
a 法人文書ファイル等の移管	
b 寄贈資料	
(2) 公開資料	
(3) 閲覧者数・利用資料数	
(4) レファレンス件数	
(5) 見学者数	
4、調査・出張等	10
5、組織及び関係規則等	10
6、施設	22
7、筑波大学50年史編纂事業	23
8、その他	23
(1) 展示会の開催	
(2) その他	

研究報告編

【論説】

ある文化史家の戦前～戦後 — 木代修一「過眼日抄」の紹介 —	中野目 徹	25
木代修一関係文書の書簡資料 — 「師友華牋」を中心に —	田中友香理	37
辻中政治学の対象・方法・展開と「辻中プロジェクト」関係文書公開の意義	森 裕城・益田 高成	47
国立公文書館「専門職員研究会」(1989～1993)の審議内容	中野目 徹	61

【翻訳】

テキサス州立大学オースティン校名誉教授 ディビッド・B・グレイシー二世博士講演 「アーカイブズの展望—テキサスからそしてその先へ」	筒井 弥生	87
---	-------	----

業務報告編

1、1年のあゆみ

- 2019年 5月22日 第12回アーカイブズ運営委員会（館内会議スペース）
5月31日 『筑波大学アーカイブズ年報』第2号発行
7月10日 第6回筑波大学50年史編纂専門委員会（本部棟8階会議室）
8月6日 教育学域保存資料搬入
10月18日 監事監査実施
11月20日 第13回アーカイブズ運営委員会（館内会議スペース）
11月30日 『筑波大学アーカイブズだより』第3号発行
- 2020年 1月22日 茗溪会保存資料搬入
1月24日 人文学類卒論(1977年度～2018年度)移管受入れ
3月6日～3月13日 第14回アーカイブズ運営委員会（メール会議）
3月27日～3月31日 第7回筑波大学50年史編纂専門委員会（メール会議）

*以上のほか、毎週金曜日15時～を定例に館内連絡会議を開催し、諸般の事項について協議した。

2、運営委員会の開催

① 第12回運営委員会

【開催年月日】

2019年5月22日

【議題】

- ・運営委員会委員の委嘱について
- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和元年度活動計画について
- ・2019年度法人文書ファイル等の受入れ実施計画について
- ・年報編集専門委員会の設置について
- ・年報研究報告編原稿審査要領について
- ・筑波大学アーカイブズ年報第2号の発行について
- ・筑波大学アーカイブズ研究員及び筑波大学アーカイブズ調査員の委嘱について
- ・法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れについて
- ・その他

② 第13回運営委員会

【開催年月日】

2019年11月20日

【議題】

- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和2年度予算要求事項について
- ・2019年度法人文書ファイル等の受入れ実施計画について
- ・筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程の一部改正について
- ・筑波大学アーカイブズ利用等実施要項の一部改正について

- ・法人文書ファイル等の移管の受入れについて
- ・移管を受け入れた法人文書ファイル等の公開について
- ・本学に関する文書等の寄贈の受入れについて
- ・寄贈文書の公開について
- ・筑波大学アーカイブズ研究員の委嘱について
- ・監事監査の実施状況について
- ・その他

③ 第14回運営委員会

【開催年月日】

2020年3月6日～3月13日（メールによる審議）

【議題】

- ・前回議事要旨の確認について
- ・法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れ及び公開について
- ・その他

3、各種データ

(1) 受入れ資料

a 法人文書ファイル等の移管

法人文書ファイル等		移管元部局	移管受入れ年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8
東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書ファイル等	9冊	東京キャンパス事務部学校支援課	2019. 12. 10
人文学類卒論（1977年度～2018年度）	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等	55冊	総務部人事課	2020. 2. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等	4冊	企画評価室	2020. 3. 27
総務部総務課保存法人文書ファイル等	19冊	総務部総務課	2020. 3. 27
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27
財務部財務制度企画課保存法人文書ファイル等	2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等	9冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27

施設部施設マネジメント課保存法人文書ファイル等 9冊	施設部施設マネジメント課	2020. 3. 27
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 23冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等 41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等 1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等 58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27
グローバル・コモンズ保存法人文書ファイル等 1冊	グローバル・コモンズ	2020. 3. 27
合 計 3,956冊		

【参考】2017年度移管法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元部局	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等 707冊	広報室	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年～平成6年度） 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等 376冊	総務部総務課	2018. 3. 9
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等 16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等 141冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課（下田臨海実験センター） 保存法人文書ファイル等 10冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等 2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等 55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23

システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23
合 計	2,808冊		

【参考】2018年度移管法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元部局	移管受入れ年月日	
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4
監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	25冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部学校 支援課	2018. 11. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13
総務部総務課保存法人文書ファイル等	14冊	総務部総務課	2019. 3. 13
総務部人事課保存法人文書ファイル等	243冊	総務部人事課	2019. 3. 13
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13
施設部施設サービス課保存法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課	2019. 3. 13
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13

合 計	439冊		
-----	------	--	--

b 寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
木代修一関係文書	281点	木代 俊美	2019. 5. 21
『如意論』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書	4点	中野目 徹	2019. 6. 10
辻中プロジェクト関係文書	394点	辻中 豊	2019. 10. 29
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18
島田俊平関係文書（追々々加）	75点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27
合 計	973点		

【参考】2016年度寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書 7点（附属9点）計16点		原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書 4点（参考2点）計6点		中野目 徹	2016. 6. 28
渡邊一郎関係文書	481点	渡邊 芳江	2016. 9. 9
合 計	503点		

【参考】2017年度寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
東京教育大学閉学関係文書 7点（付属11点）計18点		山崎 敏誉	2017. 4. 19
葉書（差出人 東京小石川大塚高師第一寄宿 武谷成通）	1点	武田 剛	2017. 7. 28
島田俊平関係文書	6点	嶋田 峻恒	2017. 9. 8
紫峰会関係文書	105点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19
島田俊平関係文書（追加）	6点	嶋田 峻恒	2018. 1. 24
合 計	136点		

【参考】2018年度寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々加）	18点	嶋田 峻恒	2018. 4. 10
原康夫関係文書	80点	原 康夫	2018. 5. 28
東京高等師範学校演習隊新聞	19点	中野目 徹	2018. 6. 13
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31
井門富二夫関係文書	2,024点	井門 敏子	2018. 9. 14
島田俊平関係文書（追々々加）	15点	嶋田 峻恒	2018. 9. 28
原康夫関係文書（追加）	26点	原 康夫	2019. 2. 15
合 計	2,196点		

(2) 公開資料

a 法人文書ファイル等の公開

法人文書ファイル等	移管元部局	移管受入れ年月日	公開年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 33点	学生部学生生活課	2018. 6. 4	2019. 6. 3
監査室保存法人文書ファイル等 2点	監査室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等 13点	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
図書館情報エリア支援室保存法人文書 ファイル等 24点	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 8点	東京キャンパス事務部学校 支援課	2018. 11. 27	2019. 12. 6
人文学類卒論(1977年度～2018年度) 3697点	人文学類	2020. 1. 24	2020. 1. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等 2点	企画評価室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部総務課保存法人文書ファイル等 13点	総務部総務課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部人事課保存法人文書ファイル等 253点	総務部人事課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 6点	総務部組織・職員課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等 12点	財務部財務企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12

施設部施設サービス課保存 法人文書ファイル等	2点	施設部施設サービス課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7点	学生部学生交流課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	9点	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	6点	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	14点	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	1点	学術情報部情報基盤課 （学術情報メディアセンター）	2019. 3. 13	2020. 3. 12
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	7点	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	4点	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31点	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部人事課保存法人文書ファイル等	70点	総務部人事課	2020. 2. 21	2020. 3. 12
合 計	4,214点			

【参考】2017年度公開法人文書ファイル等

保存法人文書ファイル等	移管元部局	移管受入れ 年月日	公開 年月日	
広報室保存法人文書ファイル等	707点	広報室	2017. 4. 1	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等	140点	総務部総務課	2017. 8. 21	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年度～平成6年度）	1,215点	比較文化学類	2017. 9. 21	2017. 10. 10
合 計	2,062点			

【参考】2018年度公開法人文書ファイル等

保存法人文書ファイル等	移管元部局	移管受入れ 年月日	公開 年月日	
総務部総務課保存法人文書ファイル等	376点	総務部総務課	2018. 3. 9	2018. 10. 15
企画評価室保存法人文書ファイル等	80点	企画評価室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部総務課保存法人文書ファイル等	3点	総務部総務課	2018. 3. 23	2019. 3. 22

総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29点	総務部組織・職員課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等 16点	教育推進部入試課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 151点	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等 2点	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等 55点	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 3点	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
システム情報エリア支援室（大学院教務） 保存法人文書ファイル等 31点	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
合 計 746点			

b 寄贈資料の公開

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京高等師範学校演習隊新聞 計18点	中野目 徹	2018. 6. 13	2019. 6. 3
井門富士夫関係文書 計488点	倉木 常夫	2018. 9. 14	2019. 9. 13
松永聴剣関係文書 計219点	内田 玲央	2019. 11. 18	2020. 2. 21
合 計 725点			

【参考】2017年度公開寄贈資料

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書 16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28	2017. 4. 1
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書 6点	中野目 徹	2016. 6. 28	2017. 4. 1
渡邊一郎関係文書 481点	渡邊 芳江	2016. 9. 9	2017. 8. 21
紫峰会関係文書 105点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19	2017. 11. 6
合 計 608点			

【参考】2018年度公開寄贈資料

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京教育大学閉学関係文書7点（付属11点） 計18点	山崎 敏誉	2017. 4. 19	2018. 4. 18

倉木常夫関係文書	計14点	倉木 常夫	2018. 7. 31	2018. 8. 1
合 計	32点			

(3) 閲覧者数・利用資料数

月	閲覧者数 (人)	利用資料数 (冊/点)
2019年 4月	3	5
5月	2	12
6月	2	4
7月	5	6
8月	3	5
9月	21	30
10月	3	4
11月	9	16
12月	6	793
2020年 1月	5	6
2月	12	21
3月	24	34
合計	95	936

(4) レファレンス件数

月	件数 (件)	概要
2019年 4月	0	
5月	2	利用方法について
6月	0	
7月	1	移管受入れについて
8月	1	移管受入れについて
9月	3	所蔵資料の閲覧について
10月	0	
11月	1	参考図書の寄贈について
12月	4	所蔵資料の閲覧について
2020年 1月	1	
2月	0	
3月	3	所蔵資料の閲覧について
合計	16	

(5) 見学者数

月	人数 (人)
2019年 4月	0
5月	35
6月	2
7月	0
8月	25
9月	8
10月	5
11月	0
12月	4
2020年 1月	3
2月	7
3月	2
合計	91

*当館が受けたレファレンスのうち主なものを計上した。

4、調査・出張等

2019年5月11日	個人宅にて資料調査（東京）
2019年6月7日	全国公文書館長会議（東京）
2019年9月26日	茗溪会保存資料調査（東京）
2019年12月19日	茗溪会保存資料調査（東京）
2020年1月22日	茗溪会保存資料搬入（東京）
2020年2月20日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会（東京）
2020年3月13日	東北大学創立100周年記念事業関係調査（仙台）

5、組織及び関係規則等

（1）組織

館長

中野目 徹（人文社会系教授）

大学教員

田中友香理（人文社会系助教）

事務職員

大久保 淳（総務部総務課専門職員）

河野 眞純（総務部総務課主任）

筑波大学アーカイブズ運営委員会委員

委員長

中野目 徹（館長・人文社会系教授）

委員

田中友香理（人文社会系助教）

星野 豊（人文社会系准教授）

陳 漢雄（システム情報系講師）

大谷 奨（人間系教授）

白井 哲哉（図書館情報メディア系教授）

松村 敦（図書館情報メディア系助教）

成澤めぐみ（学術情報部情報企画課長）

鈴木 幸夫（広報室長）

中澤 秋夫（総務部総務課長）

筑波大学アーカイブズ研究員

篠塚富士男（國學院大学栃木短期大学准教授）

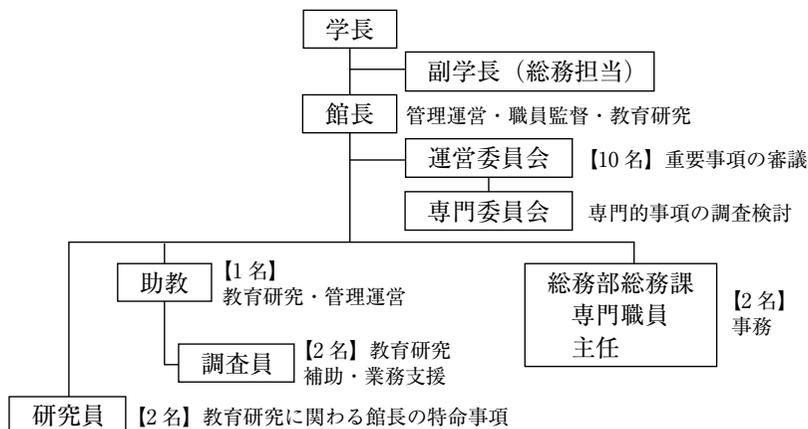
筒井 弥生（一橋大学大学院言語社会研究科非常勤講師）

筑波大学アーカイブズ調査員

二ノ宮幹太（大学院人文社会科学研究科院生）

横川 翔（大学院人文社会科学研究科院生）

【組織図】



(2) 関係規則等

○筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

平成28年3月24日

法人規程第32号

改正 平成28年法人規程第66号

平成29年法人規程第35号

平成30年法人規程第72号

令和元年法人規程第5号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保存等

第1節 受入れ（第3条－第5条）

第2節 保存（第6条－第9条）

第3章 廃棄（第10条）

第4章 利用

第1節 利用の請求（第11条－第22条）

第2節 利用の促進（第23条－第27条）

第3節 移管元部局等の利用（第28条）

第4節 開館日及び利用時間（第29条）

第5章 研修（第30条）

第6章 その他（第31条－第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法人規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、筑波大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、廃棄及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法人規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第6項に規定する歴史公文書等のうち、アーカイブズに移管され、若しくは法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人からアーカイブズに寄贈又は寄託されたものをいう。

第2章 保存等

第1節 受入れ

（本学からの受入れ）

第3条 アーカイブズ館長（以下「館長」という。）は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）で保存する歴史公文書等のうち、保存期間が満了してアーカイブズに移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等の移管を受けるものとする。

2 館長は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- （1） 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- （2） 識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）の付与
- （3） 第12条第1項第1号に掲げる事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査
- （4） 第9条第1項に定める目録の作成

3 館長は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。

（寄贈又は寄託された文書の受入れ）

第4条 館長は、法人等又は個人から本学に関する文書その他の資料を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該資料が歴史公文書等に該当すると判断されるときには、当該資料を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望を考慮し、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施して、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- （1） 第3条第2項第1号に定める措置
- （2） 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与
- （3） 第9条第1項に定める目録の作成

3 寄贈及び寄託に関する方針は、別に定める。

（著作権の調整）

第5条 館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送、有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

第2節 保存

(保存方法等)

- 第6条 館長は、特定歴史公文書等について、第10条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存するものとする。
- 2 館長は、前項に定める専用の書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 館長は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 館長は、特定歴史公文書等について、第3条第2項及び第4条第2項第2号に定めた識別番号を付するものとする。

(複製物)

- 第7条 館長は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

- 第8条 館長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
 - (2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
 - (3) アーカイブズの職員等に対する研修の実施
 - (4) その他必要な措置

(目録の作成及び公表)

- 第9条 館長は、特定歴史公文書等に関して、次に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成するものとする。
- (1) 分類及び名称
 - (2) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
 - (3) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
 - (4) 保存場所
 - (5) 媒体の種別
 - (6) 識別番号
 - (7) インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
 - (8) 利用制限の区分（全部利用、一部利用、利用不可又は要審査のいずれかを記載すること）
 - (9) その他適切な保存及び利用に資する情報
- 2 館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、法第16条第1項第2号イ若しくはロに掲げる情報又

は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。

- 3 館長は、第1項に規定する目録を閲覧室に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

第3章 廃棄

(特定歴史公文書等の廃棄)

- 第10条 館長は、特定歴史公文書等として保存している資料について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能となり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。
- 2 館長は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

第4章 利用

第1節 利用の請求

(利用請求の手続)

- 第11条 館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人等の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称（任意）
 - (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号
 - (4) 希望する利用の方法（任意）
 - (5) 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第20条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数（任意）
- 2 館長は、利用請求の円滑化及び効率化を図るため、利用請求書の標準様式等を作成し、閲覧室に備えておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 第1項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第2号の方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。
 - (1) 閲覧室の受付に提出する方法
 - (2) アーカイブズに郵送等する方法
 - (3) 情報通信技術を用いてアーカイブズに送信する方法
- 4 前項第2号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブズに到達した時点で請求がなされたものとみなす。
- 5 館長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用請求の取扱い)

- 第12条 館長は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。
 - (1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報
 - イ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報

- (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
- (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 館長は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第13条 館長は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報（以下この条において「利用制限情報」という。）が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に規定する区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行う。

- (1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法。ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法によることを妨げない。
- (2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を消除する方法

(本人情報の取扱い)

第14条 館長は、第12条第1項第1号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

- (1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館長が適当と認める書類

2 第11条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他の、その者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。

(第三者に対する意見提出機会の付与等)

第15条 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- (2) 利用請求の年月日
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- (2) 利用請求の年月日
- (3) 法第18条第2項の規定を適用する理由
- (4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用決定)

第16条 館長は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定(以下「利用決定」という。)をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。この場合において、館長が第11条第5項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 利用決定においては、利用請求のあった特定歴史公文書等ごとに、次の各号に掲げるいずれかの処分を決定するものとする。

- (1) 全部の利用を認めること(ただし、法第19条ただし書の規定に基づき写しを閲覧させる方法を用いる場合にはその旨を明記すること。次号において同じ。)
- (2) 一部の利用を認めないこと
- (3) 全部の利用を認めないこと

3 館長は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。

4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期

間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館長は、利用請求のあった日から30日以内（第11条第5項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項の規定を適用する旨及び理由
- (2) 残りの部分について利用決定をする期限

(利用決定の通知)

第17条 館長は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、次の各号に掲げる事項について記載した通知書（以下「利用決定通知書」という。）により決定の内容を通知しなければならない。

- (1) 利用請求のあった特定歴史公文書等に関する処分の結果
 - (2) 利用請求書において請求した利用が認められない場合（法第19条ただし書の適用により原本の閲覧が認められない場合を含む。）はその理由
 - (3) 利用の方法
- 2 利用決定通知書には、利用請求者が利用の方法を申し出るための書類（以下「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。
- 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。
- (1) 利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法
 - (2) 情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法

(利用の方法)

第18条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画等については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの視聴、聴取又は閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - (3) 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとする。
- 3 利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館長に提出することにより指定するものとする。
- 4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 利用の方法申出書の提出の方法については、第11条第3項の規定を準用する。

(閲覧の方法等)

第19条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

- 2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定めるところによる。

(写しの交付の方法等)

第20条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

- 2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で

実施するものとする。

- (1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）
 - ア 複写機により用紙に複写したもの（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）
 - イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したもの
 - ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したもの
 - エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの
 - オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの
 - (2) 電磁的記録
 - ア 用紙に出力したもの
 - イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの
 - ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの
- 3 館長は、利用請求者から、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表（別表）に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。
 - 4 館長は、次条に定める手数料の納付が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。
 - 5 写しの交付は、アーカイブズにおいて行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うこともできるものとする。この場合において、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。

（手数料等）

第21条 館長は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料を、次の各号に定めるもののうち、館長が指定する方法により受け取るものとする。

- (1) 館長の指定する窓口において直接納入する方法
 - (2) 館長の指定する銀行口座へ振り込む方法
- 2 前項の方法をとるための手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。
 - 3 館長は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。

（審査請求）

第22条 館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人
 - (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が

審査請求人又は参加人である場合を除く。)

- 3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)
- 4 館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行わなければならない。

第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するものとする。

- 2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(展示会の開催等)

第24条 館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第25条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができるものとする。

(原本の特別利用)

第26条 館長は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第27条 館長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、アーカイブズの業務として情報提供することが適当でないと思われる場合は、この限りでない。

- 2 館長は、閲覧室の開室時間中、口頭、電話、書面その他の方法により、レファレンスに係る利用を希望する者の申込みを受け付けるものとする。

第3節 移管元部局等の利用

(移管元部局等の利用)

第28条 館長は、特定歴史公文書等を移管した本学の部局等(以下この条において「移管元部局等」という。)が法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して職員証の提示及び移管文

書利用申込書の提出を求めるものとする。

- 2 移管元部局等に属する利用請求者がアーカイブズの閲覧室外での利用を希望した場合、館長は、第19条第1項の規定にかかわらず、30日を限度として、その利用を認めることができるものとする。

第4節 開館日及び利用時間

(アーカイブズの開館)

第29条 アーカイブズは、利用に関する業務を実施するため、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他アーカイブズの定める休業日

- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、館長は、原則として開館又は休館の2週間前までにその旨及び理由を公表しなければならない。
- 3 アーカイブズの利用時間は、10時から17時までとする。ただし、特に必要がある場合には、臨時に変更することができるものとする。この場合において、館長は、事前にその旨及び理由を公表しなければならない。

第5章 研修

(研修の実施)

第30条 館長は、アーカイブズの職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。ただし、それが不可能な場合は、代替措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 アーカイブズは、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館長は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。
- 3 館長は、前2項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとする。
- 4 館長は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6章 その他

(保存及び利用の状況の報告)

第31条 館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。

(規程の備付等)

第32条 館長は、この法人規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(雑則)

第33条 この法人規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章については、法第2条第3項第2号の政令で定める施設として内閣総理大臣の指定を受けた日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（平28.9.29法人規程66号）

この法人規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平29.3.23法人規程35号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.28法人規程72号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令元.6.28法人規程5号）

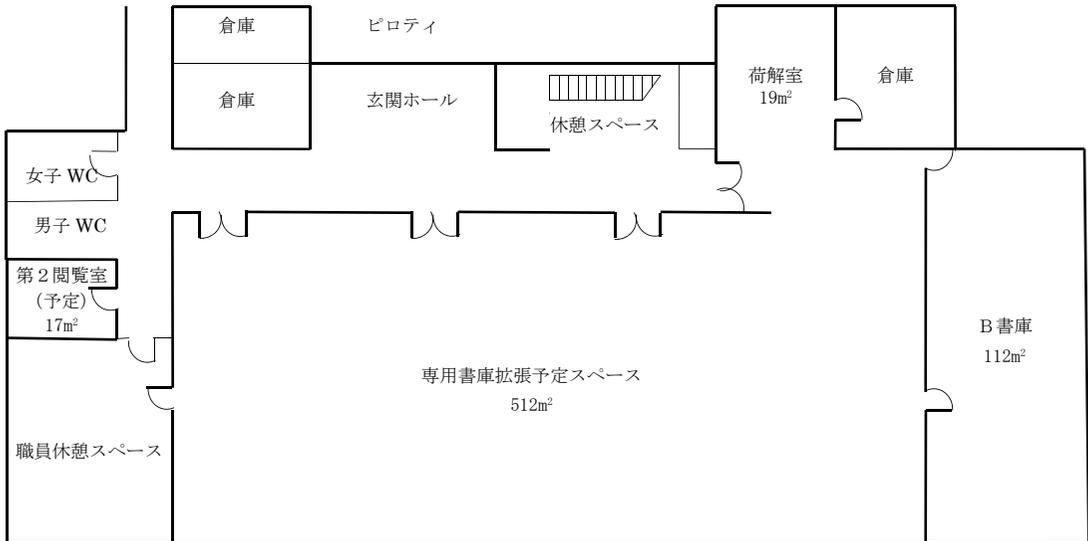
この法人規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表 料金表（第20条関係）

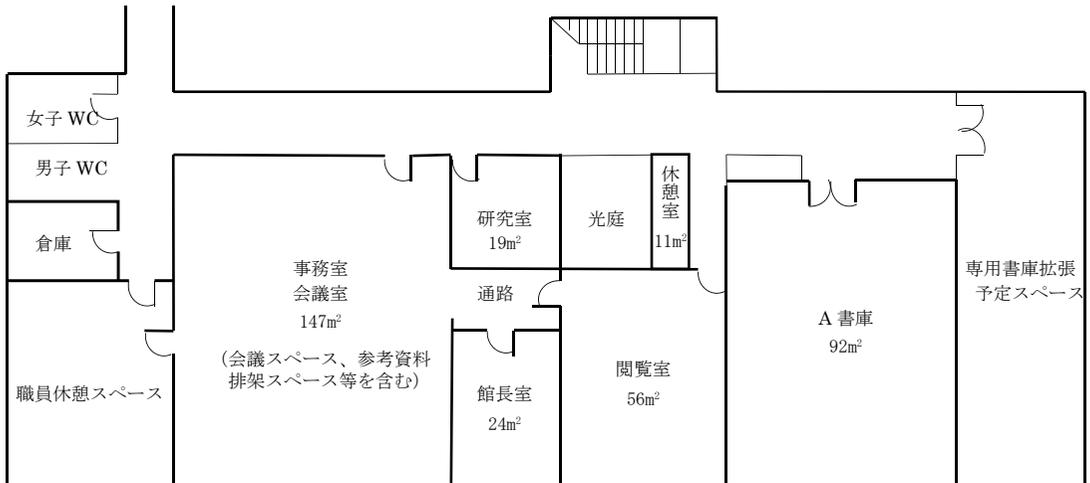
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	ア 複写機により用紙に複写したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したものの交付	
	ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	
	エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
二 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額

6、施設 (総面積1,547m²)

平面図 (1階)



平面図 (2階)



7、筑波大学50年史編纂事業

筑波大学は2023年に創立50周年を迎えるが、それに合わせて、本格的な『筑波大学50年史』（通史編・史料編・図説編・その他）を編纂・刊行することとしている。

そのため、2016年12月、筑波大学50年史編纂委員会を設置するとともに、同委員会の下に専門的事項を審議する筑波大学50年史編纂専門委員会を設置し、編纂等の準備を開始した。

令和元年度の筑波大学50年史編纂に係る活動状況は、以下のとおりである。

① 第6回筑波大学50年史編纂専門委員会

【開催年月日】

2019年7月10日

【議題】

- ・委員の交代について
- ・前回議事要旨の確認について
- ・筑波大学50年史編纂の準備について

② 第7回筑波大学50年史編纂専門委員会

【開催年月日】

2020年3月27日～3月31日（メールによる審議）

【議題】

- ・前回議事要旨の確認について
- ・筑波大学50年史編纂の進捗状況について

③ 主な作業

- ・2019年8～9月 研究審議会議事録からの史料選別・入力作業
- ・2020年2～3月 厚生補導審議会議事録からの史料選別・入力作業

8、その他

(1) 展示会の開催

① 開催期間

2019年8月3日（土）のオープン・キャンパス

② 展示内容

高等師範学校『明治二十九、卅年 職員進退書』綴ほか11点

③ 来場者

オープン・キャンパス参加の高校生25名

(2) その他

① アーカイブズへの寄付

当館に島田俊平関係文書を御寄贈くださった嶋田峻恒氏より、本学に対してアーカイブズ事業の推

進を目的とした寄付をいただきました。それを受けて2020年1月8日、閲覧室に閲覧参考資料を排架するための書棚1棹と『大漢和辞典』『五体字鑑』を購入いたしました。

② 閲覧参考資料の寄贈

昨年に引き続き、水口政次氏（元・東京都公文書館）から筑波大学アーカイブズに対し、下記のアーカイブズ関連文献が寄贈されました。記して感謝申し上げます。

『名誉毀損』、『武器としての情報公開』、『草の根文書館の思想』、『アジアのアーカイブズと日本』、『劣化する戦後写真』、『資料保存の調査と計画』、『別冊 Muse2012 企業と史料 ～資料の収集、保管そして利活用の現状と課題～』、『別冊 Muse2015 記憶と記録 ～紡ぐ、結ぶ、伝える～』、『別冊 Muse2016-2018特大号 地場産業～伝統と革新の軌跡～』、『記録と史料』第29号、『日本アーカイブズ学会（仮称）発足準備大会報告書』、『西邑仁平旧蔵大郷村文書目録』、『学習院大学の50年 写真と図録』、『アーカイブズ学研究』No.29～No.31



展示会当日の様子



寄付金で購入した書籍と書棚

研究報告編

論 説

ある文化史家の戦前～戦後 — 木代修一「過眼日抄」の紹介 —

中野目 徹

はじめに

ここに紹介するのは、東京高等師範学校と東京教育大学で教授を務めた日本文化史学者・木代修一先生（1898～1988年。本稿は学術論文ではないので、適宜敬称を付することが筆者にとって自然であり、その点を読者においてはご了解いただきたい）の遺した関係文書のうち、「過眼抄」あるいは「過眼日抄」と題された日記（寄贈されたのは全197冊）の全体像と、戦前～戦後期分の内容の一部である。寄贈の経緯と整理の状況を報告し、あわせて公開後の利用の促進を図るのが目的である。

2019年5月21日、これら日記を含む全287件の「木代修一関係文書」は、継承者である二男の木代俊美氏から筑波大学アーカイブズに寄贈され、おそらく本稿の印刷中（寄贈から1年以内）に一般公開されることになっている（大学HP上でも目録をご覧いただける）。すでに本学附属図書館には、同氏より木代修一旧蔵図書と文書の一部が寄贈され閲覧に供されている。今回アーカイブズに寄贈されたのは、若干の図書も含まれるが、大きく区分すると次の3つに分類（サブ・シリーズ）されるだろう。

- (1) 日記 1928（昭和3）～1986（同61）年分 197冊
- (2) 書簡（主として「師友華箋」と題された来簡のファイル）9冊（1496点）
- (3) 古文書その他 81点（写真1、2）

筆者が日記の存在を知ったのは、木代先生の喜寿に際して自伝や歴史小論を集めて編纂された『ある歴史家の手帳』（1976年、雄山閣出版）を読んだときであった。それがいつだったか、大学院生時代か就職後かはっきりしないのだが、故岩崎宏之先生から歴史人類学会の講演者の相談にあずかったときであった。実はその後すっかり失念していたところ、2012年に他界された芳賀登先生の奥様から、芳賀先生の遺された和書を中心とする書籍類を本学附属図書館にご寄贈いただくための整理作業の最中に、生前の木代先生は日記を何らかの形で公刊することを希望されていて、その旨をやはり生前の芳賀先生に相談されていたというお話しを伺ったのであった。

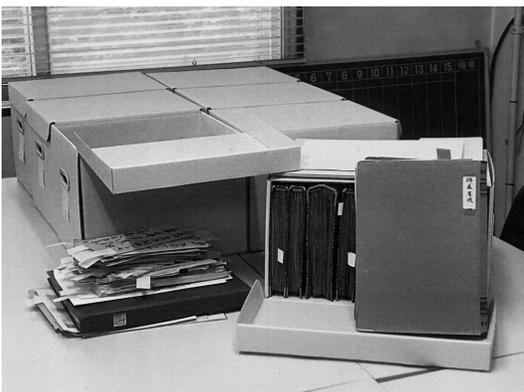


写真1



写真2

木代先生には、東京教育大学定年にあたって出された『六十年のあゆみ』（1961年、私家版）があり、また『ある歴史家の出逢い』（1982年、雄山閣出版）という回想録風の書物も上梓されている。『ある歴史家の手帳』を見ると、「私と手帳」と題する小文のなかに本稿で紹介する日記数冊の写真も掲載されていることに、改めて気づかされたような次第である。

上記（3）のなかには、「自紀資料」と題された自伝の稿本のような手書きに、書簡や原稿、書付などを貼り込んだファイルも3冊含まれる。要するに、木代先生の残された資料のなかには、書簡、日記、自伝稿本、私刊の年譜及び著作目録、公刊された回想録などが体系的に存在しており、日記を紐解く際にもそれら関連資料を参照することができるのである。

1 受贈の経緯と日記の全体像

そこで、木代俊美氏にお便りを差し上げ、一度それらを拝見に参上することのお許しを得たのであった。

ようやくそれが実現することになったのは、一昨年のことである。すなわち2018年1月13日、筆者とアーカイブズ担当の田中友香理助教でお伺いする予定であったが、田中助教が盲腸炎で急遽入院したため、大学院生でアーカイブズ調査員を委嘱していた荒川大輝君（現駒場学園高等学校）を同道して、お話しを伺いながら日記その他のご遺品を拝見し、寄贈を前提に文書をお預かりすることになった。

その後は、筑波大学アーカイブズで整理作業を行なった。まずは中性紙の封筒に入れて全体の点数を確定し、ついで目録（検索手段）の作成作業に入った。書簡（来簡）の数が予想以上に多く、整理におよそ1年を費やしてしまい、冒頭に書いたように昨年5月21日に寄贈の手続きが完了したのである。

このうち、日記全体の略目録は稿末の表1のとおりである。『ある歴史家の手帳』のなかでは「二百余冊」と書かれているが、それが正しいとすれば一部散逸している可能性がある。先生が三十三歳となった1931（昭和6）年以来（一部に1928年以降の記述がある）、晩年に至るまでほぼ間断なく詳細な記録を書き続けていたことが一見してわかる。同書のなかでは「日記」ではなく、あくまでも「日記に肩がわり」する「過眼日抄」であり、「手帳」として書いておられる（たしかに何か月も記述が抜けているところもあるが、予定を書き込む手帳とはまったく違い、月日、曜日、天候が書かれたあとに出来事やその感想が記されているので、本稿では以下においても日記と称しておく）。

作成された冊数を5年ごとにまとめたのが図1である。ここで木代修一先生の略年譜を掲げておく。

- 1898（明治31）年 島根県に生まれる。島根県師範学校を経て
- 1922（大正11）年 東京高等師範学校入学
- 1926（同 15）年 同上卒業、東京女子師範学校附属小学校・高等女学校教諭

日記の各年次別残存数

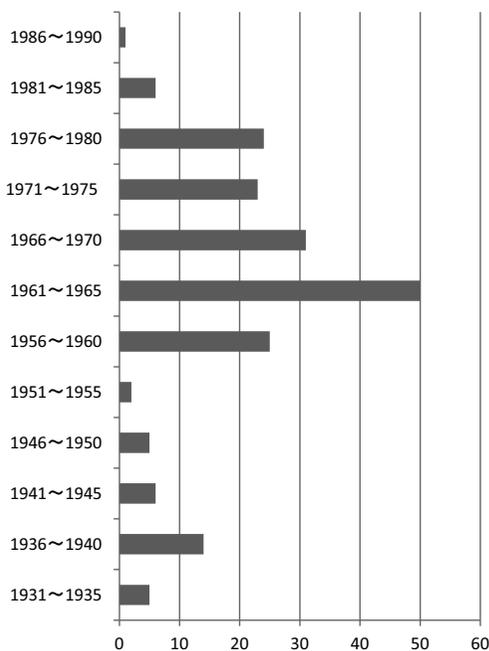


図1

- 1929 (昭和 4) 年 東京文理科大学国史学講座 (東洋史学講座併任) 助手
- 1930 (同 5) 年 東京高等師範学校助教授
- 1938 (同 13) 年 同上教授
- 1949 (同 24) 年 東京教育大学文学部教授
- 1961 (同 36) 年 同上定年退官、専修大学教授
- 1966 (同 41) 年 駒澤大学文学部教授
- 1988 (同 63) 年 死去

履歴と図 1 をあわせて見ると、戦前から戦後の混乱期にかけては冊数が少なく、定年 5 年前の 1956 (昭和 31) 年ころから俄然増加する。全体の約 7 割が定年後の記載であることがわかる。現役時代は忙しくて日記をつけている暇がなかったということかもしれないが、東京高等師範学校や東京教育大学の歴史を補うという意味ではやや残念である。

次に、日記の形態について。日記の多くは丸善製の 4mm 方眼ノート (野帳) に書かれている。紙の部分の大きさはいずれも縦 98mm×横 155mm、布製のカバーはそれより若干大きい。一部、京都スズカケ出版部発行の「史跡・美術資料ノート」(4mm 方眼) 又は製造者不明の方眼ノート (一部 3mm 方眼含む) も混在しているが、これらは丸善製が何らかの理由で購入できなかったときに使用したものと推定できる。大きさは丸善製と同じ。一部に綴じの部分の部分が剥がれているものもある。丸善製の場合、表紙に「過眼抄」(初期の I~Ⅷまで) 及び「過眼日抄」(Ⅸ~) と、ついで収録年月と主な出来事 (例えば「第一次文理大国史旅行」とか) が黒字 (墨書か) のきわめて丁寧な楷書体で書かれている。

本文はほとんどすべて鉛筆書き。したがって、記入時に掌でスレたと思われるページもあって読みにくいところも散見されるものの、全体に劣化や褪色は確認できない。I~Ⅷは横書きで文字どおりの野帳という趣であるが、改題されたⅨ以降に日記を兼ねるようになると、ノートを横に使い一貫して縦書きの小さい文字でびっしり記されている (写真 3、4)。当初から博物館や美術館で実見した絵画や土器などの正確な模写、実地調査地周辺の地図などが多数描かれている。それらはいずれも精妙で木代先生の並々ならぬ技量が見て取れる。また、新聞の死亡記事の切抜きや学会の大会プログラム、展示会の目録や到来した葉書などが適宜貼付されている。書簡 (来簡) のファイルとも関連が問われるだろう。

次に、6 つの項目にわけて戦前~戦後の出来事が日記ではいかに記されているのかを紹介していこう。

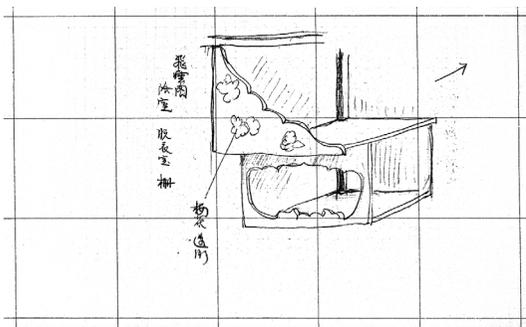


写真 3 (2020 寄木 1-2)

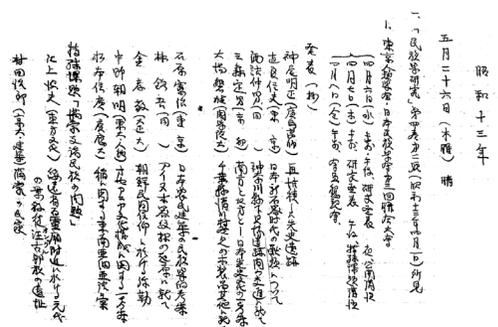


写真 4 (2020 寄木 1-10)

2 戦前～戦後の日々

(1) 東京文理科大学・東京高等師範学校での職務

木代先生の日記第1冊目の模写は3年前の1928（昭和3）年からのものもあるが、なぜ1931（同6）年になって継続的に記録が開始されたのだろうか。そして、1938（同13）年に至って、本格的な日記を記入し始めたのだろうか。その理由は日記のどこを見ても書かれていない。

ここからは推測に過ぎないものの、やはり29年4月の文理大創設の前後は忙しく、ようやくそれが落ち着いた31年から「過眼抄」と名づけて書き始められたと考えるしかない。とくに国史学講座では講座主任で初代学長に就任した三宅米吉が同年秋に急逝し、翌30年に岡山の第六高等学校教授だった松本彦次郎を助教授に迎えて教室を再編、さらにその翌31年、松本が教授に昇任して体制が整うまでの間は、木代先生は唯一人の助手として多忙を極めたことが予想される。また、本格的な日記をつけ始める1938年5月に、木代先生は東京高等師範学校教授に昇任しているの、そのことが直接のきっかけとなっていたことは容易に想像できる。

さて、高師教官としての職務は日々の授業、会議、入試などが考えられるが、それらはいかに記されているのだろうか。まず、授業については、その内容や準備の過程などは一切書かれていない。何時間授業をしたか、それが上手くいったか、いかなかったかは簡潔に書いてある。今回ご寄贈いただいた(3)その他のなかにある「自記資料」には、専用のカード（薄手の洋紙、B6、「KISHIRO」と印字してあるので特注のものか）にペン又は鉛筆で細かく書かれた講義案が貼付されている。ただしごく一部である。

非常勤で出講していた中央大学や、1939年9月に学内に設置された傷痍軍人中等教員養成所の講義についても同様である。

次に会議について。東京高等師範学校は大学ではなく専門学校に位置づけられていたため、いわゆる教授会はない。日記でも「過眼抄」＝助教授時代の記述には会議関係の記事は全く見られない。1939年12月に予科をとまう師範大学案が提示された前後になると茗溪会館を会場に教官懇談会が開催されるようになり、学長の人事や時局にとまう対応策などが協議されるようになる。40年9月3日、森岡常蔵学長が更迭され前文部次官の河原春作が学長に就任するが、木代先生はこの人事にむしろ好印象を抱いていたようだ。41年5月9日の懇談会では木代先生も発言し、国内外に教官を研究派遣する制度を確立させるべきだと主張した。42年10月9日には、師範大学案について教官会議が開かれているが、その後日記の記述が疎らになるため詳細な経緯は追跡できない。察するに、この問題が戦後の東京教育大学設置にとまう東京文理科大学と東京高等師範学校の対立の一つの伏線になったのであろう。

最後に入試についても付言しよう。入試記述の初出は1938年12月26日である。昨年3001名だった受験生が当年は2319名に減少したのは、「時局の影響として閑過する^(ママ)には重大に過ぎる問題であらう」という感想である。広島高等師範学校と共催で行なっていたようで、歴史の問題も東洋史のみ3題出されたようだ。39年の入試については、東京高師と広島高師の問題がそれぞれ詳しく転記されている。歴史用語の解説では、広島が(1)福澤諭吉、(2)封建制度、(3)雪舟、(4)日本仏教の特質、(5)山田長政であったのに対し、東京は(1)風土記、(2)能楽、(3)福澤諭吉、(4)日満議定書の4題であった。福澤諭吉が双方で出題されている点、東京高師で日満議定書という同時代史の出題が見られる点が注目される。

(2) 展観と調査旅行

この日記がそもそも展覧会や調査地での古文書、絵画、石器、建築物、仏像等の模写から始まっていることを反映して、とくに当初のⅠ～Ⅷではほとんどの記述が、そして明確に日記の性格を帯びたⅨ以降にもふんだんにそれらの模写が含まれている。

これは論じるより見ていただいた方がわかりやすいと思われるので、いくつか例示してみよう。まずは「過眼抄」Ⅰで年月日がはっきりしている初出、1928（昭和3）年6月10日の箭内（互一筆者補記）博士追悼蒙古史関係文献展覧（東洋文庫）でのスケッチが写真5である。剣の柄と鈴だがケース内展示だったのであろう、計測値は書かれていない。これ以後も巧妙な模写が多出するが、計測値が記されていない場合がほとんどである。したがって、それらは写真を撮影する代わりに書かれたもので、イメージ図に過ぎないともいえるが、できるだけ正確に模写することで本人にとっては後日に強い印象を残す効果があったであろう。

当時は、学会の年次大会にあわせて特別展が企画されていた。木代先生の場合、大塚史学会大会は勿論のこととして、史学会、考古学会にも必ず出席して熱心に報告を聞くほか、史料展示にも足を運んだ。それらとは別に、皇室博物館や東洋文庫、華族家やデパートなどで開催される展覧会にも頻繁に出かけている。学生・生徒を帯同することも多く、実地に史料や絵画を見ることを重視していたことがうかがえる。これらの記録は、戦前期の文化的水準を推し量る材料としても貴重であろう。

調査旅行については、1930（同5）年関西旅行、31年第一次文理大國史旅行（関西）、同年10月関西旅行、同年11月鎌倉行、32年4月奥羽旅行・・・と、毎年のように関西旅行を中心に、調査旅行（史跡踏査）が試みられている。三宅米吉によって、高等師範生徒の関西旅行が始まったのは1892（明治25）年のことであり、東京教育大学文学部日本史学教室に引き継がれ、筑波大学人文学類日本史コースでも20年ちかく前までは、卒業論文を提出した学生による日本文化史実習が行なわれていたのは、この伝統によるものであった。

調査旅行のなかで注目されるのは、1939（昭和14）年7～8月に実施された「満鮮行」であろう。この年1月には茨城県内原にあった満蒙開拓（青年義勇隊）訓練所への体験入所を経て、満洲拓殖会社からの資金援助を受け、7月20日夜に上野駅を出発してこの旅行は始まった。数えて5歳の俊美氏が、「お父さん、僕の剣を上げるから、満州へもつてゆきなさい」と言って愛用の遊び道具の刀を持ち出してきて渡したという。

新潟から5千トンの伏見丸に乗船して朝鮮半島羅津に渡り、25日に吉林、26日に新京、28日にはハルピンに到着し、近郊の開拓団訓練地で約2週間訓練生に授業をして、朝鮮半島経由で8月29日に下関に到着するという日程であった。日記には「ハルピン観光案内」（写真6）のパンフレット

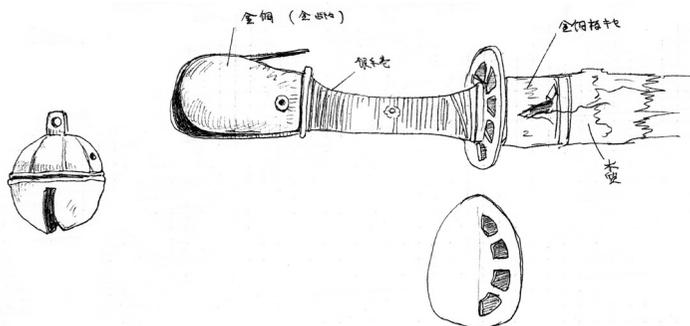


写真5 (2020寄木1-1)



写真6 (2020寄木1-14)

も挟み込まれ、28日の日記には「ロシア娘の水浴
おりかなり露骨」とも記されている。開拓団訓練
所から見た「満人部落」の風景が写真7、ハルピ
ン大陸科学院博物館での模写が写真8、ロシア正
教ハルピン中央寺院の尖塔が写真9である。さら
に、帰路縦断した朝鮮半島のうち、新羅の古都慶
州での模写が写真10である。

なお、関西をはじめ各地への調査旅行は戦争に
突入したあとも続けられ、1944（昭和19）年ま
では日記に記述があるが、前年からは文理大・高師
全員による勤労動員がはじまり、43年12月は栃木
県下の農村に、45年6月は群馬県下に赴いてい
る。

（3）文化史家としての模索

そもそも木代先生の専門は日本史学なのか、考
古学なのかという問題がある。三宅米吉に師事し
た関係で学生時代から考古学への関心が強く、戦
後、東京教育大学に移行してからは日本史学科
（教室）の開講科目として「考古学」の講義を担
当するとともに、1952（昭和27）年からは史学方
法論講座の主任教授として「考古学概説」を講義、
58年からは史学方法論教室が学生募集を開始す
ることになった。

しかし、『ある歴史家の手帳』の冒頭に収めら
れた「私の考古学遍歴」なる文章によると、「私は、
少年のころから学生時代にかけて、考古学に大き
い魅力を感じ、できればその方面の学者になりた
いと志したことがあった」（同書8頁）と書いて
いるのである。これを読むと、自分では考古学者



写真7（同上）



写真8（同上）



写真9（同上）

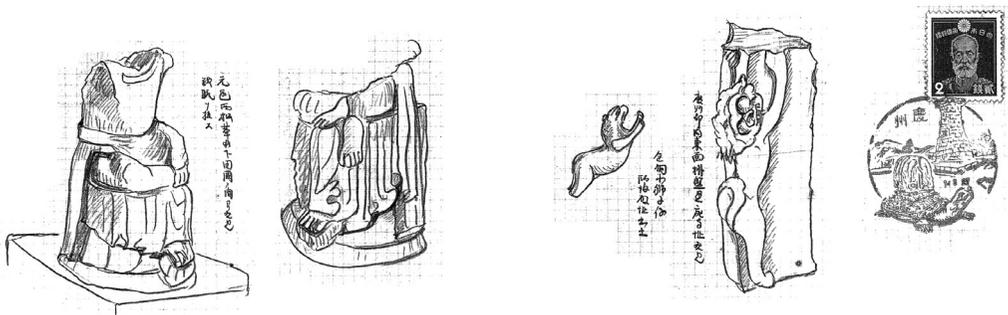


写真10（2020寄木1-15）

ではないと言っているわけで、同じ文章の終わりちかくで、「ただ文献一辺倒ではなく、考古学的な遺物資料をより尊重しながら、人間の歴史に学ぶという方向に、つよく心を引かされたのである」(24頁)と述べているのが自己の学問の傾向を正確に表現しているのであろう。ただし、このことは木代先生の学問形成の過程において深い懊悩をもたらすことになったようである。そのことが日記の随所に現れている。

日記によれば、当初から木代先生の学問的関心の領域は相当に広い。考古遺物から民俗学や民族学、南蛮文化から田能村竹田まで、あらゆるものを見ては模写を試みる。その結果、1937(昭和12)年1月21日、甲州旅行の帰りの汽車のなかで野帳にこう書き付ける。「従来ノ仕事、無意味サヲ告白セザルヲ得ズ(中略)今カラデモ遅クハナイ自身ノ学問ニ境地ヲ拓ケヨ 黎明一」。翌年暮れにはかなりのスランプに陥る。12月22日の記述。「精神混迷に陥り、神経衰弱的症状濃厚、一日として快爽の日なし(中略)「史潮」に書くべき論文つひに出来ず」、また「研究の組織化恒常化を要す」。

翌1941年1月2日、高師以来の友人である稲田正次(当時文理大助教授)を訪ねて雑談すると、稲田が明治憲政史の研究を着々と進めていることに学ぶべきものがあると記したあと、自らを省みて「目標なき多彩多面は遂に裾野巡りに終るべし」と書き記し、「昭和十四年こそ態度一転の好機ならずや、徹底すべし、大道を直進すべし、枝葉末節に拘泥せず、信念ある仕事をなすべし」と決心する。そして、自分の仕事を「私の念ずる仕事は、一般的にいへば日本文化の究明である」と記す。

島根県師範学校を卒業し地元の小学校に勤めたあと東京高等師範学校に進学した木代先生は晩学だった。卒業後、大学に進学せずに女高師附属高女に就職したので、同じ島根師範出でも高師卒業後、九州帝国大学法文学部に進んだ稲田や、中学校から高師に進学したあと京都帝国大学文学部に進学した肥後和男(当時文理大助教授)など、同世代の知友と較べると、あるいは歴史理論や方法論の面で劣っているという自意識があったのだろうか。最終的には、1943(昭和18)年、松本彦次郎が定年退官し肥後和男が文理大教授に昇任、39年に助手となっていた和歌森太郎が講師に昇格すると、「つひに完全に後備に入る省みてまたやむなし、一時の動揺も自らあるべき地を見出して秋爽の感あり、内面的に為すべきこと山積す、つとめて外向をさけて、自らの使命を完成せんとす」(8月24日)という境地に達する。

(4) 師友との交際

上記(3)で紹介したように肥後和男、稲田正次の2人は、年齢も近く、また同窓、同郷などの関係もあって学内で話し込んだり、自宅を往訪したりしている。話題は学問的なことに終始したようで、例えば、1938(昭和13)年6月17日の肥後との対話は「例により雑談」とは言いながら、肥後の神話研究の機縁は京大時代の西田幾多郎の示唆によること、東大に出された坂本太郎の博士論文に対する辛らつな批評などが書かれている。同年8月4日、出校して肥後と、前月25日に現職の京大総長のまま死去した浜田耕作(青陵)について、「派手好みであった先生は、或る意味では死処を得られたのではないか」と語り合っている。同じく学界の先達である松本彦次郎については、39年5月14日の史学会大会で行なった五山文学に関する報告の感想として、「例により雰囲気描写に終始しつひに主題を逸し去る、その学風造詣に親炙せざるものには、全く混迷の印象を得たるのみか」と記している。また、肥後との会話のなかでは、同年12月3日に「文化史とは結局印象批評の域を出ない」と言われたこと、翌40年4月11日に「所謂「高師の学問」といふこと、オリジナルな根のある仕事に没頭したきことなど、「高等師範の学問」といふ卑下に対して深く思はせられる、自ら省みて慚然たるものあり」という記述は、木代先生の学問を考える際に重要な示唆を与えられるものであるとともに、筆者自らも大いに考えさせられるものである。

以上のように、学内外でしばしば会話する肥後とともに、成城の柳田國男の私邸を訪ねたのは1936

(同11)年6月7日のことであった。「肥後氏近江ノ宮座ヲ語ル、柳田氏ノ批評指導流石ニ堂ニ入ル」とある。肥後は翌7月6日に開催された民族学研究会で「近畿に於ける宮座に就いて」という題で報告している。翌37年2月16日には、大塚史学会高師部会のメンバーと駒場の日本民藝館を訪ね、柳宗悦から「指導小話」を受けた。このときの柳との対話は『ある歴史家の手帳』に収録された「一期一会」でも紹介されているが、日記には次のようにメモされている。

民藝館の使命

民藝美 通常・健康美

来館者の態度二つ

1. 直観 嘆声をまづ放つ向
2. 智的一物を見る前に、時代・作者・技術手法等を問題とする向

真の理解は(1)の態度の人に多い、直覚的に真しぐらに真髓を把握す、(2)の場合は結局裾野をぐるぐる廻るのみ、(引用文中は読点に統一している)

「一期一会」では日記にはないことも書いてある。

歴史家のはしくれである私は、あえて柳さんに反論めいたことをいってみた。(中略)その真の美を味うのに、物そのものを曇りのない眼で直観することがまず第一義であるとしても、その美のもつと深層を味うためには、どのようにしてその美が生れ育ったものか、いわゆる名もなき作者をとりまく人間的な環境、製作にかかわる周辺の雰囲気、ひいて生産地・時代など、民芸美のもつ諸多の歴史的、地域的な条件などをみきわめながら、むしろそれらと一体になって味つてゆくことで、美そのものをもより具体的に深く心の中に据えられるのではないか、

柳の答えは「君はなまじ歴史などやっているからとらわれるのだよ」、だったらしい。ありそうな対話である。筆者もなまじ歴史などやっているからか、木代先生の質問に多く頷ける。

その他、日記によれば、1931(昭和6)年の第1回文理大国史旅行に際して紫香楽の内藤湖南邸を訪問したり、39(同14)年12月16日の陽明文庫第1回展観に赴いて近衛文麿や徳富蘇峰を見かけたり、学会の席で立ち話を試みたり、交流の範囲は極めて広い。

ほかにも、教え子たちとの交流が注目される。日記のなかで「わがメンバー」と書かれているグループで、1つは高師在校・卒業生の西山松之助ら、もう1つは兼務で授業を担当していた高師附属中学校の卒業生で東大で経済学を学ぶ安藤良雄らのグループである。38年12月28日の記事には、「教師が教師に値せず自身枯化して何の展開もなくなると、かゝるグループは衰退するしかない」として、自身に不断の成長を促している。さらに「教師はメンバーのそれぞれの個性的方向を理解しつゝ、自身の内容的深化に不断に精進しなければならぬ」という決意を抱く。教師と弟子の関係の理想を夏目漱石と木曜会の青年たちに見ていたようだ。翌39年1月4日には、「賀状に「先生」と署したもの多くなる、わびしい気がする」と書く人であった。

(5) 時代との接点

ここまで書いてきて、気になることが1つある。それは、日記が書き始められた1931(昭和6)年は満州事変が勃発した年で、15年戦争の始まりの年ともいわれ、いわば激動の昭和の出発点と記憶されているのに、日記のなかには時事に関連する事項がほとんど記述されていないことである。翌年の5・15事件の日も、史学会の大会に出席し細川侯爵家の展観に赴き、事件のことには全くふれていないのである。その傾向は以後も続き、国際連盟脱退や日中戦争に関する記述はなく、ようやく1938年12月22日の近衛第3次声明の翌日になって、声明が発表されたことだけが書き込まれるが、感想などは一切ない。

しかし、その後はさすがに事態の進展に対する論評が増加する。翌39年1月8日には、河合栄治郎の

著作発禁事件の新聞記事の紹介があり、2月28日の起訴に先立って、同月2日の条には、「河合さんの人格を全的に肯定する気持ちは動かない」と記し、4月2日の記事では、河合の論文に触発されて森戸事件や初期の社会政策学会に対する思い出などを書き留めた。河合は1931年に文理大で「社会思想史」の講義を担当しており、木代先生とは相識の関係だったと思われる。関連して、1940（昭和15）年3月8日に津田左右吉が岩波茂雄とともに起訴されると、当日の日記に「時勢の変化、発売を黙視してきた政府自体の怠慢（中略）学問の態様には必ずしも賛し難いとするのが自らの津田博士観である」とする。いずれの場合も木代先生の立場がうかがえる。

同40年6月から盛り上がった近衛を中心とするいわゆる新体制運動に対しては、同年8月28日に長文の「所懐」が記されている。それは「（一）日本臣民は陛下の赤子として御楯たるの光栄において、最高の生存意義を担う」に始まり、その（四）では「教育の新体制」の意義を次のように述べる。

現前の事態は、各方面へ統制を主とする集団化が絶要される、その規格性と全体感より導かるゝ感銘とは、もとより尊重されねばならぬ、しかし、その故に、個性、人格に依存する創造性が無視されてよいわけではない。この両面の優位をあはせ採用するところに、すべての向上がある、教育の新体制の骨子もこの間を出づるものではない、人格教育の重要さは今日ほど大なるはない、

同年11月10日に挙行された紀元2600年記念行事に参列した際には、「終生忘れ得ぬ感激であつた」と感想を書き付けている。太平洋戦争開戦前後の日記を欠いているので、それにとまなう所感は知ることができない。1943（同18）年10月2日、学生・生徒の徴兵猶予が停止されると、高師在学生の適用除外を記したあと、「今はすべての個をお国に捧げるときだ、子郎（長男—後述）も母校を失つたまゝ、出陣することになるかもしれない、この戦さはまづ勝たねばならない」と書いた。

生活に関する所感もこの日記には乏しい。俸給だけでは生活がままならないことなどは書かれるが、具体的なことといえば、1939年12月10日の条に、一昨日米屋が1斗の米を持ってきて、今後しばらく配給が不能であると告げたことが書かれ、前日から麦を混ぜたご飯を食べることにしたという。その感想、「情けなきことなり」の一言。

（6）家族のなかで

日記には、ほかにも家族の問題が散見される。木代先生には、高師在学中の1922（大正11）年に結婚した妻貞子（松浦氏）との間に二男四女が生まれた。長男が子郎、二男で末子が今回ご遺品をご寄贈いただいた俊美氏、長女みよ子、二女ゆり子、三女すみ子（夭折）、四女きぬ子の6人。このうち長男子郎は1945（昭和20）年7月、出征したレイテ島で戦死し、長女みよ子も前年病死するなど、不幸が続いた。とくに期待をかけていた子郎の戦死が確実となった1946（同21）年4月6日の条には、次のようにある。

一、つひに悲しみの日に立つ、子郎の運命への一縷の希望は悲しくも絶たれたり、彼の生存はもはや奇蹟としてのみ望み得るのみ、一その詳細をしるすに堪へず、けふ稲毛の留守業務部にいつて星部隊の消息をたしかめえた結論がこれである、あまりにも甘い希望をかけてゐた、遠く南海の島に餓えはてたあの子の苦しみにも思ひいたらず、あゝ何たることか、べんべんと呑気に生きてきた父、何の面目があつて彼の幽魂にわびることが出来るか、すべてを判断し、暗い心で業務部の室を去つた、思ふ存分泣きたい気持を漸く励ましながら、駅に向かつた、研究室に帰るや、途端に涙あふるゝを禁じ得なかつた、（後略）

察するに余りある。戦後の1947（昭和22）年11月22日、国立博物館の考古学関係の展示を26名の高師生を引率して見学、12歳になった俊美氏を初めて同伴する。その日の感慨。

一、俊美、はじめてこのやうな見学と講演に同伴、近ごろ人類の起源といふことを、自由研究の課

題でやつてあるので、案外よろこんで聴いてみた、だんだん無理のない程度に指導してやりたい、何も考古学をやらせるつもりはない、たゞ学問といふことに興味をもてばよい、

1936（昭和11）年12月に島根の父元太郎が死去すると、一時的に母たに（西村氏）が東京で同居したこともあったが、「家庭の問題」（1939年4月14の条）も生じて再び島根に戻るようになった。戦争末期に妻と子供たちはその島根に疎開する。

日記のなかに見える木代先生は、つねによき夫、よき父に徹しようとなされている。この日記から、戦前～戦後のファミリー・ヒストリーを描くことも可能である。

おわりに

以上、木代修一関係文書の全体像と、日記を中心に内容を6つに分けてごく一部分だけ紹介してきた。それらを再度まとめることはしないが、はじめにも書いたように、この関係文書には先生のきわめて几帳面な性格の現われであろう、書簡、日記、自伝風の稿本、私刊の年譜及び著作目録、公刊の回想録など、歴史学でいう一次史料から三次史料までが整然と残されていることが何よりも注目されよう。

おわりにあたって、これらの関係について一考しておきたい。一般に古文学書では、一次史料としての書簡の重要性が強調されるものの、木代修一関係文書においては調査先や展覧時の模写から始まった日記の占める役割が大きいように思われる。それは近現代において書簡と日記の担った役割の変容を象徴しているともいえよう。電話が普及しつつあった時代、とりわけ書齋を有した学者の場合、1人になれる空間で、単なる備忘録でないとすれば、日記に出来事や出会った人びとに対するさまざまな感想や意見を書き込んでいく。ときには来簡も貼り込む。木代先生の場合、他の学者が行なった学会報告に対する所見や学内外の情勢に関する評価も含めて、国史研究者とりわけ文化史家としての内面的な省察と、研究対象や方法に対峙する主体の確立を不断に希求する真摯な学的態度が強く感じられる。あわせて自分自身の内面の弱さや日々の反省なども真率に書かれており、戦前から戦後を生きた知識人であり生活者であった一人の人間の記録としてきわめて貴重な史料であると断言できる。

この日記は、記事中の書きぶりから、当日の夜か翌日の朝のうちに書かれることが多かったようだ。しかし、木代先生ご自身は自らの「怠惰」に帰しておられるが、本稿の検討範囲内でも、おそらく多忙のため長いときは何か月も記述がないところもある。時局への論評や職場である東京高等師範学校に関する記事にはやや物足りない感が残ることも事実であろう。また、一部には、何十頁分か切り取られているものもある（例えば「過眼日抄X X I X」）。書簡がその間隙を埋めることができるのか、今後の検討課題となろう。還暦以降にまとめられた「自紀資料」や公刊の回想録における婉曲な表現、そもそもそれらでは捨象されている出来事も多いことから判断して、この日記は、執筆時期の範囲を考えても残存資料の中心を構成するもので、関係文書のなかでも来簡より以上の史料的価値を有する史料であるといえよう。

*本稿の執筆に当っては、木代俊美氏より特段のご高配を賜りました。記して深謝の意を表します。

表1

No.	名称	No.	名称
1	過眼抄 I 一昭和6・3	51	過眼日抄 新XXI 昭和34・12~35・2
2	過眼抄 II 昭和6・3—5	52	過眼日抄 新XXII 昭和34・3~4
3	過眼抄 III 昭和6・10—9・2	53	過眼日抄 新XXIII 昭和34・5~5
4	過眼抄 IV 昭和9・3—10	54	過眼日抄 新XXIV 昭和35・6~7
5	過眼抄 V 昭和9・11—11・1	55	過眼日抄 新XXV 昭和35・7~8
6	昭和十年八月 高野山南近江行	56	過眼日抄 新XXVI 昭和35・8~9
7	過眼抄 VI 昭和11・2—12・5	57	過眼日抄 新XXVII 昭和35・10~11
8	過眼抄 VII 昭和12・6—11	58	過眼日抄 新XXVIII 昭和35・11~12
9	過眼抄 VIII 昭和12・11—13・5	59	過眼日抄 新XXIX 昭和35・12~36・1
10	過眼日抄 昭和十三年五月—七月	60	過眼日抄 新XXXI 昭和36・1~2
11	過眼日抄 昭和十三年八月—	61	過眼日抄 新XXXII 昭和36・3~4
12	過眼日抄 XI 昭和十三年十二月—	62	過眼日抄 新XXXIII 昭和36・4~5
13	過眼日抄 XII 昭和十四年四月—	63	過眼日抄 新XXXIV 昭和36・5~8
14	過眼日抄 XⅢ ₁ 昭和14・7~8 満鮮行	64	過眼日抄 新XXXV 昭和36・8~9
15	過眼日抄 XⅢ ₂ 昭和14・7~8 満鮮行	65	過眼日抄 新XXXVI 昭和36・9~12
16	過眼日抄 XⅣ 昭和十四年九月—十一月	66	過眼日抄 新XXXVII 昭和36・12~37・1
17	過眼日抄 XⅤ 昭和十四年十二月— 昭和十五年三月	67	過眼日抄 新XXXVIII 昭和37・1~1
18	過眼日抄 XⅥ 昭和十五年四月— 昭和十五年六月	68	過眼日抄 新XXXIX 昭和37・2~3
19	過眼日抄 XⅦ 昭和十五年六月— 昭和十五年十一月	69	過眼日抄 新XXXXI 昭和37・3~4
20	過眼日抄 XⅧ 昭和15・11—16・6	70	過眼日抄 新XXXXII 昭和37・4~5
21	過眼日抄 XⅨ 昭和十六年九月—	71	過眼日抄 新XXXXIII 昭和37・5~6
22	過眼日抄 XX 昭和十七年七月—八月	72	過眼日抄 新XXXXIV 昭和37・7~8
23	過眼日抄 XXI 昭和十七年九月— 昭和十八年四月	73	過眼日抄 新XXXXV 昭和37・8~9
24	過眼日抄 XXII 昭和十八年四月— 昭和十八年九月	74	過眼日抄 新XXXXVI 昭和37・9~10
25	過眼日抄 XXIII 昭和18・10~20・9	75	過眼日抄 新XXXXVII 昭和37・10~11
26	過眼日抄 XXIV 昭和20・9~21・2	76	過眼日抄 新XXXXVIII 昭和37・11~12
27	過眼日抄 XXV 昭和二十一年二月—六月	77	過眼日抄 新XXXXIX 昭和37・12~38・1
28	過眼日抄 XXVI 昭和二十一年七月—十月	78	過眼日抄 新XXXXX 昭和38・1~2
29	過眼日抄 XXVII 昭和22・10~24・11	79	過眼日抄 新XXXXXI 昭和38・2~3
30	過眼日抄 XXIX 昭和24・11~25・	80	過眼日抄 新50 昭和38・3~4
31	〔日記〕	81	過眼日抄 新51 昭和38・8~9
32	〔日記〕	82	過眼日抄 新52 昭和38・9~10
33	過眼日抄 (新) 3 昭和31・5~7	83	過眼日抄 新53 昭和38・10~11
34	過眼日抄 (新) 4 昭和31・7~10	84	過眼日抄 新54 昭和38・11~12
35	過眼日抄 (新) 5 昭和31・10~11	85	過眼日抄 新55 昭和38・12~39・1
36	過眼日抄 (新) 6 昭和31・12~32・3	86	過眼日抄 新56 昭和39・1~2
37	過眼日抄 (新) 7 昭和32・3~6	87	過眼日抄 新57 昭和39・2~3
38	過眼日抄 (新) 8 昭和32・7~8	88	過眼日抄 新58 昭和39・3~4
39	過眼日抄 (新) 9 昭和32・8~9	89	過眼日抄 新59 昭和39・4~5
40	過眼日抄 (新) 10 昭和32・10~10	90	過眼日抄 新60 昭和39・5~6
41	過眼日抄 (新) 11 昭和32・10~11	91	過眼日抄 新61 昭和39・6~8
42	過眼日抄 新12 昭和33・7~8	92	過眼日抄 新62 昭和39・8~9
43	過眼日抄 新13 昭和33・8~9	93	過眼日抄 新63 昭和39・9~10
44	過眼日抄 新14 昭和33・10~11	94	過眼日抄 新64 昭和39・10~11
45	過眼日抄 新15 昭和33・12~34・1	95	過眼日抄 新65 昭和39・11~12
46	過眼日抄 新16 昭和34・1~4	96	過眼日抄 新66 昭和39・12~40・1
47	過眼日抄 新17 昭和34・4~5	97	過眼日抄 新67 昭和40・1~2
48	過眼日抄 新18 昭和34・6~7	98	過眼日抄 新68 昭和40・2~3
49	過眼日抄 新IX 昭和34・8~9	99	過眼日抄 新69 昭和40・3~4
50	過眼日抄 新XX 昭和34・9~	100	過眼日抄 新70 昭和40・4~5

表 1

No.	名称	No.	名称
101	過眼日抄 新71 昭和40・4～5	150	過眼日抄 新々11 昭和46・10～
102	過眼日抄 新72 昭和40・5～6	151	過眼日抄 新々 昭和47年5月～
103	過眼日抄 新73 昭和40・6～7	152	過眼日抄 新々 昭和47・6～
104	過眼日抄 新74 昭和40・7～8	153	過眼日抄 更新1 昭和48・1～
105	過眼日抄 新75 昭和40・8～9	154	過眼日抄 更新2 昭和49・3～3
106	過眼日抄 新76 昭和40・10～	155	過眼日抄 更新3 昭和49・4～
107	過眼日抄 新77 昭和40・10～11	156	過眼日抄 更新4 昭和49・5～5
108	過眼日抄 新78 昭和40・11～12	157	過眼日抄 更新5 昭和49・6～
109	過眼日抄 新79 昭和40・12～41・1	158	過眼日抄 更新6 昭和50・7～8
110	過眼日抄 新80 昭和41・2～3	159	過眼日抄 更新7 昭和50・8～9
111	過眼日抄 新81 昭和41・3～4	160	過眼日抄 更新8 昭和50・9～10
112	過眼日抄 新82 昭和41・4～5	161	過眼日抄 更新9 昭和50・10～11
113	過眼日抄 新83 昭和41・5～6	162	過眼日抄 更新10 昭和50・11～12
114	過眼日抄 新84 昭和41・6～7	163	過眼日抄 更新11 昭和50・12～51・1
115	過眼日抄 新85 昭和41・8～9	164	過眼日抄 更新12 昭和51・1～2
116	過眼日抄 新86 昭和41・9～10	165	過眼日抄 更新13 昭和51・2～3
117	過眼日抄 新87 昭和41・11	166	過眼日抄 更新14 昭和51・4～5
118	過眼日抄 新88 昭和41・12	167	過眼日抄 更新15 昭和51・5～6
119	過眼日抄 新89 昭和42・1～2	168	過眼日抄 更新16 昭和51・6～8
120	過眼日抄 新90 昭和42・3	169	過眼日抄 更新17 昭和51・8～10
121	過眼日抄 新91 昭和42・4～5	170	過眼日抄 更新18 昭和51・9～12
122	過眼日抄 新92 昭和42・5～6	171	過眼日抄 更新19 昭和51・12～52・2
123	過眼日抄 新93 昭和42・	172	過眼日抄 更新20 昭和52・2～4
124	過眼日抄 新94 昭和43・1～2	173	過眼日抄 更新21 昭和52・4～
125	過眼日抄 新95 昭和43・2～3	174	過眼日抄 更新22 昭和53・4～
126	過眼日抄 新96 昭和43・3～4 北四国・九州・山陰行 3・26～4・5	175	過眼日抄 更新23 昭和53・54・1～2
127	過眼日抄 新97 昭和43・4～5	176	過眼日抄 更新24 昭和54・2～3
128	過眼日抄 新98 昭和43・5～6	177	過眼日抄 更新25 昭和54・3～4
129	過眼日抄 新99 昭和43・6～7	178	過眼日抄 更新26 昭和54・5～
130	過眼日抄 新100 昭和43・7～8	179	過眼日抄 更新27 昭和54・6～6
131	過眼日抄 新102 昭和43・8～9	180	過眼日抄 更新28 昭和54・7～8
132	過眼日抄 新103 昭和43・9～10	181	過眼日抄 更新29 昭和54・8～9
133	過眼日抄 新104 昭和43・11～11	182	過眼日抄 更新30 昭和54・10～10
134	過眼日抄 新105 昭和43・11～12	183	過眼日抄 更新31 昭和54・11～12
135	過眼日抄 新106 昭和44・1～1	184	過眼日抄 更新32 昭和54・12～55・2
136	過眼日抄 新107 昭和44・1～3	185	過眼日抄 更新33 昭和55・3～4
137	過眼日抄 新108 昭和44・3～5	186	過眼日抄 更新34 昭和55・4～5
138	過眼日抄 新109 昭和44・5～	187	過眼日抄 更新35 昭和55・6～7
139	過眼日抄 新110 昭和45・1～	188	過眼日抄 更新36 昭和55・7～56・3
140	過眼日抄 新々1 昭和46・1～1	189	過眼日抄 更々新37 昭和57・1～3
141	過眼日抄 新々2 昭和46・1～2	190	過眼日抄 更々新38 昭和57・3～4
142	過眼日抄 新々3 昭和46・3～3	191	過眼日抄 更々新39 昭和57・4～5
143	過眼日抄 新々4 昭和46・4～	192	過眼日抄 更々新40 昭和57・5～6
144	過眼日抄 新々5 昭和46・5～	193	過眼日抄 更々新41 昭和57・6～
145	過眼日抄 新々6 昭和46・5～6	194	[過眼日抄] 昭和61・3～7
146	過眼日抄 新々7 昭和46・7～	195	[過眼日抄]
147	過眼日抄 新々8 昭和46・8～	196	資料抄1
148	過眼日抄 新々9 昭和46・8～9	197	光悦研究資料1
149	過眼日抄 新々10 昭和46・9～10		

木代修一関係文書の書簡資料 —「師友華牋」を中心に—

田中友香理

はじめに

木代修一先生の関係文書の存在を知ったとき、筆者はある感慨に打たれた。木代先生のお名前にはじめて接したのは、今から11年前に受講した中野目徹先生の日本史特講においてであった。テーマは「近代日本の知識人論」で、初回の授業で筑波大学の史学の歴史についてお話しくださり、三宅米吉先生のお弟子として木代修一先生のお名前を挙げられた。まさか自身が大学アーカイブズに所属している間に、先生の文書の受贈に立ち会えるとは夢にも思っていなかった。

本稿では、木代修一関係文書のうち書簡資料について紹介したいのだが、大変残念なことに、本年4月初旬段階で作業を完遂することが不可能になってしまった。国立国会図書館をはじめ各大学の附属図書館が新型コロナウイルス感染拡大防止のために閉館となり、本稿執筆に必要な調査を中断せざるを得ない状況に追い込まれたのである。具体的には、書簡発信者の経歴・学歴が記された資料（校友会等の名簿や記念論集、伝記等）や各資料館所蔵の関係文書にアクセスすることがかなわなくなった。急遽、個人所蔵の『茗溪会会員名簿』や学士会『会員氏名録』を借用するとともに、国立国会図書館のデジタルコレクションで公開されている各年度の『東京文科大学一覽』、京都大学大学図書館のホームページで公開されている教員履歴データベース（<https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/>）や東京文化財研究所のホームページで公開されている美術関係の物故者記事データベース（<https://www.tobunken.go.jp/materials/bukko>）で情報を収集した。それらによって、多くの書簡発信者の経歴・学歴を明らかにしえたが、依然判然としない発信者も多い。したがって、本稿では書簡資料に対して計量的な分析を加えることを断念し、まずは書簡資料の全体像を提示し、その後、書簡発信者を4つに分類し、木代先生が発信者と知的交遊を結ばれていたという前提に立って、木代先生が所属した知的社会の特質について論じたい。なお、木代先生を含めて先生方のお名前について、本稿の性格を考え、以下、敬称を省略させていただく。

1. 書簡資料の全体像

筑波大学アーカイブズで受贈した木代修一関係文書のうち書簡の主なもの「師友華牋」全9巻に収録されている。「師友華牋」とは、生前の木代が自身宛の書簡（葉書と封書、書状）等をスクラップブックに糊付けして整理したものである（2020寄木5-198～206）。木代修一関係文書のなかにはそのほかにも、スクラップブック等に貼付されていない封書（木代修一宛浅海正三書簡、2020寄木6-207～212）や自伝稿「自紀史料」全3巻（2020寄木6-227～229）と日記「過眼日抄」全197冊（2020寄木1-1～4-197）に糊付けされた書簡がある。また後日、木代俊美氏よりお預かりしたファイルには葉書が収録されている。

木代修一関係文書の書簡資料全体の性格について述べると、ほぼすべてが木代受信書簡であり、一部俊美氏をはじめ御家族宛の書簡が認められる。さらに、全書簡のうち前出の浅海正二からの封書（6点）以外にはすべて木代による何かしらの整理が施されている。「師友華牋」収録書簡は、全1496点、スクラッ

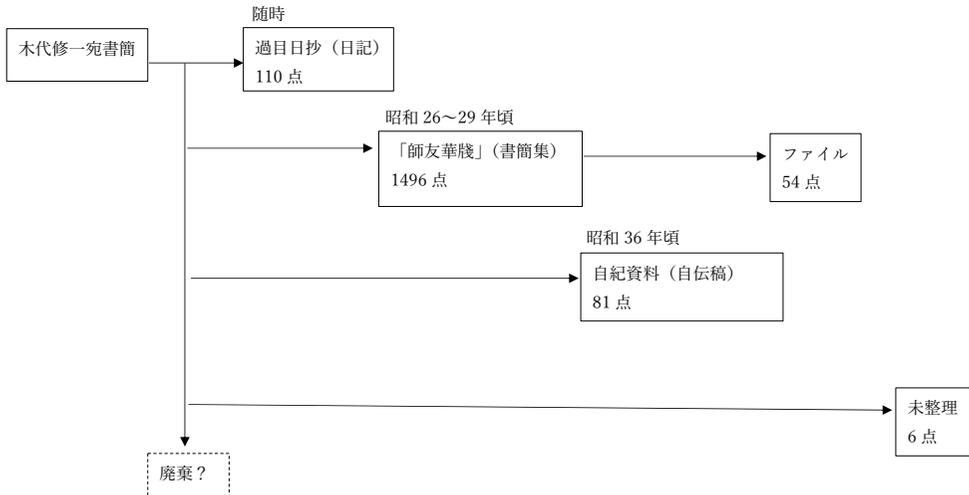


図1 木代修一関係文書の木代宛書簡資料の伝来

ピングの順番はおおむね受信日順であるが、前後する場合も見られ、必ずしも受信後すぐに貼付されたわけではなく、受信書簡数がある程度になった時点で整理、貼付したようである。「過目日抄」を見ると、その記述を補うために受信日後数日以内に糊付けされた書簡が110点確認できた。昭和36年の東京教育大学退官前後に執筆されたとみられる自伝稿「自紀資料」には、過去受信した書簡のうち記述に関係するものが81点貼付されている。後日お預かりのファイルに収録された書簡54点は、ほぼすべてに台紙から引き剥がされた形跡が見られ、いずれかの段階で木代が「師友華牋」から何かしらの意図をもって選別したものと思われる。そこから考えると、図1のように、木代が受信した書簡は、受信後、比較的早い段階で「過目日抄」に貼付され、そのほかのものはある時点で「師友華牋」か「自紀資料」に収録され、残りは未整理のまま保存もしくは廃棄されたと考えられよう。

2. 「師友華牋」について

以上のように点数から言っても、資料の成り立ちから言っても、「師友華牋」が木代修一関係文書のうち書簡資料の基幹であることは間違いない。以下、本節では「師友華牋」について論じる。「師友華牋」は、とじ込み式スクラップブックに書簡を貼付したもので、各巻の表紙には木代自身の筆によって「師友華牋」と記された題箋が付されている(写真1参照)。本来全10巻であったようだが、第7巻を除く9巻が当館に寄贈された。俊美氏によれば第7巻の所在は不明とのことである。それぞれの収録件数は第1巻が161点(内4点は書簡ではない)、第2巻が232点、第3巻が201点、第4巻が184点、第5巻が166点、第6巻が204点、第8巻が104点、第9巻が123点、第10巻が121点の計1496点で、おおむね1巻あたり

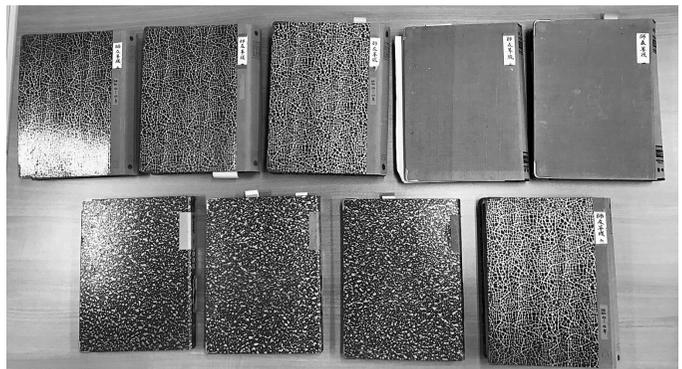


写真1 「師友華牋」全9巻表紙

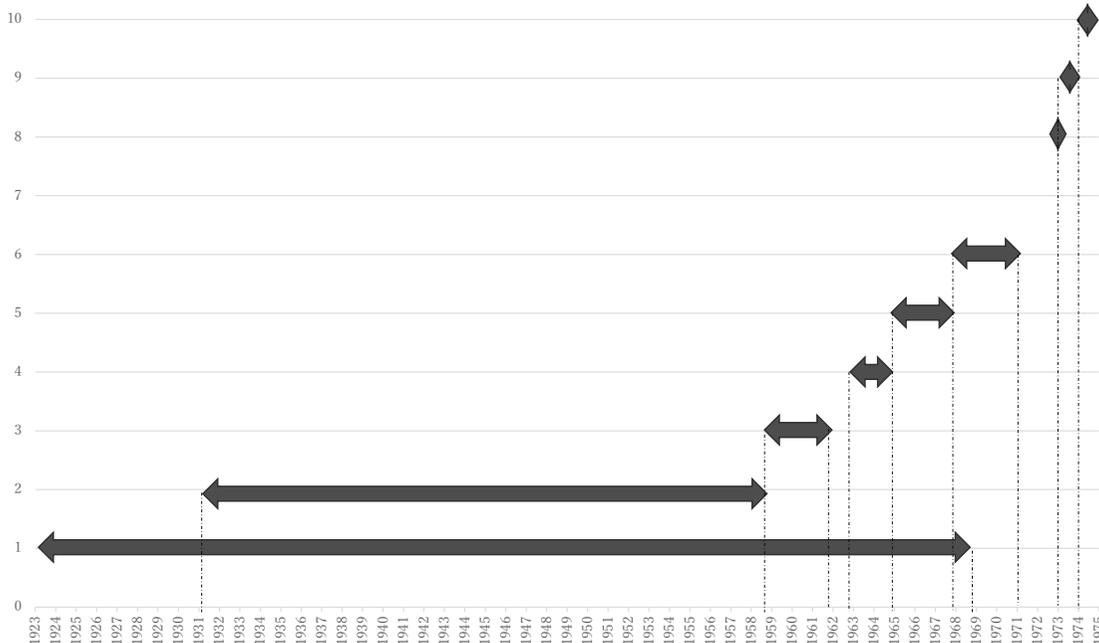


表1 「師友華牋」の各巻の収録年代

120~200点程度の書簡が貼付されている。

収録年代を見てみよう。各巻の収録年代をグラフ化すると表1のようになる。一見してわかるように、第3巻以降は1巻あたり1、2年の間に受信した書簡を時系列順に収録しているが、第1、2巻はかなり長い期間の受信書簡を収録している。第1、2巻の書簡収録のルールは、それぞれの目次を見ると判然とする(写真2参照)。年代ではなく人物順に整理、収録されたのである。第2巻の目次を見ると、最後の人名は「家永三郎」で、以下「昭和二十六・七・八年」「昭和二十九年」「昭和三十年」…と年代順になっている。以後第10巻にいたるまで時系列順に編纂されるため、

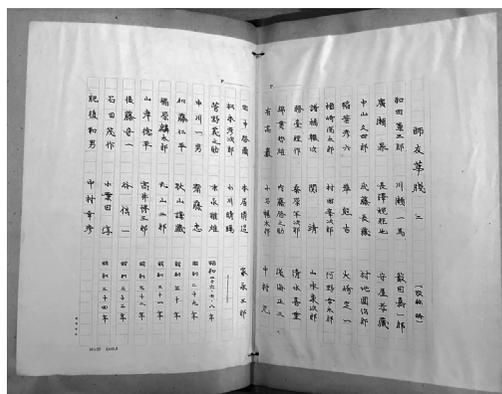


写真2 「師友華牋」第2巻の目次

「師友華牋」の編纂開始年代はおおよそ昭和26~9年頃ではないかと思われる。ちなみに、表1だけを見ると、第1巻が昭和44年(1969)まで万遍なく収録しているように見えるが、昭和28年作成のある書簡に関係する44年の書簡を1点挿入しているだけで、他は大正12年~昭和29年の書簡である。無論、昭和27年頃より後に編纂し、収録基準を昭和27年頃までとそれ以降で変えただけとも考えられるが、たとえば第2巻の目次にある務台理作や諸橋轍次の書簡は、第2巻だけでなく第3、7、8、9巻にもみられる。同じ人物からの書簡をある時点前後で異なる基準で収録しているのは、その時点で「師友華牋」を編纂しはじめたから、という以外の合理的な説明が見当たらない。さらにいうと、昭和27年3月31日に、木代が卒業以来長らく籍を置き続けた東京高等師範学校が閉校した。入学以来、学生として、教官として長らく同校に所属し続けた木代の回顧の念が、彼をして受信書簡の整理と「師友華牋」の編纂に向かわしめたのだと思われる。

次に、年代別の書簡数を見てみよう(表2参照)。昭和34~37年の書簡を収録している第3巻以後の巻

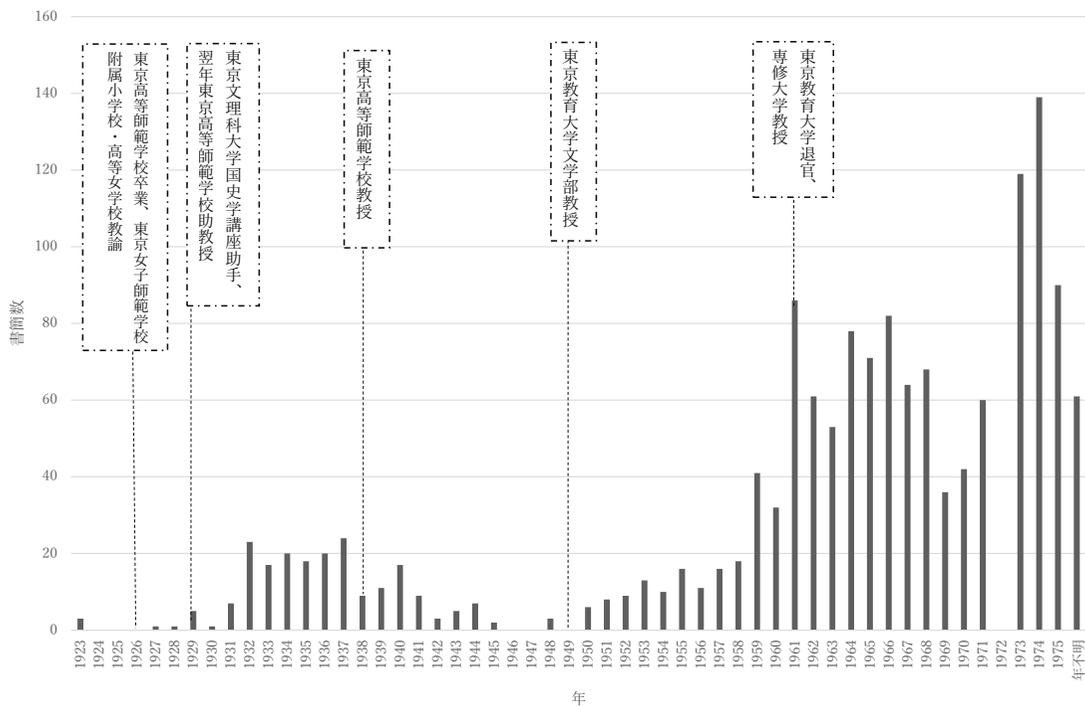


表2 「師友華牋」収録の書簡数（年別）

は、おおむね1～3年分の書簡を収録しているため、昭和34年以降の書簡数はそれ以前よりも多く、とくに東京教育大学退官後の書簡が多い（昭和47年受信の書簡は第7巻に収録されていたはずである）。それに比して昭和34年以前の件数は著しく少ない。

次節では、「師友華牋」に収録された書簡の発信者、つまり「師友」に着目し、その広がりをもつ4つの視点から明らかにしていきたい。とくに第1、2巻を中心として、そのような「師友」交際と木代の学者としての自己形成を関わりながら論じる。

3. 「師友」の広がり

①東京高等師範学校在学時の恩師

第一に、木代自身の出身校であり職場でもあった東京高等師範学校関係者、とくに恩師の書簡が多く収録されている。「師友華牋」第1巻の記念すべき1ページ目には、雑誌『文』第4巻第9号に掲載されたと思われる三宅米吉「扶桑国諸説」下の原稿が貼付されている（写真3参照）。以降、三宅米吉がサインをした「東京高等師範学校参考書貸与保証書」3点と電報「ミヤケセンセイキトクスグコイ」、そして三宅の死亡通知書が続く（2020寄木5-198-1～6）。大正11年（1922）4月、木代が東京高等師範学校文科第1部別組（歴史・地理専攻）に入学したとき、三宅はすでに63歳、国史の教授と校長を兼任していた。木代は三宅について後に「はじめどこが偉いのか一向わからなかった」（木代修一『ある歴史家の手帳』雄山閣出版、1967年）と述懐しているが、大正14年には木代が発起人のひとりとなった大塚史学会の会長に三宅が就任し、その後昭和4年に東京文理科大学が創設されると、三宅主宰の国史学教室の助手として木代が採用された。木代は、そのような師弟の交流をとおして、三宅の学問に対する「潔癖」な態度を敬慕するようになったという（同上『ある歴史家の手帳』）。

三宅以外にも木代が師事した当時の教官たちとして東洋史の中山久四郎、地理学の田中啓爾、辻村太郎、社会学の綿貫哲雄らの書簡も見られる。主に山岳の地形学を専門とした辻村からの助言はその後の木代の学者人生を考えるにあたって重要である。「我が国の学者はペンで自由に図を書くことに熟達して居」ないので、「地図特にスケッチマップに対する習練」が必要であること、さらに「良き意味に於けるアルピニズム」を持ち「鋭く観察し深く思索する登山者を欲」すことを木代に書き送っている（2020寄木5-198-161）。

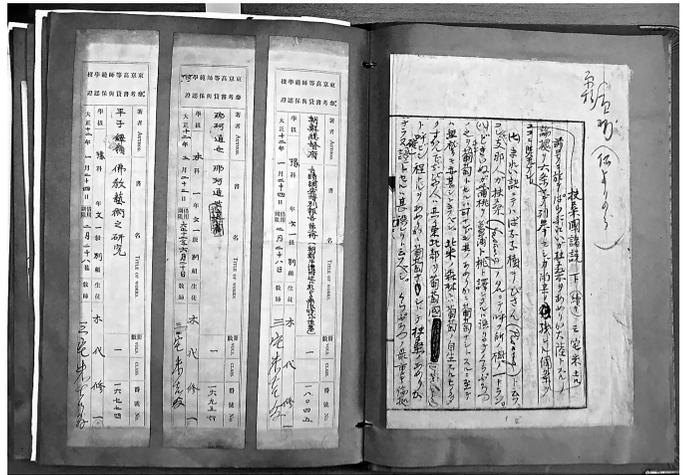


写真3 三宅米吉「扶桑国諸説」下、「東京高等師範学校参考書貸与保証書」

中野目稿で紹介された「過眼日抄」では、木代が生涯にわたって、全国各地の寺院、神社、博物館、遺跡等を訪れてはすべてを「鋭く観察」し、建造物から路傍の碑までを丹念に模写した様子がかがえる。辻村の東京帝国大学転任後に地理学の教授となった田中からは、昭和13年（1938）5月に木代が東京高等師範学校教授に任じられた際、「御昇進」「おめでたう」、「三宅先生も御満足」であろう、「今後の大成を祈る」との祝辞が贈られている（2020寄木5-199-22）。東京高等師範学校出身の田中にとって、生え抜きの若手の教授就任は特別な重みをもつものであった。

また、三宅急逝後、東京文理科大学国史学教室の教授に就任した松本彦次郎からの書簡も「師友華牋」に収められている。そのうち主なものは後に西山松之助編『松本彦次郎書簡集』（「松本彦次郎書簡集」刊行会、1977年）に翻刻、収録された。昭和7年から30年までの17点の書簡からは、両者の親しい交際の様子がうかがえる。そのうち、『書簡集』に収録されていない書簡を紹介しよう。松本は逝去する3年前、昭和30年11月7日付封書で、「大兄の学位論文も是非御完成のこと切に御すすめ申し上げます」と、当時東京教育大学教授と桐朋女子学園小学校幼稚園園長等を兼任していた木代に、自身の研究を大切にしようさり気ない忠告を発している（2020寄木5-199-170）。それから7年後、昭和37年に木代は「平城京の都市生活についての研究」で博士号を取得した。

② 学者社会への参入

木代は東京高等師範学校在学中に大塚史学会の発起人になると同時に大塚地理学会の委員にも選出され、大正14年（1925）、考古学会学生幹事に推薦された。三宅が創始した考古学会において、木代は、東京帝室博物館の高橋健自や高橋に師事した石田茂作ら東京高等師範学校出身の先輩と交流をもった（2020寄木5-198-8、199-56等）。こうして木代は、草創期の考古学界を中心とする学者社会へと足を踏み入れていくわけだが、それには考古学会編『考古学雑誌』や歴史教育研究会（中山久四郎主幹）編『歴史教育』、大塚史学会編『史潮』の編集をはじめとする学会事務の担当が幾分か寄与した。たとえば、東京帝国大学史料編纂所の西岡虎之助からは『史潮』寄稿依頼への返信が、白鳥庫吉や東洋文庫主任の石田幹之助、朝鮮総督府博物館の斎藤忠からは講演依頼への返信が木代宛に届いている（2020寄木5-198-150、11、128、144）。

学者として当然であるとはいえ、木代は研究論文の発表によって、学者社会における自身の地歩を固

めていった。「師友華牋」第1、2巻の多くを占めるのは、抜刷送付への礼状である。たとえば、歴史教育研究会編『明治以後に於ける歴史学の発達』（四海書房、1932年）に寄稿した「明治以後に於ける歴史学の発達 美術史」の抜刷に対しては、昭和7年12月以降に、京都帝国大学の考古学の泰斗である浜田青陵、梅原末治、仏教美術史の源豊宗、東京帝国大学で建築史を専門とした関野貞、東京帝国大学史料編纂所所長で日本仏教史の辻善之助から礼状が届いている（写真4参照、

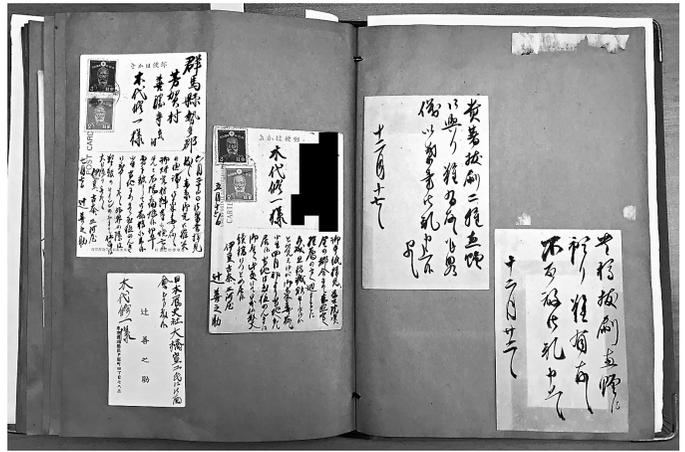


写真4 昭和7年12月17日付木代修一宛辻善之助書簡ほか

2020寄木5-198-14、94、88、12、30)。ちなみに『明治以後に於ける歴史学の発達』は、松本彦次郎、中山久二郎、有高巖をはじめとする東京文理科大学の教官やその関係者が中心となって、明治期以後の歴史学について、文化史、思想史、経済史、政治史、法制史等といった項目ごとにその変遷を分析したものであり、木代は美術史を担当した。東京帝国大学の国史学に対して、文化史や思想史を中心とする茗溪の歴史学が開花しつつあるなか、木代もまたその一端を担った。すでに「平城京都市生活の一考察」（『史潮』第1年第3号、1931年）、「奈良朝における写経生の生活」（『歴史教育』第7巻第6・7号、1932年）を発表し、考古学的知見をもとに、古代日本の生活文化史を専門としていたが、次第に、美術史をも包含する文化史へと専門を広げていったのである。そのような木代の業績に対して、浜田の弟子のひとりであり、木代の1歳年長の末永雅雄からは、昭和11年4月15日付で「各種の御研究方法に就きても常に多大なる貴兄に対する尊敬を有し居候」との所感が寄せられた（2020寄木5-198-139）。他の論文に対しても、中村孝也や竹内理三、相田二郎、荻野三七彦等からの礼状が届いている（2020寄木5-198-134、158、123、152）。ただし、当時すでに文化史の大家であった京都帝国大学教授の西田直二郎からの書簡は収録されていない。

以上のように考古学から文化史へと次第に専門を広げ、学者社会においても一定の認識を得られたことは木代を大いに勇気づけたと思われるが、彼の研究への動機付けをさらに強めたのは、優秀な同窓生や若手研究者らとの交流であった。三宅の研究室で副手を務め、32歳の若さで急逝するも、松本清張『断碑』主人公のモデルとなった異色の考古学者、森本六爾からは昭和9年（1934）に「文献史学、民俗学、考古学、人類学、地理学、社会経済史学等の若い時代の何等かの結合」のための組織の立ち上げへの協力を依頼され（2020寄木5-198-112）、京都帝国大学大学院に進学した肥後和男からは昭和6年12月に「将来の大成を期する為」に、「特に歴史の三方法たる文献と考古と民俗」を修め、その上に「自分の歴史学を建設したい」との大望を明かされている（写真5参照、2020寄木5-199-61）。ほかにも同期の志賀剛から19点、大高常彦から143点、そして明治憲法制定史の研究で著名な稲田正次から3点の書簡が寄せられている（ただし彼らからの書簡は昭和30年代以降のものが大半である）。若手研究者の不安と気負いは今も昔も変わらないと思われるが、「師友華牋」からは、同志でありライバルでもあった彼らの交際の様子が浮かび上がってくるのである。

③文化人社会との接点

文化史研究の特殊性は、研究者自身もまた芸事への深い造詣を要求されるという点に求められるであ

ろう。木代もまた描画の才にあふれていたことが「過眼日抄」や水彩画のスケッチブック「画帖」等からうかがえる（2020寄木6-244）。「師友華牋」からは、文化史研究者として、学者だけでなく文化人とも交流を深める木代の姿が見てとれる。たとえば、中野目稿でも指摘された柳宗悦からの葉書が1点貼付されている（写真6参照、2020寄木5-198-62）。また、偶然奈良で出会ったという会津八一からの書簡も10点取められ、そのうちの1点はすでに前掲『ある歴史家の手帳』で翻刻、紹介されているが、他にも、これから「卒業論文」の「点検」に入るが、今度お会いしての「高話拝聴」が楽しみであるという旨をしたためてきた葉書や、揮毫の依頼を断る葉書等がみられる（2020寄木5-198-44、199-151）。さらに、佐佐木信綱からは「お申し越しの書」を「蔵」より出しておく旨来信があった（2020寄木5-198-27）。このような史料調査を介した交流は、本居宣長やその弟子たち、そして村田清風の子孫とも結ばれたようである（2020寄木5-199-100、93等）。ほかに、画家の中村一良や金沢の四校記念碑で知られる彫刻家の吉田三郎からは抜刷送付の礼状が届けられている（2020寄木5-199-223、198-159）。会津とも親交の深かった写真家の小川晴暘からは、昭和14年7月に陸軍従軍写真家として大陸に赴く旨が報告されている（2020寄木5-199-101）。また、肥後和男が、はじめて北大路魯山人と面語した時の様子を伝えてきた書簡は実に面白い。「会ってみると誠に驚くべき人物だといふ感じがしました。今は主として製陶をやっていますがその豊かな天分とすばらしい力倆とはその作品をして当代無双のものたらしめておます。」「食器に関したものは他の追隨を許さないものがあります。」「この人は絵もすばらしいし書道に於いても絶大の自信をもっています。とにかく当代第一流の天分をもった人間です。」「当代一流の天分」をもつ人間に出会った肥後の興奮が行間からにじみ出ている（2020寄木5-199-64）。肥後は、その感動を共有できる相手として木代を真っ先に思い浮かべたのであろう。

ここで着目するのは木代と土田杏村との関係である。前掲『ある歴史家の手帳』によれば、木代は「文明批評家」としての杏村よりも、桃山時代の障壁画の研究者としての杏村に興味をひかれたようで、最晩年の杏村の自宅を訪問した折も、障壁画について議論し

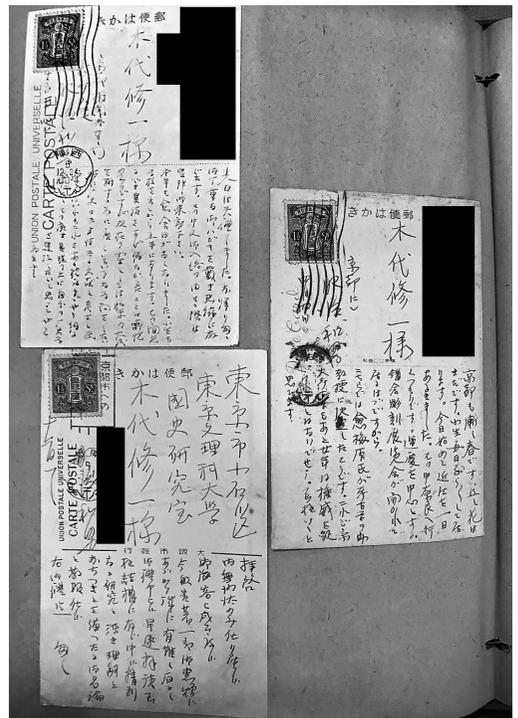


写真5 昭和6年12月24日付木代修一宛肥後和男書簡ほか

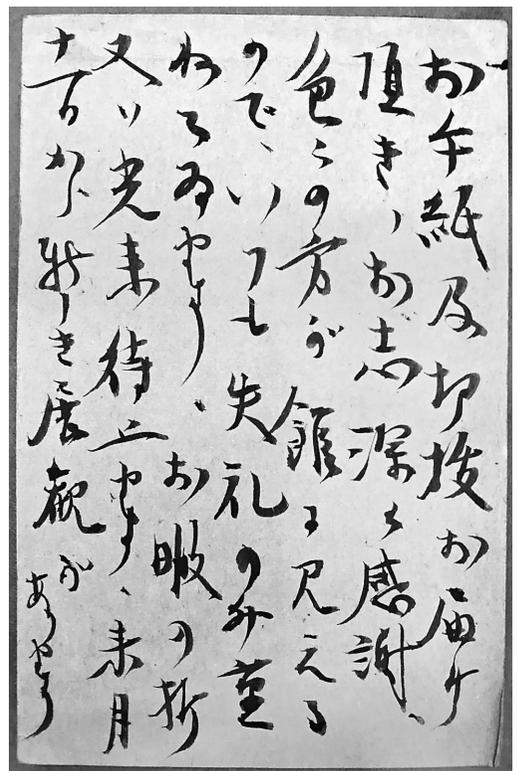
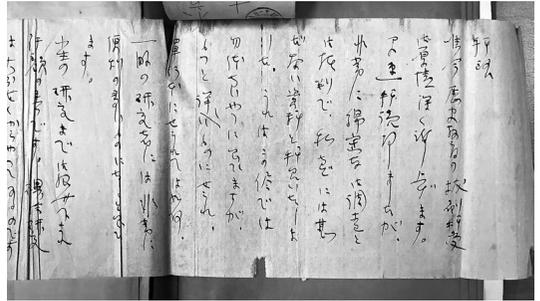
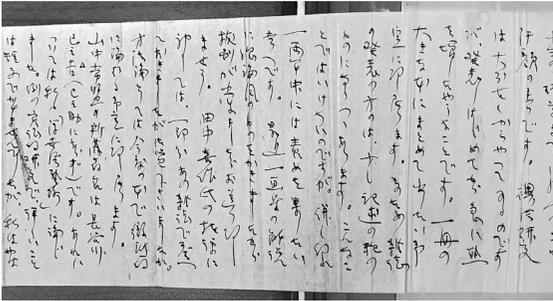


写真6 昭和12年4月29日木代修一宛柳宗悦書簡



たという。杏村は木代の7歳年長、すでに文壇における地位を確立していたが、その書簡はいずれも丁寧でぬくもりのある書きぶりである。昭和7年に『歴史教育』に発表した「奈良朝における写経生の生活」の抜刷に対しては、「非常に綿密な御調査と御批判」がなされていると称賛し、単行本化を勧めたうえで、以下のように締めくくっている。「高師の方は美術史研究なかなか盛んなやうですが、御研究次々発表くださる一般の蒙を啓してほしいと囑望に堪へません」と(写真7参照、2020寄木5-198-76)。東京高等師範学校の卒業生であった土田にとって、後輩であるとともに母校の教官であった木代の「美術史研究」には特別な思い入れがあったのであろう。杏村は昭和9年4月に逝去するが、「師友華牋」にはそのひと月前の書簡が収録されている。同月に発行されたばかりの『日本文化史図録』(四海書房)に対して「資料の精確選択にそつがなく堂々たる大著」であるとひとしきりほめそやしている(2020寄木5-198-79)。杏村没後には夫人から、杏村は「主人生前よりあなたさまの御論文に敬服して拝読」していたとの思い出が寄せられた(2020寄木5-198-78)。

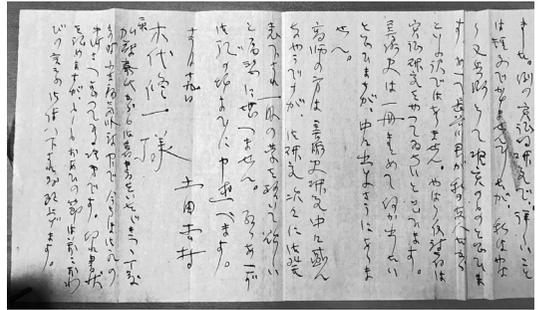


写真7 昭和7年12月19日付木代修一宛土田杏村書簡

以上のように、柳に会津、土田ら文化人の手簡は、「師友華牋」をさらに薫り高いものにしていといえよう。それらの書簡は、木代が学者社会の内部に籠城するのではなく、文化人社会と学者社会の両円の重なる地点にいたことを物語っている。そうした幅広く、かつ良質な交際は、木代の知識人社会の研究に少なからず影響を与えたことと思われる。

④東京高等師範学校、東京文理科大学、東京教育大学という場

木代は、学者社会と文化人社会の双方に属していたが、恩師たちや杏村、肥後らとの交流からもわかるとおり、個人としてそれらの社会を浮遊していたわけではなく、東京高等師範学校、東京文理科大学、そして東京教育大学という場を縁とした縦と横の人間関係を基軸としていた点において終生変わらなかった。東京高等師範学校と東京文理科大学、そして戦後の東京教育大学すべての教官を務めた木代は、それを意識的に維持していたように思われる。「師友華牋」の第2巻は主に東京文理科大学、東京教育大学文学部の同僚をはじめとする関係者の書簡で構成されている。

第2巻には、文学の研究者として、『大漢和辞典』を編纂した諸橋轍次、書誌学の大家で後に成篁堂文庫の調査に携わる川瀬一馬、哲学では務台理作、社会学では綿貫哲雄、有賀喜左衛門、東洋史学の有高巖、中山久四郎、英文学の福原麟太郎らそうそうたる学者からの書簡が収録されている(2020寄木5-199-13、71、14、15、229、20、46等)。

「師友華牋」からは、上記のような学問の垣根を越えて同僚らと知的交遊を続けるなか、足元の日本史学専攻において、東京教育大学の設置を経てなお高等師範以来の日本史学の伝統を絶やさぬよう努力する木代の姿が浮かび上がってくる。東京教育大学設置後の家永三郎の書簡に着目しよう。年不明ではあるが、「この度新大学移行発令祝着」等との文言から昭和24年(1949)と推定できる書簡では、「日本史の助教授の件」はしばらく静観するが、「御推薦の直江君」について「この問題には種々難関がある」のではないかという(写真8参照、2020寄木5-199-137)。「直江君」つまり、直江広治(東京文理科大学卒業)は、この後、昭和27年に木代が設けた史学方法論教室の助教授に任じられた。昭和26年11月27日付書簡では、「和歌森君が拙宅へ来訪されて要談された件があり、そのほか重要な人事に関する件」があるため、「一度木代先生にも私宅に来駕」を願うとした(2020寄木5-199-133)。翌年8月21日付書簡で「津田君の件」を「設置審議会の専門委員」に諮ったことと、大阪学芸大学から転任同意の返信が来たことが明かされている(2020寄木5-199-140)。つまり東京文理科大学卒の津田秀夫を日本史学教室の講師として採用した際の人事に関するものである。「師友華牋」には、教授会等に関する家永の書簡が18点収録されているが、それらからは東京教育大学草創期の日本史専攻の人事への木代の関与がうかがえる。さらに、東京高等師範学校系統と東京文理科大学系統が合流したことによる人事の難しさもあったようで、年不明4月6日付家永書簡によると、「代議員会」において「東洋史公認詮衡委員会開催」が決定されつつあり、家永は東洋史の助教授として中島敏(東京高等師範学校教授)案を支持したのに対して、小竹文夫(東京文理科大学教授)案が浮上してきたので、「この際文理大と正面衝突を覚悟」し、「最悪の場合は評議会で決選投票の事態に迫られるかもしれません」という(2020寄木5-199-136)。作成年を昭和24年と推定すると、このときは家永が推した中島案が採択されたようである。日本史学教室もまた、高等師範学校からは木代、家永、西山松之助が、東京文理科大学から和歌森太郎、芳賀幸四郎、桜井徳太郎、竹田且が、農業教育専門から川副博が、体育専門から中田易直が配置された(遅れて津田)。無論、この辺りの事情を知るには、木代修一関係文書以外の史料をいくつも組み合わせるほかない。ともあれ、「師友華牋」には、家永のほかは西山から16点、芳賀から1点、和歌森から1点、熊倉功夫から1点、川副から2点の書簡が見られる。村岡典嗣(東京文理科大学で松本と並んで国史講座を受け持つ)、桜井、竹田、中田、直江、津田、昭和35年に助教授として採用された大江志乃夫からの書簡は1点も収録されていない。

最後に、木代の教え子からの便りを見てみよう。東京高等師範学校、東京文理科大学を卒業した中田祝夫から、「拙著」(『古点本の国語学的研究』か)への木代のコメントに対する礼状が昭和29年10月11日付で届いた(2020寄木5-199-153)。「かつて先生には高等師範文二の一年生として国史の御指導を拝聴いたしました。まだこのときの覚書を大切にしております。あの頃の御薫陶が拙ながらますます今回の著をなす下地をなしておるものであります。」また、以前筆者は、昭和26年に東京高等師範学校

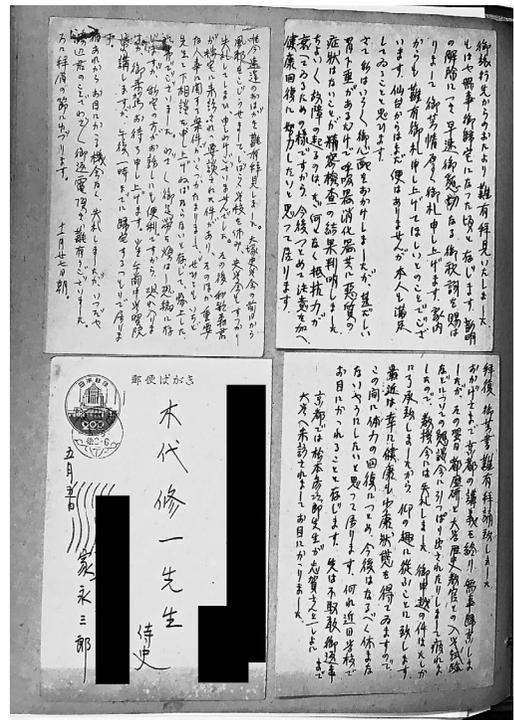


写真8 昭和24年か8月16日付木代修一宛家永三郎書簡ほか

を卒業した倉木常夫からも、木代は非常に温厚な教師であったとの証言を得たことがある。中田はすでに昭和24年、東京教育大学国語学国文学教室の助教授として採用されており、その後筑波大学にも赴任した。

木代は生涯にわたって研究を中心とする生活を維持し、他大学の著名な学者と交流するなかにあっても、決して教育をおろそかにせず、教える、教わる、で連綿と続いてきた東京高等師範学校以来の伝統を人的にも、学問的にも絶やすことなく繋いだのである。

おわりに

以上、本稿では、木代修一関係文書の書簡資料のうち、とくに「師友華牋」全9巻について、その発信者の特徴を4つに分け、それらから木代を取り巻く知的社会がいかなるものであったのかを論じた。「師友華牋」からは、東京高等師範学校、東京文理科大学、東京教育大学における縦と横の人脈を維持しながら、学者社会と文化人社会への参入を通して、学問を継受、発展させ、さらに引き継いでいった木代の生涯が浮かび上がってきた。その間の木代の「内面の省察」については、中野目稿で紹介された「過眼日抄」を繙くことで明らかになろう。

最後に史料学的見地から「師友華牋」について一言する。同資料は、書簡資料であることに違いないが、史料として利用する際は、あくまで木代自身の選別・整理を経たものであることに留意しなくてはならない。9巻ともすべて同じ種類のスクラップブックで、それぞれ目次まで付されており、さらには各ページに手書きの人名見出しまで記されている場合がある。近代以降において、本人によってこれほど整理された書簡資料というものを筆者は見たことがない。いずれの書簡も手が美しく、さらに見開きで見たときに1枚の絵として美しく感じられるように書簡が配置されている。近代以前の文化人の歌帖等を意識したのであろうか。本稿冒頭で掲げた表1、2からも明らかなおと、東京教育大学退官までの書簡はそれ以後と比較してかなり少ないのも気にかかる。「師友華牋」作成時に、木代が意図的に廃棄された書簡もあるのではなかろうか。

いずれにしても、「師友華牋」は史料としての価値だけでなく、美術的価値をも有す稀少な書簡集であることに相違なく、より多くの方に公開できる日を楽しみにしている。

辻中政治学の対象・方法・展開と 「辻中プロジェクト」関係文書公開の意義

森 裕城*¹
益田 高成*²

はじめに

本稿が紹介する資料は、筑波大学名誉教授である辻中豊氏（現・東海大学教授）が2019年10月に筑波大学アーカイブズに寄贈したものである。その内容は、辻中氏が代表を務めてきた大型プロジェクト（文部科学省科学研究費特別推進研究「日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」、基盤研究（S）「政治構造変動と圧力団体、政策ネットワーク、市民社会の変容に関する比較実証研究」、筑波大学「比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト」等）にかかわる調査データ一式と調査報告書、研究会資料、事務上の書類等であり、2020年10月より一般公開が開始されるとのことである。

辻中氏の専攻は政治学である。比較政治過程論・市民社会論を専門としており、複数の人間から構成される集団・団体が政治社会の中でどのような役割を果たしているかを、長年にわたって追究してきたことで知られている。主著は辻中（1988）、村松・伊藤・辻中（1986）、村松・伊藤・辻中（2001）、辻中編（2002）、辻中・森編（2010）、辻中編（2016）等であり、英文の共著書や論文も多数公刊されている。

本稿では、まず、資料寄贈者である辻中氏の研究対象と方法ならびに研究の展開を確認し、その上で、寄贈資料公開の意義を検討することにする。資料の紹介に当たっては、その活用についての若干の例示も行うことにしたい。

1 辻中政治学の対象と方法

辻中氏の研究の特色は、その独特な研究対象の位置づけ方と、試行錯誤の中で考案された研究方法にあらわれている。本節では、近年の辻中氏自身の説明図式を借用して、辻中政治学の対象と方法をまとめておきたい。

（1）対象

我々が生きる現代社会には無数の組織・団体が存在するが、それらは次頁の図のような4つのセクターに大別することができる。①政府、②市場（営利企業）、③家族（人間の私的な親密圏）、④市民社会である。辻中氏が関心を向けてきたのは「政府でもなく、市場でもなく、共同体でもない」という④市民社会である。

市民社会は、思想史研究においては古くから認識されてきたものであるが、実証研究の分野では1990

*1 同志社大学法学部教授

*2 同志社大学大学院法学研究科博士後期課程院生

年代後半以降に世界規模で再認識されてきた新しい領域である。社会学者、経済学者、経営学者等がさまざまな議論を展開する学際的状况の中で、辻中氏は政治学の立場から市民社会の実証研究に取り組んできた。辻中氏が政治学にこだわりを持ち続けていたことについては、「利益集団」（組織化されているかないかを問わず、特定の利益の共有が推定される人々の集まりを指す）、「利益団体」（継続的かつ形式的な規則を有している実体的な組織を指す）、「圧力団体」（政府の諸決定と実施に影響を与えようとする団体を指す）という伝統的な政治学の専門用語を持続的に活用していることから了解することができる。

政治学の観点から辻中氏が焦点を当てたのは主として以下の4つである。第1は組織化にかかわる現象である。すべての議論の端緒として、この社会に存在すると想定される利益集団のどの部分が、どの程度、組織化され利益団体化しているかという点を確認する作業が求められる。政治学的には、利益集団の利益団体化を推進する要因、抑制する要因は何かというあたりが論点になる。

第2は政治的活性化にかかわる現象である。組織化された利益団体のすべてが政治過程に参入していくわけではない。社会過程に存在する利益団体が、政治過程・政策決定過程に圧力団体として参入するのはどのような場合か、どのようなルートを活用して影響力を行使しようとしているか、その活動の活性化・停滞化を規定する要因は何かというあたりが論点となる。

第3は循環にかかわる現象である。団体世界は固定的なものではなく、「構造転換期の中でどのような集団が『活性化する上昇集団』であり、どのような集団が『衰退もしくは停滞する集団』であるか」（辻中1988：3）が確認されなければならない。構造転換には、さまざまな側面があるが、グローバル化が急速に進む現在においては、一国完結型の福祉国家を前提とした団体世界がどのように変容しているかが問われるのである。

第4は政治体制にかかわる現象である。第1、第2、第3の論点にかかわる集団現象は、すべて政治体制のあり方に影響を受けている。集団にまつわる現象を描くことを通して政治体制のあり方を浮かび上がらせるというのは、後述のマイクロレベルやメゾレベルに落ち着きがちな集団研究にとって究極の課題と言えよう。

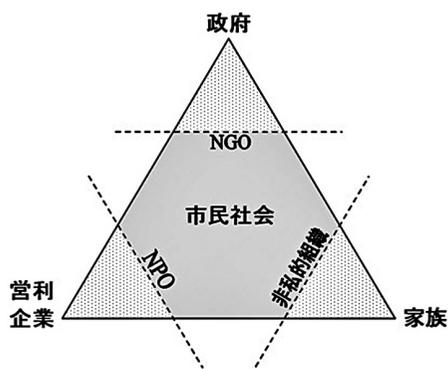


図 市民社会の位置づけ

(2) 方法

概念と実体の整合性が問われがちな市民社会を学術的に扱うに当たっては、それを理論的に精緻化する作業とともに、市民社会を構成する市民社会組織に関する基礎的情報の収集それ自体が重要になる。こうした方面での研究には、①特定団体の行動を詳細に追跡する事例研究（政策決定過程における団体のリアルな姿を確認することができる）、②国勢調査や事業所統計（経済センサス）等の集計データに

着目する研究（この社会にはどのような団体がどのような規模で存立しているかを客観的なデータで確認できる）、㉔質問票に基づくサーヴェイ調査（社会過程・政治過程における団体の存立様式・行動様式を被調査団体の回答を通して捉えることができる）の3つのアプローチがある。辻中氏は、質的な手法と量的な手法を意識的に併用することで、前述の利益集団・利益団体・圧力団体に関する重層的な研究成果を残してきたと評価することができよう。

上記㉓㉔㉕の3つのアプローチの中で、辻中氏の創意工夫が最も尽くされているものが、㉕の質問票に基づくサーヴェイ調査（「アンケート調査」と一般的に呼ばれているもの）であろう。辻中氏が手掛けたサーヴェイ調査は、調査対象を政策決定過程に設定した圧力団体調査（全国規模で活動する有名団体に面接調査を実施）、調査対象を社会過程にまで拡張した社会団体調査（職業別電話帳の「組合・団体」という項目に掲載されている団体に郵送調査を実施）、地域の住民組織を対象とした自治会調査、新興団体であるNPO法人を対象とするNPO調査、ガバナンスという側面で市民社会組織と協働することの多い自治体に対する調査に大別することができる。そのすべてで研究書が刊行されているので、調査の詳細はそれぞれの書籍を参照されたい（村松・伊藤・辻中1986；辻中編2016；辻中編2002；辻中・森編2010；辻中・ベッカネン・山本2009；辻中・坂本・山本2012；辻中・伊藤編2010）。

辻中氏のサーヴェイ調査には2つの特性が見られる。第1は継続性の重視である。辻中氏は、1回の調査ですべての答えを出そうとはせず、同一形式の調査を一定の時間を置いて繰り返し実施することで、団体世界における連続と変化を見出そうとしている。研究資金の都合もあるので、すべての調査が繰り返し実施されているわけではないが、日本に関する圧力団体調査については4回、社会（利益）団体調査についても4回、すでに同一形式による繰り返しの調査が実施されている。辻中氏の研究のかなりの部分は調査遂行マニュアルの整備に割かれており、辻中氏がスタートさせた調査を次世代の政治学者が継続実施できる環境が整えられている。後述するように、本資料公開の意義のひとつはこのあたりにあると言えよう。

第2は国際比較の重視である。辻中氏は、既存の市民社会研究には西洋的なバイアスがあるのではないか、という疑問を提示し、交差文化的な比較研究を実践した。辻中氏が調査対象とした国は15カ国（日本、韓国、アメリカ、ドイツ、ブラジル、トルコ、フィリピン、バングラデシュ、中国、ロシア、ポーランド、エストニア、ウズベキスタン、タイ、インド）に及ぶが、これらのすべての国で同一の枠組に基づく自前の調査が遂行されたことが特筆されよう¹。辻中氏の主たる研究対象地域は日本であったかもしれないが、それはあくまで「事例としての日本」なのであり、一国研究を自己完結的なものと捉えず、その成果が有する意味を世界に向けて発信しようとしてきたところに、辻中政治学の方法における大きな特徴を見出すことができるのである。

2 辻中政治学の展開

本稿の目的は「辻中プロジェクト」関係文書の解説をすることであるから、辻中政治学の到達点に関する評価を書くことは別の機会に譲ることにしたい。本節では本題に戻って、「辻中プロジェクト」関係文書がどのような文脈の中で生み出されたものであるかを確認することに比重を置いた叙述を試みる。

1 日本国内で公開されている報告書として、辻中・廉編（2004）、辻中・李・小嶋（2014）がある。アメリカに関しては英文で出版され、中国に関しては中国語で出版されている。

(1) 辻中氏の経歴

ここで、本資料の寄贈者である辻中氏の経歴を一通り振り返っておこう。以下の叙述の軸となる基礎的な情報を示しておくこと次の通りである²。

- 1954年1月 大阪府生まれ
- 1972年3月 大阪府立高津高等学校卒業
- 1976年3月 大阪大学法学部卒業
- 1981年3月 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
- 1981年4月 北九州大学法学部専任講師
- 1984年4月 北九州大学法学部助教授
- 1986年10月 筑波大学社会科学系助教授
- 1989年7月 コーネル大学客員研究員（東アジアプログラム・政治学部、～1991年5月）
- 1996年9月 京都大学博士（法学）
- 1998年2月 『レヴァイアサン』編集委員（～2009年）
- 1998年10月 筑波大学社会科学系教授
- 2001年4月 筑波大学社会学類長・評議員（～2004年5月）
- 2003年4月 筑波大学比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト長（～2008年3月）
- 2004年4月 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授、学長補佐、国際連携室長（～2006年3月）
- 2005年4月 特別推進研究「日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」代表（～2010年3月）
- 2006年4月 筑波大学学長特別補佐（国際連携担当、～2008年3月）
- 2008年4月 筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻長（～2011年3月）
- 2009年4月 筑波大学学長補佐（国際連携担当、～2011年3月）
- 2010年4月 基盤研究（S）「政治構造変動と圧力団体、政策ネットワーク、市民社会の変容に関する比較実証研究」代表（～2015年3月）
- 2011年4月 筑波大学副学長（国際担当、～2013年3月）
- 2013年4月 筑波大学学長特別補佐（国際担当）
- 2014年4月 筑波大学人文社会国際比較研究機構（ICR）機構長（～2018年3月）
- 2014年10月 日本政治学会理事長（～2016年10月）
- 2016年4月 基盤研究（A）「日本とアジアにおけるローカルガバナンス（国家・市民社会関係）の比較実証研究」代表（～2020年3月）
- 2017年4月 筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻長（～2018年3月）
- 2018年4月 東海大学政治経済学部教授
- 2019年4月 東海大学副学長（文系担当）

以上の経歴の内容を補足する形でいくつかの情報を記しておきたい。まず、辻中氏の研究の発想は何に由来するか、という問題がある。辻中氏が研究を開始した当初は、イデオロギー的な観点から集団・結社の階級的な役割を論じようとするマルクス主義や、独特な世界観からエリートとマスの間にある中間団体

² 辻中氏のホームページに掲載されている経歴（<http://tsujinaka.net/profile.html>）にいくつかの情報を追記して作成した。

の実体性に疑問符をつける大衆社会論とは別個の、実証的な市民運動論の構築を課題としていたようであるが、その研究の方向性に大きな影響を与えたのは、大阪大学大学院において非常勤で行政学を教えていた村松岐夫京都大学教授（当時）であった。以後、辻中氏は、村松氏の研究動向に伴走する形で、自己の研究の守備範囲を広げていくことになったが、その軌跡の一部は今回寄贈された資料の中に含まれている。

辻中氏が若手時代を過ごした関西の政治学的風土の重要性も指摘しておかなければならないだろう。世界的に著名な政治学者D・イーストンの政治システム論を日本に積極的に紹介していた山川雄巳関西大学教授（当時）が主催する政治システム論研究会における研究発表や討議は、辻中氏の学問的基盤形成に重要な意味を持つものであったと言える。特に初期の分析枠組構築の時期に多大な影響を与えているとみなければならない³。

大学教員になってからは、P・カツェンシュタインの影響を受けている。辻中氏は、1989年から91年にかけてコーネル大学で在外研究を行っているが⁴、そのときにカツェンシュタインと共同研究を実施したことの意味は大きなものであった。その過程で辻中氏は2国間にまたがる共同研究のノウハウを発見したと推察されるからである。

辻中氏の研究の展開を考える上では、学内・学会における役職歴や授業担当歴が重要な意味を持っているので、この点も強調したい。辻中氏は、学内・学会の両方で国際交流を主たる業務とする役職に就くことが多く、その際に培った国境を越えた組織形成・運営のノウハウが研究の方面にも活かされたと思われる。具体的には、日本政治学会における国際交流担当、筑波大学における比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト長⁵、国際交流を主担当とする副学長などがこれに該当する。政治学の学術雑誌『レヴァイアサン』の編集委員としての活動も、比較政治学分野にエネルギーが割かれていた点は特筆されるべきであろう⁶。1986年の筑波大学移籍後に国際関係学類や国際政治経済学研究科で授業を担当したことの意味も大きかったと推察される⁷。また、外国からの留学生を多く引き受けることにつながった人文社会科学研究科国際日本研究専攻の創設と運営も大きな意味を持ったことは間違いない。こうした経歴が辻中氏の独特な比較政治学的・比較市民社会的な発想を生み出していったのであった。

（2）研究の展開

「辻中プロジェクト」関係文書の内容を読み解くに当たっては、辻中氏の形式的な経歴を辿るだけではなく、研究の展開の内実を確認することが不可欠である⁸。辻中氏の研究の展開は、①分析枠組の模索期、②データの模索期、③大型調査に依拠した政治学の実践期、に分けて考えると了解しやすい。以下、それぞれの時期に、辻中氏がどのような課題に向き合っていたか、それが「辻中プロジェクト」関係文書とどのようにかかわっているのかを解説していく。

3 政治システム論研究会については、辻中（2003）参照。

4 その成果として、Katzensein and Tsujinaka（1991）が刊行されている。

5 筑波大学には、恒常的に存在する学系という教員組織とは別個に、5年を期限として設置される特別プロジェクトという研究組織（学外の研究者も参加できる）が存在した。辻中氏がプロジェクト長を務めた比較市民社会・国家・文化特別プロジェクトは、筑波大学比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト研究組織規則に基づいて設置・運営された。

6 辻中氏が担当した号の特集には次のようなものがある。「日韓政治体制の比較研究」（23号）、「地球環境政治と市民社会」（27号）、「市民社会とNGO—アジアからの視座」（31号）、「世界の市民社会・利益団体」（45号）。

7 この時期の辻中氏の教育における方向性は、筑波大学の国際関係学類・国際政治経済学研究科の創設に尽力した佐藤英夫氏が編者となって作成されたテキスト『国際関係入門』に掲載された論稿（辻中1990）に示されている。

8 辻中氏の研究の展開については、本稿とは別の観点から書かれた辻中・久保（2014）も参照されたい。

①分析枠組の模索期

大学院時代から北九州大学の前半期は分析枠組の構築期と位置づけられる。この時期の辻中氏は海外の政治学者の理論動向を整理する論文をいくつか書いている。

具体的には、政治過程論の始祖と位置づけられる A・ベントレーの業績を再検討した論文（辻中 1979）、中範囲の政治分析を提唱した V・O・キーの業績を検討した論文（辻中 1986）、多極共存型民主主義という議論を展開した A・レイプハルトの業績を検討した論文（辻中 1984a）があり、T・ロウィヤ P・シュミッターの主要著作の翻訳作業にかかわっていることも見逃せない。これらの研究は、現代政治理論研究のように捉えられがちであるが、その手法は思想史研究のものとは異なっており、あくまで実証研究の分析枠組を構築するための準備として行われているところが重要である。

そうした諸研究が結実したものとして、辻中（1981）と辻中（1983）が挙げられよう。これらの論文では、次に示すような形で、利益集団世界がミクロ、メゾ、マクロの3レベルで捉えられており、後の団体調査に明確な方向性を与えるものとなった。

- ミクロ
微視レベル —— 利益集団レベル（一般公衆としての個人または集団成員と集団または集団リーダーとの相互作用・相互関係）
- メゾ
中範囲レベル —— 利益政治過程レベル（政治システムに含まれる集団または集団リーダーと他のアクターまたはシステムとの相互作用・相互関係）と利益政策過程レベル（政策形成—実施システムに含まれる集団または集団リーダーと他のアクターまたはシステムとの相互関係）
- マクロ
巨視レベル —— 利益政治体系（利益集団を中心とする各システムの全体的な配置および全体的な性格）

②データの模索期

北九州大学の後半期から筑波大学の前半期はデータの模索期と位置づけられる。この時期の試行錯誤は、やがて現代政治学叢書の第14巻として刊行された辻中（1988）として結実するが、その特徴は、利益集団現象を質的データと量的データ（統計資料とサーヴェイ調査）を総動員して明らかにしようとしている点にある。以下、辻中氏特有の方法的多元主義に基づく研究が生まれた経緯を解説してみたい。

辻中氏が最初に着目したのは、各種の年鑑の類であった。辻中氏は、諸団体に関する情報（団体の種類、組織規模等）が掲載されている書籍の収集にエネルギーを割き、それを活用して様々な図表を作成している。そのわかりやすい成果が辻中（1984c）である。

こうした試行錯誤と並行して、辻中氏は、その当時では世界的に見ても珍しい団体に対するサーヴェイ調査に着手することとなった。それが村松岐夫・伊藤光利・辻中豊の連名で遂行された「戦後日本の圧力団体調査」（1980年）であり、海外における先駆的な団体調査の質問文（R・プレススによるもの）を参考にしながら、全国規模で活動する252団体に対して面接調査が実施されたのである。その結果をもとに発表された村松・伊藤・辻中（1986）は、日本の圧力団体研究において画期をなすものであったと言えよう。

なお、この時期の辻中氏は、最新の理論動向（多元主義論、コーポラティズム論、ネットワーク論）に絡めてさまざまな試論を発表しているので、一般的には、理論志向の強い実証研究を实践した新世代の政治学者と位置づけられていたように思われる⁹。しかし、それは必ずしも適切な評価ではないのでは

9 多元主義論の視角から辻中（1988）、辻中（1997b）、コーポラティズム論の視角から辻中（1984b）、辻中（1987）、辻中（1997a）ネットワーク論の視角から Tsujinaka（1993）等が書かれている。

ないか。むしろ、徹底した帰納的思考とデータに対するこだわりこそが注目されるべきであろう。次に引用するのは、『レヴァイアサン』（1994年）に掲載された座談会（参加者は田辺国昭・辻中豊・真淵勝の3名）の一節である。現象を記述するだけではなく、現象を説明することこそが重要だという立場の真淵氏の疑問に対する辻中氏の応答が興味深い。

for what, why ということを知るためには、what と how というのがある程度わかってないと全く見当違いの議論になる場合がある。いつも感じるんだけど、日本では「事実」研究に対して批判的な見方もある、理論に導かれない記述は意味がないと。だけどもある程度までの研究段階においては、利益集団とは何であるのか、どの程度あるのか、どういう活動をしているのかという事実そのものの研究を次々と累積していかないと、次の類型化や正しい議論につながらないんじゃないかなという気がする。まあ、程度の問題だけど、アーギュメントが先行するだけでは有意性がないし、駄目でしょう。（中略）私の場合最近ようやくして議論が出てくるようになってきた。それは何故かということ、日本だけでなく韓国とアメリカとデータを発掘してきて初めて why という問題が鮮明に出てきた。日本の団体の数のレベルがこの位なんだけど、それはどういう意味があるのかというのは、日本とアメリカだけでもわからなかったんだけど、韓国を比べることによって初めて出てきたという感じがします（田辺・辻中・真淵1994：182-183）。

③大型調査に依拠した政治学の実践期

1990年代半ばまでの辻中氏の研究は、市民社会組織全般については既存の統計資料を活用して全体的な動向を把握し、頂上団体（政治に多大な影響力を持つと考えられる全国規模の団体）についてのみサーヴェイ調査を実施するという二段構えの方式をとっていた。こうした二段構えの方式によって得られた知見を統合して、自身の研究の総まとめを行うことも可能であったと思われるが、辻中氏は why ではなく what を求める研究を継続した。そうした中で始動したのが JIGS（Japan Interest Group Study）と称する一連の研究である。

辻中氏の研究上の野心は明確であった。それは、頂上団体ではない諸団体に対してもサンプリング調査の手法を援用してサーヴェイ調査を実施できないか、というものである。辻中氏は、先述のデータの模索期に、職業別電話帳（日本では『タウンページ』がこれに該当する）の中にある「組合・団体」という項目を活用した団体調査を思いついていたものの、それを実行に移すことはしていなかった。当初、辻中氏自身も荒唐無稽だと判断していたこのアイデアが実行に移された背景には偶然の要素がある。このことを辻中氏は次のように記している。

『『多元的共生』の国際比較』研究の直接的な出発点になる研究は、約10年前、90年代の中ごろに科学研究費基盤A「日米独韓における環境政策ネットワークの比較政治学的実証分析」（1995-98）研究として出発した。4か国の実態調査を謳い文句に研究費を得たものの、予定した海外研究者はファンドを得られず、基本的な資料研究だけでほとんど資金を消耗してしまい、やや途方に暮れていたところ、小生を突き上げ、実証調査に踏み出させたのは、実は当時の大学院生たち若手研究者である。これは半ば偶然であり、蒲島郁夫教授の東京大学への転出に伴い、行き場を失った数名の大学院生がエネルギーを持って余っていた（もしくは新しい指導教員である小生に気を遣っていた）のである。ともかく小生の下にいた数名の大学院生に加えて蒲島門下の数名が雪崩れ込んできたため、活気に溢れた研究室から地球環境政策ネットワーク調査（GEPON）とともに市民社会組織調査（もともとは利益集団調査とよび略称 JIGS）が生まれたのである。ここでのポイントは層としての若手研究者が大切

という点である。この点では自然科学系研究室と類似する（辻中2005：26）。

新しい調査手法の採用は、辻中氏の研究の大きな転換点になったように思われる。第1に、辻中氏が学内に自らの研究チームを組織したことの意味は大きかった。助手や大学院生といった若手が中心になったこともあり、発想が途切れることがなく、研究というよりは作業と呼ぶにふさわしい実務も積極的にこなされていった。その後に発展するプロジェクト型研究の萌芽であったと言えよう。

第2に、ひとつの研究成果が次の研究費を呼び込むという好循環が生まれた。決定的だったのは、特別推進研究「日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」（2005年～2010年）、基盤研究（S）「政治構造変動と圧力団体、政策ネットワーク、市民社会の変容に関する比較実証研究」（2010年～2015年）の獲得であり、億単位の研究費を獲得したことによって、第1節で言及した自治会調査、NPO調査、社会団体調査、自治体調査、比較のための各国調査の実施が可能となったのである。

第3に、調査マニュアルが整備されたことによって外国調査の実施が容易になったという側面がある。日本調査で試行錯誤した内容が外国調査でも活かせるというのは大きな発見であった。2国間にまたがる共同研究のパターン化については、8カ国の調査が終了した時点で辻中氏自身が次のように解説しているので、それを引用しておこう。

8か国に展開する現地調査はどの国の調査をとってもエピソードに溢れており、研究内容とは別に調査過程自体が検討に値すると思われる。ここでは人文・社会科学振興の観点から特に遂行上のポイントを挙げると、海外の共同研究者の存在である。各国で各調査について1名の主共同研究者を確保し、ファンドや研究スキームは日本が、現地の調査実施のノウハウや実施は現地が提供し、そして分析はデータを共有し共同で行い、一冊の公刊書のあとはデータを自由使用し、その後2年以内にデータとコードブックは世界に公刊・開放するという共通ルールを作成し、実施してきた。海外の研究者との間に様々なトラブルや誤解もあったが（恐らく千を越えるメールが行き来した例もある）無事乗り越え、現在もすべての海外研究者と共同研究を続けられていられるのは幸いである（辻中2005：27）。

第4に、急速に拡大した海外研究者との共同研究が継続していく中で、辻中氏の研究の着眼点と論法それ自体も、大きな変化を遂げることになった。研究の成果を政治過程論の分野に投げ返すことよりも、より大きな市民社会論やその裏返しとしての政治体制論の分野に投げ返すことを、辻中氏は好むようになったのである。辻中氏自身、それを次のように書き記している。

（前略）国家の形やベクトルを知るための1つの方法、それは国家と対になっている市民社会を描く（特徴づける）ことである。（中略）市民社会を描くことはその形に影響を与え、市民社会と相互作用している国家自体を描くことである、と私たちは考えている。市民社会と国家の関係がいかなるものであるかは、市民社会の住人である市民にとっての最も重要な政治の実質であり、民主主義の質を示すものである（辻中・森編2010：1）。

市民社会組織を対象とした調査データの中に、政治体制や国家の問題があらわれていることを読み取ろうとするところに辻中氏の政治学者としての特性があらわれていると言えよう。こうした発想は、辻中氏自身が政治学研究を志した頃の問題関心に通底するものであり、海外の政治学者とコミュニケー

ションをとる上で、あるいは世界各地の留学生が集った辻中研究室（特に2010年代）のメンバーを指導していく上で、効果的に作用したと言えよう。

3 「辻中プロジェクト」関係文書公開の意義

(1) 資料の特性と構成

本稿執筆者2名は、2019年12月25日～26日に筑波大学アーカイブズを訪問し、寄贈資料を確認した。写真1は冊子体のもの（コードブックと報告書）であり、写真2は冊子体のものを除いたすべての資料（段ボール箱19個分）を書庫から取り出した際に撮影したものである。後者の大半は2穴式のA4判ファイルであるが、茶封筒に入れられた状態の資料も数点混ざっている。



写真1



写真2

今回寄贈された資料を確認した際にすぐに了解できたのは、辻中氏の研究室が所蔵していた膨大な研究資料群の中から、団体調査に関する資料を中心として寄贈がなされたという点である。本稿第1節(2)で述べた辻中政治学の方法(①②③の3つのアプローチ)という観点で捉えれば、明らかに③の質問票に基づくサーヴェイ調査に関連する資料に偏っており、我々は、ここから寄贈者の明確な意図を読み取ることができる。資料が有する含意を簡潔に記しておこう。

政治学の分野では、近時、複数の研究者がチームを組んで大規模な社会調査を行い、そのデータを数量的に処理して報告書を出すということが一般的になってきている。こうしたスタイルの研究においては、データ分析の再現性の問題であり、単に研究成果を論文や書籍の形でまとめるだけではなく、調査データそのものを二次利用に供する、すなわちコードブックの作成・データの公開まで行うのが標準的な手続きとなっている。政治学の分野でデータ公開の動きを牽引したのは筑波大学名誉教授・東京大学名誉教授の蒲島郁夫氏であったが、辻中氏も自身がかかわる調査についてそれを実践してきた¹⁰。

書籍や論文、報告書として刊行された研究成果が各種の図書館に入っており、部分的にはあるが原

10 辻中氏が遂行した調査のうち、報告書が木鐸社から刊行されたものについては、既にレヴィアサンデータバンク(LDB)を通じて原データが公開されている。

第1は、辻中氏が指揮するプロジェクトが実施した調査データにかかわるものである。具体的には、原データ、コードブック、回収された調査票の現物（写真3）が該当する。回収された調査票は、通常、回答内容が磁気化された後に廃棄処分となるものであり、今回寄贈されたものも全体の一部（日本調査に限定）でしかないとのことであるが、調査の全過程の記録を残すという点で、重要な試みであると評価できよう。

第2は、辻中氏が指揮するプロジェクトの研究にかかわるものである。具体的には、調査の企画・実施の過程で生み出された書類（メールのやりとりなどを含む。写真4）、定期的に行われた研究会における報告論文やレジュメ（辻中氏のメモが記しているものも多い。写真5）、研究成果報告書（製本され冊子になっているが市販はされていないもの）が該当する。

第3は、辻中氏が指揮するプロジェクトの運営にかかわるものである。プロジェクトの事務担当者が作成・整理した会計・人事などの事務的な書類が該当する（写真6）。プロジェクトにかかわる金の動き、人の動きに関する資料がこのような形で残されることは類例がないのではなからうか。

第4は、辻中氏の個人的な研究にかかわるものである。具体的には、辻中氏が個人的に参加した他のプロジェクトの調査にかかわるもの（村松岐夫京大名誉教授関連のプロジェクト等）、辻中氏が個人的に参加した国内外の研究会の報告論文・レジュメ、辻中氏が個人的に収集した研究関係資料（日本における諸団体の存立様式にかかわるものが多い）が該当する。資料の多くに辻中氏の直筆メモが記されており、日本政治学における当該分野の学説史研究に対しても意味を持つ資料であると言えよう。

（2）データ分析の例示：現存する団体の設立年の分布

「辻中プロジェクト」関係文書は、筑波大学の資料として保存されるだけでなく、学術的に活用されることを目的として寄贈された側面がある。活用のされ方については、団体調査に対する方法論的な関心、政治学の学説史的な関心に基づくものが主となるだろうが、調査データの二次利用という関心からの活用も想定される場所である。そこで以下では、辻中氏の実施した調査データを使ってどのようなことができるかについて、若干の例示を行っておきたい。

辻中氏が多国間調査を実施したことによって明らかになった現象の1つに、集団の噴出現象の偏在性がある。辻中氏の調査では、必ず「あなたの団体が設立されたのは何年頃ですか。西暦でご記入ください」という設問が組み込まれてきたが（前掲写真3の右側を見よ）、団体の設立年に関する回答結果は、日本の市民社会の状況を特色づける上での手がかりを我々に示すこととなった。すなわち、日本以外の大半の国で1990年代以降が分布のピークになるのに対し、日本だけは古い団体（戦後～高度経済成長期）が残存しているという結果（いわゆる「旧構造の残存現象」）が出たのである。

今回の原稿を執筆するに当たり、改めてデータを整理してみた結果を以下に報告しよう。次頁の表は、筑波大学アーカイブズに寄贈されたコードブックの単純集計表を活用して作成したものである。現存する団体の中で、どの年代に生まれた団体が多いかを、パーセントで示してある。市民社会組織全般が調査対象となった場合、日本の特異性が他国との比較の中で明瞭かつ継続的に確認される。同一形式の調査を多国間で継続的に行ったことの強みを示すものであると言えよう。他方で、日本であっても、新興団体が中心を占めるNPO調査などでは、最近になって生まれた団体が多数を占めるという傾向があらわれており、日本国内においても集団の噴出現象の偏在性が看取されるのである。

SPSS等の統計パッケージを使って原データを解析すれば、市民社会に関する実に多様な現象を析出することができる。辻中氏の団体調査は、さまざまな項目を備えている。その内容は、①団体の社会的属性にかかわる項目、②団体の認識にかかわる項目、③団体の行動に関する項目に大別されるが、これまでの分析で手つかずになっている項目も多数残されており、辻中プロジェクト外の研究者・院生・学

表 現存する団体の設立年の分布

調査名	調査年	～18c	1900年代	1910年代	1920年代	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	欠損値	N
団体の基礎構造に関する調査（バン グラデシュ）BD-JIGS	2006～7	1%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	5%	12%	19%	25%	35%	-	1%	1,509
団体の基礎構造に関する調査（ブラ ジル）BR-JIGS	2006	0%	1%	1%	1%	1%	2%	3%	4%	6%	8%	16%	27%	-	32%	2,000
団体の基礎構造に関する調査（中国） C-JIGS	2001～3	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	3%	27%	51%	8%	-	9%	2,858
第二次団体の基礎構造に関する調査 （中国・社会団体調査）C-JIGS2	2009～11	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	11%	22%	59%	-	5%	1,251
団体の基礎構造に関する調査（エスト ニア）EE-JIGS	2009	1%	0%	1%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	13%	51%	31%	-	0%	337
団体の基礎構造に関する調査（ドイツ） G-JIGS	2000	6%	3%	2%	2%	1%	4%	7%	4%	7%	12%	32%	-	-	22%	797
地球環境政策ネットワーク調査（ド イツ）G-GEAPON	2000	13%	6%	2%	6%	0%	13%	2%	6%	17%	23%	11%	-	-	2%	53
団体の基礎構造に関する調査（ドイツ） G-JIGS2	2007～8	10%	3%		5%		2%		21%	12%	25%	14%	4%	-	4%	312
団体の基礎構造に関する調査（インド・ 市民社会組織調査）IN-JIGS	2012	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	3%	7%	9%	13%	34%	14%	17%	990
地球環境政策ネットワーク調査（日 本）J-GEAPON	1997	2%	1%	1%	4%	0%	10%	13%	15%	19%	15%	16%	-	-	6%	103
団体の基礎構造に関する調査（日本） J-JIGS	1997	1%	1%	1%	2%	2%	12%	16%	18%	16%	15%	9%	-	-	7%	1,635
町内会・自治会など近隣住民組織に 関する全国調査 J-JIGS2-NHA	2006	-	-	-	-	-	15%	9%	8%	8%	4%	4%	2%	-	50%	18,404
第二次団体の基礎構造に関する調査 （日本）J-JIGS2	2006～7	1%	0%	0%	1%	1%	13%	18%	17%	15%	11%	12%	8%	-	2%	15,791
特定非営利活動法人（NPO 法人）に 関する全国調査 J-JIGS2-NPO	2006～7	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	3%	6%	27%	60%	-	1%	5,127
第四次団体に関する調査	2012	2%	0%	1%	3%	1%	14%	20%	15%	11%	11%	8%	7%	0%	8%	298
第三次団体の基礎構造に関する調査 （日本・社会団体調査）J-JIGS3	2012～13	1%	1%	1%	1%	1%	13%	18%	17%	14%	12%	10%	6%	0%	5%	3,296
第四次団体の基礎構造に関する調査 （日本・社会団体調査）J-JIGS4	2017	1%	0%	1%	2%	1%	11%	13%	15%	13%	13%	12%	10%	4%	4%	1,285
団体の基礎構造に関する調査（韓国） K-JIGS	1997	0%	1%	1%	1%	0%	1%	6%	11%	16%	31%	25%	-	-	8%	481
地球環境政策ネットワーク調査（韓 国）K-GEAPON	1998	1%	0%	1%	0%	1%	4%	4%	9%	18%	25%	35%	-	-	3%	104
非営利民間団体（NPO）に関する調 査（韓国）K-JIGS2-NPO	2008	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	3%	15%	30%	44%	-	2%	425
団体の基礎構造に関する調査（韓国） K-JIGS2	2008～9	1%	0%	1%	1%	0%	2%	5%	7%	9%	17%	28%	26%	-	3%	1,008
団体の基礎構造に関する調査（フィ リピン）Ph-JIGS	2005	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	4%	11%	47%	32%	-	2%	1,014
団体の基礎構造に関する調査（ポー ランド）PL-JIGS	2009	1%	0%	0%	1%	0%	0%	3%	3%	4%	14%	30%	41%	-	2%	261
団体の基礎構造に関する調査（ロシ ア）R-JIGS	2003～4	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	15%	73%	5%	-	3%	711
団体の基礎構造に関する調査（トル コ）TR-JIGS	2004	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	4%	5%	13%	50%	20%	-	2%	841
団体の基礎構造に関する調査（ウズ ベキスタン）UZ-JIGS-NPO	2007～8	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	24%	70%	-	1%	400
団体の基礎構造に関する調査（ウズ ベキスタン）UZ-JIGS-NHA	2007～8	0%	0%	0%	1%	2%	0%	1%	2%	3%	8%	52%	6%	-	23%	602
団体の基礎構造に関する調査（アメ リカ）US-JIGS	1999	5%	3%	5%	4%	4%	6%	6%	10%	19%	17%	14%	-	-	8%	1,500
団体の基礎構造に関する調査（シア トル、アメリカ）U1-JIGS	2008～9	2%	2%	2%	2%	1%	4%	4%	6%	13%	18%	25%	23%	-	0%	1,419

注1：各調査において最も高い割合が示されたセルには、太字と網掛けを施した。

注2：ドイツ（2001）、日本（1999、J-GEAPON）、日本（2007～8）、日本（2012）、韓国（1999・1999）、ポーランド（2011）は各年単位でまとめられていたため、10年単位に集計し直している。

注3：日本（1999、J-JIGS）は5年単位でまとめられていたため、10年単位に集計し直している。

注4：ドイツ（2007）は、1990年まで1901～1915年、1916～1930年、1931～1945年、1945～1960年、1961～1975年、1976～1990年と15年間隔で集計されていたため、やむを得ず1901～1915年を1910年代、1916～1930年を1920年代、1931～1945年を1930年代、1945～1960年を1950年代、1961～1975年を1960年代、1976～1990年代を1980年代として記載している。

生の参入が待たれるところである。

おわりに

政治学に限らず社会科学の研究は、対象、方法、体系という3つの観点から整理されるべきであろう。筆者たちは、本稿の中で辻中氏の政治学の対象と方法については触れたが、体系については言及しなかった。その理由は、辻中氏の研究が依然として発展途上にあるからであって、どのような形で各種の調査結果の知見を体系づけるかについては、未完の状態にあると言わなければならない。辻中氏の周辺にいる者として、その構想は把握しているつもりであるが、辻中氏自身によって体系的な研究書が書かれることを俟ちたいと思う。

辻中政治学の体系化の見通しは、辻中氏が政治学会理事長として『日本政治学会 会報』に執筆した巻頭言「日本政治学の有意性と中範囲の経験科学」の中で示唆されている(辻中2015)。鍵となるフレーズは「政治学の有意性(現実との関連性)」「行動論と脱行動論の適正な均衡」「中範囲の適切な領域を対象化する」「先進国だけではなくアジアを含めた比較をする」であるが、本稿の第2節で触れた辻中政治学の後半期の展開を踏まえると、もう少しマクロな観点から体系化がなされるのかもしれない。いずれにしても、それが完成したときに、今回寄贈された「辻中プロジェクト」関係文書についての位置づけは、より一層明確なものになるであろうことを予告して本稿を閉じることにする。

参考文献

- Katzensein, Peter J. and Yutaka Tsujinaka. 1991. *Defending the Japanese State: Structures, Norms and the Political Responses to Terrorism and Violent Social Protest in the 1970s and 1980s*. Cornell University.
- 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊1986『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社
- 2001『日本の政治 第2版』有斐閣
- 田辺国昭・辻中豊・真淵勝1994「多元主義を超えて」『レヴァイアサン』14
- 辻中豊1988『利益集団』東京大学出版会
- 1979「ベントリー政治過程論の成立・挫折・転回—The Process of Government, 1908から Makers, Users and Masters, 1920へ(1)(2)」『阪大法学』110、111
- 1981「利益集団の分析枠組—新段階の諸アプローチを中心に」『阪大法学』116・117
- 1983「利益媒介構造の分析枠組とデータ・ソース—コーポラティズム化と日本の労働政治の考察のために」『北九州大学法政論集』11(1)
- 1984a「A. レイプハルトと多極社会のデモクラシー —自律共存と民主性のジレンマ—」白鳥令・曾根泰教編『現代世界の民主主義理論』新評論
- 1984b「現代日本政治のコーポラティズム化—労働と保守政権の二つの「戦略」の交錯」内田満編『講座政治学(3) 政治過程』三嶺書房
- 1984c「日本における利益団体の形成と組織状況」『北九州大学法政論集』12(1)
- 1986「V・O・キーの政治学」『北九州大学法政論集』14(2)
- 1987「労働界の再編と八六年体制の意味: 労組・自民・政府三者関係 一九七五〜八七年」『レヴァイアサン』1
- 1988「『福祉社会』の模索と日本の福祉団体の現在—労働なき多元主義化か?—」『年報政治学 転換期の福祉国家と政治学』岩波書店
- 1990「国際関係への政治過程アプローチ」佐藤英夫編『国際関係入門』東京大学出版会

- 1997a「比較コーポラティズムの基礎的数量分析」稲上毅他『ネオ・コーポラティズムの国際比較—新しい政治経済モデルの探索』日本労働研究機構
 - 1997b「日本の政治体制のベクトル転換—コーポラティズム化から多元主義化へ」『レヴァイアサン』20
 - 2003「山川雄巳先生を偲んで—70年代末政治システム論研究会の頃（山川雄巳先生追悼文集）」『関西大学法学会誌』48
 - 2005「日本の人文・社会科学振興のための戦略と戦術：日本を含む比較研究と自前調査、そのための多様なファンドの合理的集積と連携」『学術月報』日本学術振興会、58（11）
 - 2015「日本政治学の有意性と中範囲の経験科学」『日本政治学会 会報』70
- Tsujinaka, Yutaka 1993 “Rengo and Its Osmotic Networks.” in Gary D. Allinson and Yasunori Sone (eds.) *Political Dynamics in Contemporary Japan*. Cornell University Press.
- 辻中豊編 2002『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社
- 2016『政治変動期の圧力団体』有斐閣
- 辻中豊・伊藤修一郎編 2010『ローカル・ガバナンス—地方政府と市民社会』木鐸社
- 辻中豊・久保慶明 2014「利益団体と市民社会の国際比較研究の展望：日本発のJIGS プロジェクトの来歴と展開」『国際日本研究』6号
- 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編 2014『現代中国の市民社会・利益団体—比較の中の中国』木鐸社
- 辻中豊・森裕城編 2010『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社
- 辻中豊・ロバート・ベッカネン・山本英弘 2009『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワークガバナンス』木鐸社
- 辻中豊・坂本治也・山本英弘編 2012『現代日本のNPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社
- 辻中豊・廉載鎬編 2004『現代韓国の市民社会・利益団体—日韓比較による体制移行の研究』木鐸社

国立公文書館「専門職員研究会」(1989～1993)の審議内容

中野目 徹

はじめに

昨2019年12月、国立公文書館に置かれた「アーキビスト認証準備委員会」から「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」と題する答申が出され、その結果が同館により公表された。それによれば、2018年にやはり国立公文書館によって公表された「アーキビストの職務基準書」に基づき、アーカイブズに置かれる「専門職」の制度を確立し、その「信頼性・専門性を確保するため、認証制度を創設」する、となっている。斯界待望のアーキビスト認証制度の創設であり、筆者も基本的な方向性としては大きな期待をもって今後の制度運用を見守っていきたいと考えているが、答申の冒頭の「はじめに」では、「公文書館法（昭和62年法律第115号）の制定以前から、アーキビストについては、関係機関団体において検討や提言がなされ、その養成が進められてきた。」と書かれているだけで、これまでの「検討や提言」の具体的内容については一切触れられていない⁽¹⁾。

当の国立公文書館でも、公文書館法制定以後、同法第4条第2項で定められた「専門職員」の養成と資格制度については、何度か要綱設置の研究会を立ち上げて検討を進めてきたのであり、筆者もその初期の研究会に事務方として関わる機会があった。本誌前々号と前号に掲げたインタビューでは、公文書館法制定と制定後の施行当初の施策まで述べたので、本稿ではその後、国立公文書館の業務の中心の一つとなった「専門職員」の養成と資格制度の検討がいかに行なわれたのかについて論じてみたい。

ネット上で公開されている情報によれば、今回の準備委員会は開催された期間も短く、回数も多くはなかったようだ。過去の議論がどのくらい参照されたのか分からないので、筆者手持ちの資料（私文書一写真参照）によって過去の議論を振りかえり、今回の答申の内容を検証していきたい。

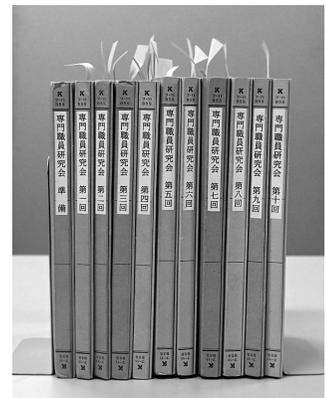


写真 筆者手持ちの「専門職員研究会」ファイル

1 研究会の立ち上げ

上記のインタビューでも発言したとおり⁽²⁾、公文書館法が施行された直後から「専門職員」の養成機関と資格制度の確立は国立公文書館にとって最重要課題として認識され、さしあたり法施行の1988（昭和63）年から毎年、5日間の「公文書館等職員研修会」を実施することになった。翌1989（平成元）年4月1日、館長は菅野弘夫氏から小玉正任氏に交代となり、「専門職員」の研究会（正式名称は「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」）は小玉館長の下で設置・開催されることになった。ちなみに、並行して第二書庫建設の研究会（正式には「公文書の保存・管理方法等に関する研究会」）も設置・開催されることになり、館内は通常業務に加えて同時に2つの研究会を支えることになったのである。筆者は溝口喜久次長が統括する2つの研究会の立ち上げに関わり、都内周辺はも

とより、京都、大阪、広島等へ出張して、次長とともに学識経験者に委員就任のお願いや意見の調整をして回った。第二書庫建設に関する研究会についていえば、この研究会による最終答申を受け、茨城県つくば市に国立公文書館つくば分館が建設されたのである。

手許のファイル「専門職員研究会 準備」によると、9月5日には2つの研究会を担当するプロジェクトチーム（以下PTと略す）が館内の各課を横断する形でそれぞれ結成された。このうち専門職員PTのメンバーは、小林一夫公文書課長、柳本昌門主任公文書研究官、渡辺貢公文書専門官、小川順雄同、柴田和夫同、戸水直樹閲覧係長、氏家幹人図書専門職、筆者（研究職）、菊地隆一管理係員の計9名で構成された（その後の異動や退職によってメンバーは変化）。「専門職員研究会 準備」を見ると、筆者が研究会設置のための「公文書館における専門職員の養成及び資格認定制度に関する検討委員研究会」実施要綱（案）を作成したのは1989年9月（日欠）であった（B4総理府罫紙4枚、鉛筆書）。同案はワープロ書きにされ、13日には次長と文言の打ち合わせをしている。その後、本府（内閣総理大臣官房）の総務課とも協議をし、最終的に11月8日付で決裁をとったのは後掲の資料¹⁽³⁾である。この間、委員メンバーの銓衡・依頼を同時並行で進めたが、総理府の小谷宏三次長（次官級）から人選と議論の内容をめぐる疑義が出されて、その対応に当たった記録などが残っている⁽⁴⁾。

専門職員の養成・資格制度が喫緊の課題であることは、その年10月5日に広島県情報プラザで開催された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会の席上における海部俊樹内閣総理大臣の挨拶（国立公文書館起案、文田久雄官房審議官代読）においても、「政府といたしましては、公文書館職員の研修会の開催等地方公共団体に対し協力するとともに、立法当時から問題となっていた専門職員の養成についても鋭意努力してまいる所存であります」⁽⁵⁾と述べられていた。この種の挨拶文では相当踏み込んだ発言といえる。

2 各回の審議内容

次に、各回の議論の概要を順に整理していこう。

■第1回（1989年11月24日）国立公文書館3階会議室

第1回研究会は、小林公文書課長の司会により、小玉館長の挨拶で始まった。課長が作成した館長挨拶（案）には、当時すでに24の都道府県・政令指定都市に公文書館が設置されており、「専門職員制度の確立についても、近時その要望が高まっているところであります」との現状認識をふまえ、「国立公文書館としては、この現状をふまえて、専門職員の養成及び資格制度について、諸外国の制度をも参考にしながら充分検討し、我が国の公文書館行政に適合した制度を早急に確立できるよう具体的方策を検討していかなければならないと考えております」⁽⁶⁾とある。「制度を早急に確立」との文言が目立つ。

なお、研究会の座長には三上昭美中央大学教授（当時、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会委員長）を互選し、以後三上座長の司会で議事が進むことになった。筆者が作成した議事要旨は資料2⁽⁷⁾。初回の概括的討議とはいえ、委員の間では修士課程レベルの養成機関が前提とされていたことがうかがえる。同時に公務員制度のなかであまり学歴が高いことへの懸念、大量に養成されることへの懸念も出ていたことが印象的である。

なお、議事要旨は、各回ともまずPT部内資料として議事録を作成し、それを筆者が議事要旨にまとめ直して次回の研究会に提出するという方法をとった。

■第2回（1990年3月9日）国立公文書館3階会議室

第2回研究会は、国立公文書館（公文書課長）、東京都公文書館（館長）、埼玉県立文書館（副館長）、

広島県立文書館（館長）が各館の実状報告を行ない、それに対する質疑応答を中心に行なわれた。筆者が作成した議事要旨は資料3⁽⁸⁾。専門職員の学歴、専攻内容、採用時の給与、その後の昇進等、かなり具体的な質疑応答がなされ、配付資料も含め意義ある機会となった。

今回の答申に基づく制度化においても、実際に職員を採用する都道府県当局や既存の公文書館との接続についてもっと議論があつてしかるべきではなかったかと思われるが、いかがであろうか。

■第3回（1990年10月15日）国立公文書館3階会議室

第3回研究会は、公文書館における専門職員の業務と資質の内容について議論が交わされた。いよいよ実質的な討論に入るということで、この研究会の準備は年度が変わった当初から準備が進められ、PTの第1回打合せは4月27日に開催された。その場で確認された方針として、専門職員の全体像について国立公文書館の基本的考え方を事前に示して、それに基づいて議論してもらうこととなった。主として小林課長と筆者との議論を課長がまとめて作成した「専門職員の業務と資質について」が示されたのが9月24日、それをふまえて筆者が作文した「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」がまとまったのが2日後の26日で、以後、委員との間で開催日の調整をしながら、実はその間に、安藤、大濱、寺崎の3委員には原案を示しながら事前の意見聴取を行なった。それらを反映させた最終案ができたのは10月11日であった資料4⁽⁹⁾。課長との相談で、最終答申をいくつかのブロックに分けて順に作成・議論していき、それを最終的に1つにつなぎ合わせて最終答申にしていくという方針を立てた。その第1ブロック部分が、この「専門職員の業務と資質の内容について」であった。

研究会当日は、原案をめぐって実に多様な議論がなされた。議事要旨は資料5⁽¹⁰⁾である。これを見てもらえばおおよそ見当がつくように、①司書や学芸員との比較、②公文書館の専門職員なのか、文書館（私立も含む）の専門職員なのか、③保存や修復の専門職員（コンサーバター）との関係など、プロフェッションとしての基本的な部分でなかなかイメージが固まらず、議論が紛糾したことがうかがえる。

■第4回（1991年3月28日）国立公文書館3階会議室

第4回研究会は、前回、十分な討論の行なえなかった専門職員の素養について、一般的素養と専門的素養に関する追加討論がなされたあと、専門職員の養成制度についての検討に入った。この日は、部内資料として「専門職員の養成機関について」（資料6⁽¹¹⁾、概要部分のみ）と題するペーパーを配付した。第2ブロック部分の素案である。なかでも「公文書館における専門職員の養成及び資格制度のイメージ」は、筆者が当時のワープロを駆使して作成したもので、懐かしい感じが漂っている。また、「主な各省庁の関係「研修所」等一覧」は、番号に※印が付してある機関について、各機関の名称、設置年月日、設置根拠、設置目的、組織・教育スタッフ、研修等内容、対象者・レベル等、研修者等の選択方法、研修員数、研修等期間、特典等、備考のそれぞれをB4版1枚の表にして添付した。

議論のなかでは、専門的素養の内容として「文書館学」を前面に出し、その中心的な部分として「公文書館学」を位置づけるべきだという発言は注目すべきである。また、養成機関と資格制度については、「大学等による個別の資格認定を行わず、現職者を対象にした一元的な養成及び資格制度を考えるべきである」という意見も出されていた（資料7⁽¹²⁾）。

■第5回（1991年7月15日）国立公文書館3階会議室

第5回研究会に先立って、筆者は7月7日付で「専門職員研究会の今後の進め方について（私案）」を作成してPTに提出した（資料8⁽¹³⁾）。実は、それに先立つ同年4月9日の参議院内閣委員会で日本共産党の吉川春子議員が質問して、公文書館法が制定されても「まだ魂が入っていない」として、魂を入れるためにはアーキビストが必要だと強く迫る場面があった。それに対して、坂本三十次内閣官

房長官は「人員の養成については応援をしていきたい」と答弁して、ついで質問が説明員として出席していた国立公文書館の溝口次長に向かい、事前の調査（ヒアリング）に基づき「専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」の回数や会議時間に及び、「いつ結論が出るかというのは本当にほど遠いわけで、これでは百年河清を待つに等しい」と断じ、「今世紀は日本はもうアーキビストなしで送るのか、こういうことにもなりますので、ぜひことしじゅうに結論を出してください」と要求したのである（以上資料9⁽¹⁴⁾）。

これをうけて国立公文書館では、研究会の各委員に内閣委員会の議事録とともに経緯の説明を送付して意見を聴取した。委員の意見のなかには、吉川議員の質問に触発されて、従来の研究会の運営と議論の内容に強い違和感を示し今後の研究会への出席の「辞退」をほのめかす委員もいて、何らかの対応策をとる必要に迫られていたのであった。

以上をふまえて提出したのが資料8だったのである。しかし、そこでは「発足当初の予定通り、平成4年度末に最終報告書を取りまとめる」とし、最終報告書の内容を「包括的な専門職員像の提示を基調とし、将来的な制度化の足がかりとなるようなものとする」と述べ、当初の予定を変更しないことを提案している。このように主張したのは、第4回までの議論を聞いていて、委員の間で公文書館や専門職員のごく基本的なイメージを共有することも難しいように感じていたからであった。さらに、資格認定については総理府の専管事項とするとともに、研修所の設置を模索するものになっている。

第5回研究会の議事要旨は資料10⁽¹⁵⁾。人事異動により坂東真理子次長が赴任して今回から出席した。審議のなかでは、「養成機関の設置」の前に「学科程度及び内容」について討議することが委員一致によって了承され、学位のレベルや採用人数等の具体的な討論がなされた。最後に「研究会の今後の進め方について」が議題となり、当初の予定通り平成4年度末の最終報告書取りまとめが合意された。

■第6回（1991年11月11日）国立公文書館3階会議室

第6回研究会は、前回に引き続き専門職員の養成制度について検討がなされた。当日は、元公文書課長小林蒼海氏が翻訳したドイツとフランスのアーキビスト養成学校のカリキュラムのほか、中国、カナダ、イギリス等の養成課程に関する膨大な資料が添付された（一覧は資料11⁽¹⁶⁾、本文はB4で73枚）。

資料が膨大であったためか、この日の審議は主として養成機関と教科内容に関する、主として座長と事務方による解説に終始したが、最後に養成機関の設置形態について議論があり、大学院レベルということが前提で、なお総理府がそのような施設を設置することも可能性として残されていた。また、修了者には何らかの称号（資格名）が付与されるべきだという発言もある（資料12⁽¹⁷⁾）。

■第7回（1992年3月2日）国立公文書館3階会議室

第7回研究会では、専門職員の養成制度に関して総括的な審議が行なわれたあと、資格制度についても議論された（資料13⁽¹⁸⁾）。そのなかでは、設置主体を総理府とする意見と同時に、民間企業や大学等で活動するアーキビストの養成にも一定の効果を有するものとして提言していくべきだという意見が示されている。養成のための年限は、修士課程相当の2年という意見に異論は出なかった。この点では実は、公文書館が事前に準備して討議資料では、「養成期間は2年程度とすることが望ましいが、公文書館制度の整備がなお途上にあり、かつ文書館学が確立されていない現状もあるので、当初は1年程度とすることもやむを得ないであろう⁽¹⁹⁾」としておいたのだが、委員の意見によって2年という期間が明確に打ち出されることになった。事前の段階では、文書館学が専門の委員からも、養成期間を最短1年まで短縮することが現実的だろう、という意見をいただいていたのである。

資格の名称については、統一的なものを定めたくて、各公文書館の職名としては柔軟に対応でき

るようにしておくという提案がなされた。

研究会の後日、ある委員から、養成機関は文書館学の研究機関であるべきで、大学（院）において養成することを明確にすべきだという意見が寄せられた。この時点でも、総理府・国立公文書館が設置する研修所のような機関が専門職員養成機関として適当なのか、大学に専門の大学院を設置してそこで養成するのが適当なのか、研究会としての意見の統一はなされていないことになる。

■第8回（1992年6月15日）国立公文書館3階会議室

ついで開催された第8回研究会では、前回に継続して専門職員の資格について審議された。事前に準備された討議案では、本格的な養成制度が確立されるまでの過渡的措置として、既存の公文書館において長期にわたって公文書等を専門的に扱っていて、専門職員としての資質を備えている実務経験豊かな職員を、国立公文書館が実施する研修を受講し所定の課程を修了することを要件に「専門職員」としての資格を認定するなどの移行措置を考慮することが必要だとしていた。また、専門職員の名称についても特定することを避けていた（資料14⁽²⁰⁾）。

当日は、6月4日に札幌で開催された第4回都道府県・政令指定都市公文書館長会議で出された意見も整理して配付した。そのなかで、大学院修士課程2年程度という点について出た各地公文書館長の意見の部分が資料15⁽²¹⁾である。ここでは、行政経験も必要、財政的補助が必要等といった意見のほか、実際上適用が困難だという意見も出されている。

おわりに

筆者は9月1日付で筑波大学に転出したので、1992年10月5日に国立公文書館3階会議室で開催された第9回研究会の準備の途中までしか関わることができなかった。しかし、提出されたペーパー「専門職員の確保、配置について」の原案執筆段階までは直接関係することができた。以後、第10回（1993年1月25日）、第11回（同年4月12日）、第12回（同年6月21日）の3回は、ブロックごとに作成してきた討議資料を合体させて最終報告書としてまとめる作業であった。

最終報告書は長文になるので、前掲注1の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編『アーキビスト制度関係資料集』112～121頁を参照いただきたい。養成機関については、次のように結論していた。

地方公共団体の設置する公文書館との有機的な連携を考慮するならば、公文書館法を所管している総理府の施設等機関である国立公文書館を主体として、高度な専門教育、研究機能をもつ新しいタイプの養成機関を設立することが望ましい。

結局これが設立されることなく今日に至っているのは、それが斯界にとって幸か不幸かは別としても、国立公文書館としては強く反省すべき事柄であろう。また、アーキビストの名称としては、「公文書館専門職員」と定めることが適当であろうと結論した。今回の答申では、「アーキビスト」がその名称とされているが、それは、アーカイブズ、アーキビストが時代の変遷とともに次第に認知され、定着してきた結果であり、公文書に限らない本来の職務内容から見ても、好ましい方向性への展開を促したといえよう。

とくに、最終報告書の「おわりに」では、文書館の設置主体に公私の区別はなく、将来的には公務員か否かではなく本来の専門性によって養成や資格化が図られるべきだとし、この報告書が「高度なプロフェッションとしてのアーキビスト養成の一里塚」に過ぎないとしている。こうした書きぶりも、今日のような趨勢をつくることに多少は貢献したといえるだろう。そして最後に、「この提言の実現を図るためには、今後さらに具体的かつ詳細な検討がなされる必要があるだろう」と結び、次の段階の研究会の

設置に含みを残している。読者周知のとおり、最終報告書の出た約半年後の1993年11月5日に、国立公文書館では「公文書館における専門職員の整備等に関する研究会」を設置して、より具体的な専門職員養成のためのカリキュラムや資格制度の検討に入ったのであった。そこでの審議については、また別に論じる必要がある。

注

- (1) アーキビスト認証準備委員会「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」(令和元年12月)1頁。これまでの経緯については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編『アーキビスト制度関係資料集』(2009年、同協議会)が詳しい。
- (2) 「インタビュー 公文書館法制定前後をふりかえる(下)」『筑波大学アーカイブズ年報』第2号(2019年、筑波大学アーカイブズ)49頁。
- (3) 「専門職員研究会 第一回」(筆者手持ファイル)。
- (4) 同上。

研究会のメンバーは次のとおり。

安藤 正人(国文学研究資料館史料館助手) 文書館学
大濱 徹也(筑波大学歴史・人類学系教授) 日本史学
岡田 瞬平(元・時事通信社出版局長) 言論界
加藤 陸美(社会福祉医療事業団副理事長) 官界 OB
長倉美恵子(東京学芸大学教授) 図書館学
寺崎 昌男(東京大学教育学部教授) 教育学
濱田 喬(学術情報センター教授) システム工学
堀井 敏夫(大阪大学教養部教授) 西洋史学
三上 昭美(中央大学文学部教授) 日本史学
村松 岐夫(京都大学法学部教授) 行政学

- (5) 「専門職員研究会 準備」(同上)。
- (6) 「専門職員研究会 第一回」(同上)。
- (7) 同上。
- (8) 「専門職員研究会 第二回」(同上)。
- (9) 「専門職員研究会 第三回」(同上)。
- (10) 同上。
- (11) 「専門職員研究会 第四回」(同上)。
- (12) 「専門職員研究会 第五回」(同上)。
- (13) 「第百二十回国会参議院内閣委員会会議録第五号」15~16頁。同上所収。
- (14) 「専門職員研究会 第五回」(筆者手持ファイル)。
- (15) 「専門職員研究会 第六回」(同上)。
- (16) 同上。
- (17) 「専門職員研究会 第七回」(同上)。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 「専門職員研究会 第八回」(同上)。
- (21) 同上。

資料1

「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」運営要綱

(平成元年11月8日)

1 開催の趣旨

昭和63年に施行された公文書館法(昭和62年法律第115号)は、公文書館には歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員を置くことと定めている。この専門職員は、公文書館において中核的業務を行うものと考えられるが、我が国では、その専門的知識と経験の具体的内容には未確定の要素が多いため、現在のところ養成及び資格制度が整備されていない。

このような現状と地方公共団体等からの要望を踏まえ、専門職員の養成及び資格制度の早急な確立へ向けて有効な措置を講ずる必要があると、国立公文書館としては、それらに関する将来的な課題を検討していくために、高い見識を有する人々を招請して「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開催することとする。

2 研究会の構成

国立公文書館長が委嘱する学識経験者をもって構成する。

3 研究事項

- (1) 専門職員の業務と資質の内容について
- (2) 専門職員の養成制度について
- (3) 専門職員の資格認定について
- (4) 専門職員の確保、配置について
- (5) その他

4 開催方法

- (1) 研究会は、構成メンバーと日程及び研究事項を調整したうえで、国立公文書館長の招請により開催する。
- (2) 研究会には、構成メンバーの互選により座長1名を置くものとする。
- (3) 研究事項に応じ必要がある場合は、関係機関等の職員の出席を求め意見を聞く。

5 その他

- (1) 研究会の成果は、報告書にまとめるものとする。また、特定の研究事項に関する報告書又は中間報告書をまとめることができるものとする。
- (2) 研究会には、必要に応じて分科会を置くことができる。分科会に関する細目は、別に定める。
- (3) 研究会の庶務は、国立公文書館の職員の中から館長が指名する者が行う。

資料2

第1回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日時 平成元年11月24日(水) 14:00~16:00

場所 国立公文書館 3階会議室

出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子
濱田 喬、堀井敏夫、三上昭美の各氏(村松岐夫氏は欠席)

- 議事
- 1 館長挨拶
 - 2 研究会運営要綱等の説明(次長)
 - 3 出席者の紹介(次長)
 - 4 座長の互選 三上昭美氏を座長に選出

- 5 公文書館及び専門職員の実状に関する報告（館長）
- 6 公文書館及び専門職員に関する概括的討議

概括的討議における発言要旨（概ね発言順）

- 諸外国の養成機関について、より詳細な資料を用意してほしい。例えば、外国の公文書館法の翻訳など。
- 公文書館法でアーキビスト養成について具体的な規定を設けている例は少ないと思うが、公文書館に対する認識を深めるといって、各国の公文書館法は参考にすべきである。
- アーキビスト養成機関について検討する場合、例えば図書館員の養成及び資格認定がどうなっているか、参考にしたい。
- 図書館司書には、資格が必要な場合と、採用後に専門教育を受ける場合の二種類がある。
- アーキビストの訳語を統一しなければならない。「文書学士」という名称を提案する。
- アーキビストの資格を免許制にしまうと、専門職が必要数以上に養成される惧れがある。
- 専門的知識に乏しい司書の大量生産という図書館司書免許の轍を踏まないように、免許の取得資格を大学院修士課程以上に置いたほうがいい。専門性より学歴が尊重される我が国の社会的風潮も考慮したい。
- すでに公文書館に勤務している職員の位置づけと、これから作っていくアーキビスト養成・資格認定制度の問題は、分けて考えるべきである。

既存職員の地位を尊重するあまり、あるべき専門職の養成が質的に低下しかねない。
- 大学院修士課程の1年間で履修する“専科”で新たにアーキビストを養成し、既存の職員については“研修科”（10年後に廃止）で再教育する併存システムがいいのではないか。
- フランスでは、西ドイツ・マールブルクの養成機関を目標に、より水準の高いアーキビスト養成機関の設立を予定している。
- 我が国の場合、今後20～30年間はアーキビストの需要は少ないのではないか。
- 教える側も人材不足である。即成の“教官”を生み出すことがないよう、アーキビスト養成は、大学ではなく専門学校（文書学大学校）を設けて行うべきだ。
- アーキビストは、やはり大学で養成する方がよいのではないか。
- アーキビストが歴史的要素を十分持つことは必要であるが、歴史研究者であることは別のことで、歴史研究者であることが、かえってアーキビストとしてマイナスな面もある。

アメリカの場合などはその役割分担がはっきりしている。
- アーキビスト専門課程への入学は学部卒以上とした方がいい。
- ヨーロッパでは、アーキビストには歴史的素養がきわめて重要である。
- 英米では歴史学以外の分野からアーキビストになる例も多い。
- アーキビストの需要は、なにも国公立の公文書館ばかりでなく、大学アーカイブス、企業アーカイブスにもあるのだから、もっと大きな将来的展望をもって養成機関のあり方を考える必要がある。
- ドキュメンテーションの中で図書以外はアーキビストの領域なのであって、養成機関は社会の多様な要請に応えるものでなければならない。

国立公文書館は、文書館行政全般を統轄する“文書館総局”の役割を果たすようになるべきだし、文書学学校の卒業生が、省庁、地域を超えて採用されるシステムを作るべきだ。
- 理想的にはどうあるべきかということと、現実的にはどうなのかということの両者を加味して決定すべきである。公務員制度の枠内では、あまり高度なものにはもって行きにくいという感じがしている。需要予測をして、多数であれば複数の機関も考えられる。
- 「当面どうするか」ということと、「将来いかにすべきか」という二つの局面があるが、姿勢としては、前者にとらわれて「いかにすべきか」が軽視されないように留意したい。具体的には、アーキビストの需要予測を立てたうえで、その身分を公職の中でどう位置づけていくか検討する必要がある。
- 国立公文書館付設の養成所も考えられる。
- 需要予測を立てる際に、採用先を公文書館だけに限定するのか、それとも民間の需要を計算に入れるのかで大きな違いが出てくる。

- 今日の議論は全体的に机上論的ではなかったか。アーキビストの現実的な職務、活動について十分な説明がほしかった。
公文書館の専門職員は現実にどのような仕事をしているのか。国立と地方では公文書館の役割にも違いがあるのに、“理想的なアーキビスト”というのが一概に規定できるのだろうか。
アーキビストが「重要な歴史資料を伝える」といっても、そもそも具体的にどういうことなのか。
- 「地方の公文書館」と一概にいっても、それが知事部局に属するか教育委員会に属するかで性格が違ってくる。
知事部局系、教育委員会系それぞれの地方公文書館の職員を招いて、研究会を持つことが必要。
- 次回は専門職員の業務と資質ということで討論する。資料の作成と、その事前配付を希望する。
次回は2月末から3月初めの間に開催したい。

資料3

第2回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

- 日 時 平成2年3月9日(水) 14:00~16:00
場 所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子
濱田 喬、堀井敏夫、三上昭美(座長)の各氏(村松岐夫氏は欠席)
- 議 事
- 1 開会及び議事予定説明(座長)
 - 2 前回研究会議事要旨説明(座長)
 - 3 公文書館専門職員の実状報告
国立公文書館(公文書課長)、東京都公文書館(館長)、埼玉県立文書館(副館長)、広島県立文書館(館長)
 - 4 質疑応答

質疑応答における発言要旨(概ね発言順)

- 県史の編纂と公文書館設置の関係はどのようになっているか。
(埼玉県) 施設は同居しているが、部局も違うので直接の関係はない。
(広島県) 県史編纂に関わった職員をすべて文書館が引き継いで採用したわけではない。
- 県史編纂に携わることがアーキビストのディシプリン(アーキビストになるための訓練)になると考えられるか。
(広島県) そういう面があるにしても、県史の編纂員が即文書館の専門職員に直結するとは考えていない。
- 情報公開制度と公文書館の関係はどのようになっているか。
(東京都) 公文書館ではなく、本庁の情報連絡室が担当。
(埼玉県) 昭和58年6月から始った情報公開制度は、総務部の公文書センターが所掌し、現用文書を扱っている。
古文書を除き、明治から昭和53年までの文書はすべて情報公開の対象とされている。
- 高等学校等の教員を公文書館職員にあてる場合、本人の適性を十分考慮したうえでの異動が行なわれているか。
(埼玉県) 設立当初には、学芸員等の専門の人が少なかったため、高等学校の教員などのうち適任者を文書館職員に配置換したが、学校現場へ復帰するか文書館職員として留任するかは、本人の希望に沿えるようにしている。
現在は、現場の教員をあてなくても適任者が採用できるが、文書館の史料をできるだけ教育現場で活かしてもらいたいという見地から、連繫を重視している。
- 広島県立文書館の研究職員は、他の部局に異動しなくても相応に昇進できるシステムになっているのか。
(広島県) 個人的な意見としては、研究員は、例えば主任研究員にするなど内部で昇進できる方がよいと思う。しかし、現在のところ、この問題はまだ公式に話題とされていない。
- 昇進システムの問題が解決されなにかぎり、熟練したアーキビストは育成されないのではないか。なぜなら、

経験、学識に富んだアーキビストもある年齢以上に達すると、待遇の不満から大学その他のより条件のより職場に移ってしまうと予測される。

- アーキビストが従来の司書や学芸員より高学歴であることを前提にして、アーキビストを研究職、専門職化する場合、どのような問題が生じるか。
(東京都) 現在、東京都では、学芸員も研究職となっていないので、公文書館職員の研究職化は、それらの職員の待遇問題ともからんで大変難しい。
(埼玉県) 学芸員等が研究職化されるなら、アーキビストもそうになってほしい。
- 研究職としては大学院修了であることが採用時に不可欠の条件となるのか。学部卒では無理なのか。研究職の学問的背景はどのようなものがよいと思うのか。
(広島県) 学部卒であっても研修等に参加させていけば、十分文書館職員として勤まると思うが、大学院修了者の方が採用する場合に人事担当者との交渉が順調にいく。
- 医療職など理科系の研究職は別にして、人文系の研究職として文書館研究職以外にどのようなものがあるのか。広島の研究職の専攻分野は何か。
(広島県) 現在は日本史専攻者のみで構成されている。所蔵史料の構成からいって、近世史の専攻者が一番多く、次に近現代史の研究者、そして中世史若干というのが理想的だと思う。
- これからは古文書ではなく行政文書の評価、判定が公文書館の主な仕事になっていくと思うが、その場合、産業、技術、科学の分野の文書についても判定能力が要請される。日本史専攻のアーキビストだけでは処理できないのではないかと。保存資料の劣化対策も必要となってくるであろう。
(広島県) その点については、今後細かい作業を重ねていかないと判らない。不明の点はそれぞれの専門家に聞くようにしている。
- 将来的には、情報処理、保存科学ほか自然科学分野の専門家も必要になると思うが、すでにそのような需要を射程に入れて検討を行っているか。
(広島県) 例えば、カードの記入を手書きからワープロ入力に試験的に切り換えている。この問題は、研究員の中である程度対応できるようにすべきでないかと考えている。
- カードをワープロ入力しはじめたということだが、旧漢字はどのように処理しているか。
(広島県) 当用漢字にするなど適宜対応している。
- これから設立される公文書館は、知事部局と教育委員会と、どちらに所属する方がよいと思うか。
(広島県) 教育委員会だと教育職の俸給で待遇できる利点もあると思うが、個人的には、知事部局の方が人事や予算の面で運営が円滑に行われる気がする。
(埼玉県) 教育委員会に属した方が、博物館その他の社会教育機関との連絡が密になる。
(東京都) 都の公文書館は、公文書センター、レコードセンターとしての機能を持ちたいと希望しているが、そのような場合、予算や人事の面で知事部局の方が進めやすいと思う。
- 公文書館では、研究職と専門職を設けているが、両者の具体的な違いは何か。
(国立) 専門職は、所蔵公文書についてのレファレンスの対応などを担当し、研究職はより高度の学術研究にあっている。
- 次回は、専門職員の業務と資質の内容について統括的な研究審議を行う。時期としては9月末から10月にかけての頃が考えられる。

資料4

公文書館における専門職員の業務と資質の内容について

－第3回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」討議資料－

平成2年10月15日

国立公文書館

1 公文書館における専門職員

(1) 公文書館の基本的機能

人類は今日に至るその歴史の中で、あらゆる活動に伴っておびただしい量の記録を産み出してきた。それら様々な記録を保存するという事は、例えばすでに紀元前15世紀に、都市国家ウガリトの宮殿中に文書館（粘土板保存室）が設置されていた事実からも判るように、しだいに複雑な社会生活を営むようになった人類にとって、いわば本能的な属性として行ってきた行為である。文書館の基本的機能の一つは、ある組織がその運用上作成した記録を、それ自身の必要に応じて保存することといえよう。

一方、18世紀以降の西欧諸国では、国民国家と市民自治の原則を保証し、民族と地域の歴史を共有するための施設として近代文書館の整備が進むこととなった。こうして一般公衆の利用を前提とすることは、文書館にもう一つの基本的機能が付け加わったことを意味する。現代の文書館は、これら二つの基本的機能を果たすことで、人類の歴史を後代に伝える施設として、図書館、博物館等と共に重要な役割を担っている。

我が国でも、記録を保存することは古来より行なわれてきたが、近代文書館の制度が導入されたのは今次大戦後のことに属する。国立公文書館が設立されたのは昭和46年のことであった。それと相前後して地方公共団体でも文書館の設置が進み、現在では都道府県・政令指定都市では23の施設を数えることができる。昭和63年には、「公文書館法」（昭和62年法律第115号）が施行されて、公文書館等が歴史資料として重要であることが確認され、その第4条第1項では、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」とされた。

（2） 専門職員の必要性

近代文書館には、様々な記録のうちから永久保存価値を有する資料を選択し、それを広く一般の利用に供するための業務に従事する、アーキビストと呼ばれる専門職員が必要とされている。このアーキビストは、高度な知識と広範な経験を有する独自の「専門職」と考えられ、図書館の司書や博物館の学芸員のように、一定の養成及び資格制度によってその専門的身分を保証された職能集団とみなされている。

「公文書館法」でも、第4条第2項に「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と規定されている。この「専門職員」は、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいい、公文書館の中核的業務を担当する職員を指す。したがって、そのような専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要であるといえる。

しかし、現在の我が国においては、その専門性の具体的な内容に未確定な部分もあり、養成機関が整備されていない状況にあるので、専門職員の必要性が強く認識されていても、実際には適正に配置するのは難しいのが現状である。「公文書館法」もその附則第2項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」と定めている。この「当分の間」をできるだけ短縮すべく、専門職員の養成及び資格制度を早急に確立することが、各界からあらゆる機会を通して要望の寄せられているところである。

そこで、「公文書館法」の具体的な施行事務を担当することになっている国立公文書館では、この問題に対する高い識見を有する方々を招請し、研究会を開催することとなった次第である。

（3） 討議の前提

元来文書館設置の母体というものに公私の区別はなく、国及び地方公共団体に限らず、民間企業や大学、宗教団体など多様な設置母体が考えられる。したがって、それらに置かれるアーキビストも、公務員か否かというよりも本来的な専門性によって他の職種と区別されるべきであり、養成や資格制度を考える場合もその点に留意しなければならない。

ところが、我が国の法体系では、民間の記録資料まですべてを対象とした文書館法を制定することは困難であり、現行の「公文書館法」においても国及び地方公共団体が保管する公文書等に限定して定めることにした経緯がある。また、今後さしあたっては都道府県・政令指定都市の公文書館が設置、整備されていくことを考慮すれば、まず当面はそれらの施設の専門職員を前提に研究を開始すべきであろう。都道府県・政令指定都市の公文書館におかれる専門職員を制度化することによって、民間企業等の文書館においても通用する専門職員を養成することは可能であると考えられる。なお、ここでいう専門職員とアーキビストは必ずしも等号関係にあるとはいえず、他に適当な訳語も定着していないので、当面は引き続き「専門職員」と呼ぶこととしたい。

2 専門職員の担当する業務

（1） 公文書館の管理、運営

専門職員は、その専門的立場から公文書館の管理、運営に参画する。欧米諸国では、公文書館長はアーキビストであり、研究者であることも多い。専門職員が管理、運営を分担することによって、その専門的知識と経験を公文書館の全体方針や長期計画の策定等に活かせるほか、人事や予算の面でも専門的見地から適正な運用を図ることができる利点があろう。

また、新たに公文書館を設置する場合や、従来の施設を拡充する場合などには、施設やシステム設計の面で専門職員が中心的な役割を果たさなければならない。

(2) 公文書館学の研究

現在我が国では、アーカイバル・サイエンスとして公文書館学が一般に認知されているわけではないが、近い将来には図書館学や博物館学のような形で体系化が進むことは確実であろう。専門職員は、公文書館に関する知識と経験を体系化し、専門職員として共通の理論的背景となる独自の公文書館学の領域を研究する中心的な担い手でなければならない。その場合でも、公文書館の実務と密接な関連を意識して研究を推進することはいうまでもない。

(3) 公文書等の保存

ア 評価、選別

専門職員の業務の中で最も重要なのが、膨大な記録資料の中から永久保存価値を有する記録遺産を評価、選別することである。この評価、選別によって、後代に伝えられる記録遺産、すなわち公文書館の所蔵資料の質が決まってしまうので、専門職員はあらゆる知識と経験を駆使してこの業務に当たらなければならない。専門職員の大きな責任が問われ、その専門性が試される領域である。

イ 移管、収集

評価、選別された公文書の公文書館への移管と、関連するその他の記録の収集を計画することは、専門職員の業務と考えられる。移管、収集の過程では、文書の「出所」に従ってその「原秩序」を維持すること、及び文書管理規定等との関係に留意する必要があるであろう。

ウ 整理、保存

移管、収集された公文書等を計画的に排架し、また適切な保存環境を確保するための指示を与えることも、専門職員の業務である。その際、保存に関する専門職員であるコンサーバターとは密接な連携の下に、様々な媒体に応じた保存措置を講じる。

(4) 公文書等の利用

ア 目録、閲覧

公文書等の有効な利用を図るための検索手段の策定と理論の構築は、専門職員の業務と考えられる。ここでは、様々なニュー・メディアへの対応や、一般の理解を得るための展示会等の計画も業務の一環として検討されるべきであろう。

イ レファレンス

所蔵資料に関する問い合わせに対して、比較的軽微なものを除いては専門職員が対応すべきであろう。これには、一般利用者だけではなく、文書作成原局の担当者からの質問に応じることで、行政上の調査業務を担う側面も含まれる。

ウ 情報公開、個人情報保護

地方公共団体では、情報公開制度を実施しているところが多いので（個人情報保護制度も漸次導入されるであろう）、専門職員はそれらに関する業務も担当する可能性がある。「公文書館法」でいう「公文書館等」は「現用のものを除く」とされているが、現実には地方公共団体の設置する公文書館では情報公開の窓口を兼ねているところも多い。

(5) その他の業務

その他、専門職員は、内外の公文書館等の専門職員と連絡を保ち、常に最新の情報に接すると共に、国際公文書館会議、内外の専門職員団体、類縁施設及び関連の諸学会等との交流を促進する。

3 専門職員に要求される資質

(1) 個人的資質

公文書館における専門職員には、それを一つのプロフェッションとしてみた場合、人間類型的にある程度共通した資質が想定できるであろう。

まず、公文書館という施設の特質を考えたとき、専門職員は研究熱心で探求心が持続的であると共に、組織人としての協調性と適応力が求められる。緻密な研究能力と実戦的な事務能力、過去に対するイメージと未来を見通すビジョンを兼ね備えていることである。

それに加えて、利用者を前提にした場合、ある意味でのサービス精神も必要であろう。公共に奉仕する態度と、国民や地域社会に対する深い理解が求められる。

しかし、これらは一見矛盾する要素なので、一人の専門職員にバランスよく要求するのは難しいだろうから、実際の場面では、弾力性をもって対応するしかないのかもしれない。

(2) 専門的資質の内容

ア 公文書館学

現段階ではこれを体系的に習得することはできないので、むしろ今後、公文書館における専門職員が構築していく新しい学問分野と考える。方法論については、この分野に関して先進的な諸外国や図書館学等の隣接諸学から学ぶことができるであろう。

イ 歴史的要素

専門職員の担当する業務の各局面で、最も必要とされる専門的資質の一つが、この歴史的要素であると考えられる。具体的には、公文書等を作成した組織の沿革及び諸施策の経緯、その背景となった日本近現代史に関する政治、法律、行政、経済、財政、産業などの分野をはじめ、文化史、地域史、社会史、世界史などである。

もちろん、前近代史に関しても配慮が必要で、とくに近世の古文書等を所蔵している地方公共団体の公文書館では、近世史や古文書学の比重が高くなるよう。

とはいえ、これらあらゆる歴史的分野で専門性を獲得するのは無理であるから、大学の一般教養程度との比較においていわば専門的という意味で、そのうち特に必要なある分野について専門をもつのは差し支えない。

ウ 行政的要素

専門的資質のもう一つの柱として重視されているのが、この行政的資質である。具体的には、法令事務や日常の事務処理能力など、行政の実務経験をふまえた専門行政的な分野を指すと考えられ、行政学の知識を意味するものではない。

しかし、この要素は実際の経験から得られる部分が大きく、それを養成し、資格認定の客観的条件とすることは難しいであろう。

エ その他の要素

公文書館等の内容は人間生活のあらゆる分野に及んでいる。したがって、専門職員には広い一般教養が必要なのはいうまでもない。その中には外国語も含まれる。

資料 5

第 3 回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時	平成 2 年 10 月 15 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 30
場 所	国立公文書館 3 階会議室
出席者	安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、長倉美恵子、濱田喬、堀井敏夫、三上昭美 (座長) の各氏 (寺崎昌男、村松岐夫の両氏は欠席)
議 事	1、開会 (館長あいさつ) 及び議事予定の説明 (次長) 2、第 3 回研究会の議事要旨説明 (主任公文書専門官) 及び確認 3、研究討議 議題「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」 4、次回研究会の議題と開催期日の調整等

研究討議における発言要旨 (概ね発言順)

1 公文書館における専門職員について

- 近代文書館では文書の「選別」(廃棄を伴なう。)が重視されてきたが、本来は「保存」にこそ重点を置くべき

であろう。アーキビストは、同時代のさまざまな価値観の制約からできるだけ自由に、永久保存に値する文書の保存に努める。

- 専門職員の配置が不適切だったため、貴重な文書が廃棄されてしまい、後世の歴史研究に影響を及ぼしたことがある。我が国で行政裁判所の文書が廃棄されてしまったのもその一例である。
- 専門職員の業務、資質として「調査研究」が強調されているが、利用に際するアドバイス等の（啓蒙的）側面にも配慮できないか。
- 総理府による公文書館法の解釈（「解釈の要旨」昭和63年総総第366号に添付。）では、「調査研究」ということが重視されている。
- 公文書館における専門職員には高い処遇を考えないと優秀な人材が確保できない。図書館の司書などは、現状では専門的な職能集団とは見なされていない。給与の面など、国が率先して対応すべきである。
- 文書館全体として職員の身分構成を考えなくてはならない。その場合、アーキビストの他に行政職、技術職をトータルに雇用しているフランスの例が参考となる。多様な職員構成に応じた養成制度を構築すべきである。
- 「専門職員」と「アーキビスト」の関係が不明確である。「専門職員」としているのであって、あくまでも高度なプロフェッションとして討議すべきだ。とくに都道府県・政令指定都市の公文書館におかれる中核的なアーキビスト像を想定すればよい。
- 司書や学芸員は専門職としての制度は成立しているが、社会的には認知されていない。アーキビストの場合のひとつの解決策として、業務の内容に即した階層性を導入してプロフェッションの意義を高めることが考えられる。

2 専門職員の担当する業務について

- 「評価、選別」と「移管、収集」の順序関係は、行政の規模によっても違いがあるが、地方公共団体においては全て公文書館に「移管、収集」してからアーキビストによる「評価、選別」をするというのが妥当であろう（埼玉県八潮市や神奈川県藤沢市の例。）。その際、中間保管庫の存在も考慮する必要がある。
- 国のレベルにおいては、各省庁にアーキビストのような専門職を置いて公文書館への文書の移管を図る方が現実的であろう。フランス型の移管・評価システムは、同国の行政制度を前提にしたときに可能なのである。
- 目録の作成や研究業務をもっと重視すべきではないか。研究業務は、公文書館の日常業務に即して行うべきである。
- 「目録、閲覧」よりも「閲覧、レファレンス」を一体の業務と考えたい。
- 守秘義務など、専門職としての倫理性の問題にも触れるべきである。
- 展示会の計画など歴史教育に果たす役割や研究業績の公表という側面（情報生産、情報提供の役割。）も強調したい。
- 情報公開や個人情報保護など、現用文書に関することはここでは除いた方がよい。
- コンサバーターの担当する「保存」に関する業務には、どの程度関与するのか。アーキビストは保存の実務に当たるものではないと考える。
- 「公文書館学」というと将来的に混乱を招く恐れがあるので、「文書館学」とした方がよい。
- 法律に基づいて討議すると「公文書館学」ということになる。
- 「文書館学」とした場合でも、都道府県・政令指定都市レベルの公文書館に関する知識と経験の体系化が、今後の討議における主要な関心領域となろう。

3 専門職に要求される資質について

- ここで必要とされている資質の「要素」とは、いわば「素養」のことであろう。
- 業務の内容に即したとき、「公文書館学」ではなく、「文書館学」とすべきである。
- 十分な時間がとれないので、次回研究会において継続的に討議したい。
- 次回研究会は、平成3年3月頃に開催する。事前に資料を送付して討議の一層の充実を図ることを検討する。

資料6

専門職員の養成機関について

第4回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」討議資料概要

平成3年3月28日

国立公文書館

1 養成機関の設置

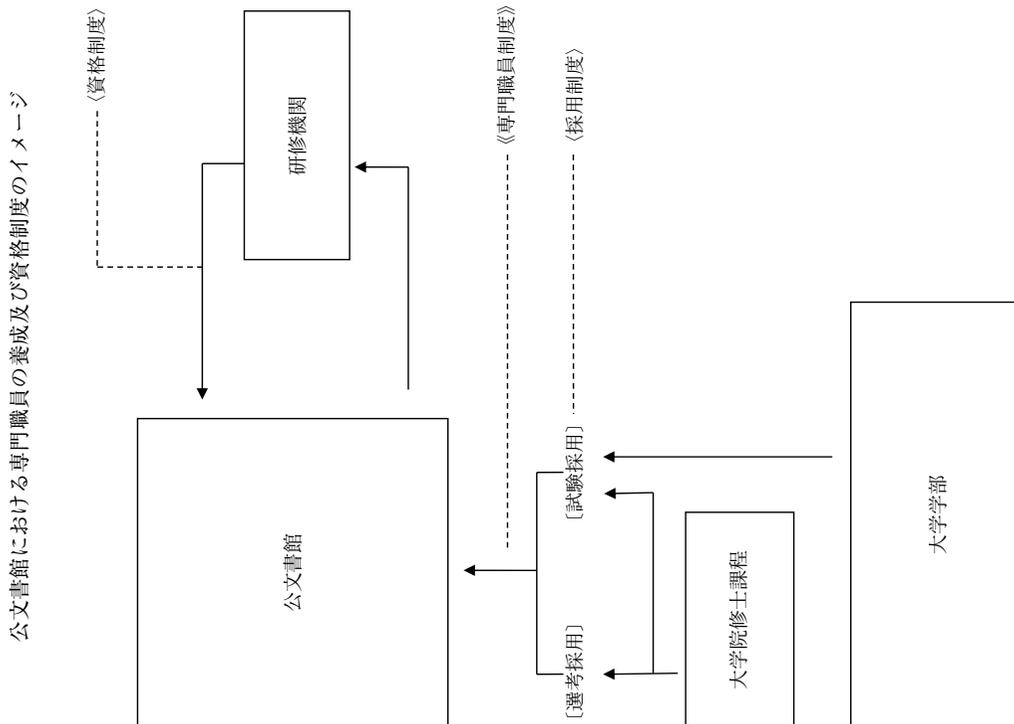
- (1) 設置の必要性
- (2) 設置の根拠、主体、形態等
- (3) 採用制度、資格制度との関連（雇用専門職の可能性）

2 学科程度及び内容

- (1) 養成と研修
- (2) 大学院修士レベルの課程
- (3) 歴史的分野、行政的分野と情報科学、保存科学等との割合

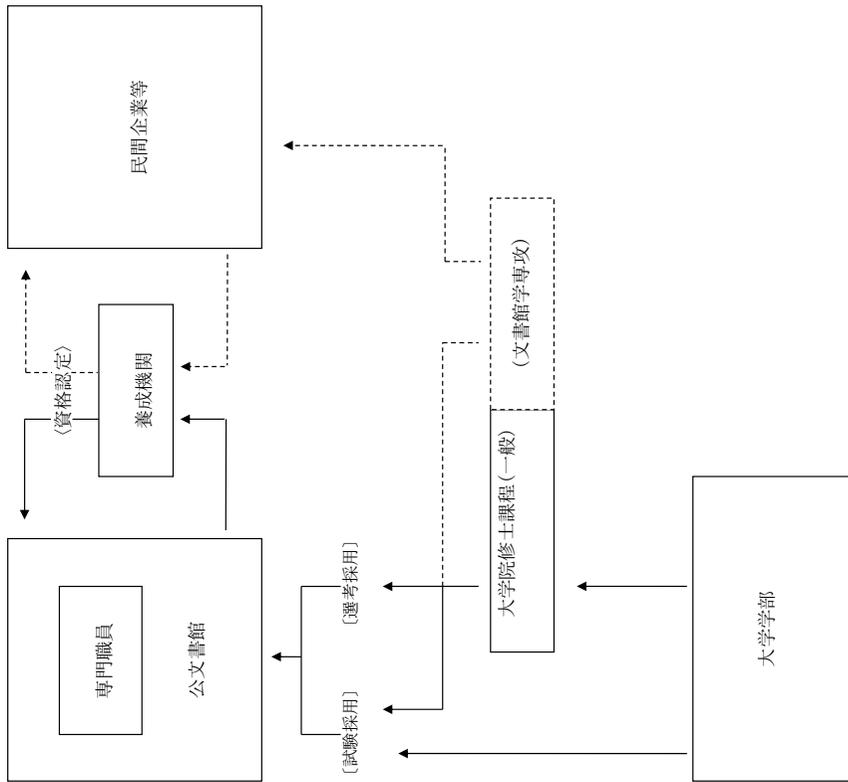
3 その他

- (1) 教員の確保
- (2) 現職者の移行措置
- (3) その他



資料6 (続き)

公文書館における専門職員の養成及び資格制度のイメージ (第2案)



(参考資料)

主な各省庁の関係「研修所」等一覧

平成3年3月

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ※ 1. 公務員研修所 | 18. 公安調査庁研修所 |
| ※ 2. 警察大学校 | ※ 19. 外務省研修所 |
| 3. 特別捜査幹部研修所 | 20. 税関研修所 |
| 4. 警察大学校附属警察通信学校 | 21. 税務大学校 |
| 5. 北海道警察学校 | 22. 看護研修所研究センター |
| ※ 6. 統計センター統計研修所 | 23. 社会保険大学校 |
| 7. 防衛大学校 | 24. 農林水産研修所 |
| ※ 8. 防衛大学校・理工学研究科 | 25. 食糧管理講習所 |
| 9. 防衛医科大学校 | 26. 林業講習所 |
| 10. 防衛研究所 | 27. 通商産業研究所研修部 |
| 11. 日本原子力研究所ラジオアイソトープ・原子
炉研究所 | 28. 保安研修所 |
| 12. (財)日本情報処理開発協会中央情報教育研
究所 | 29. 計量教習所 |
| 13. (財)リモート・センシング技術センター | 30. 工業所有権研修所 |
| ※ 14. 環境研修センター | 31. 運輸研修所 |
| 15. 法務総合研究所 | 32. 航空保安大学校 |
| 16. 司法研修所 | 33. 海上保安大学校 |
| 17. 矯正研究所 | 34. 海上保安学校 |
| | ※ 35. 気象大学校 |
| | 36. 郵政大学校 |

- | | |
|-------------|---------------|
| 37. 中央郵政研修所 | ※ 41. 自治大学校 |
| 38. 職員訓練所 | 42. 消防大学校 |
| 39. 労働研修所 | 43. 消防研究所 |
| 40. 建設大学校 | ※ 44. 図書館情報大学 |

資料 7

第 4 回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

- 日 時 平成 3 年 3 月 28 日 (木) 14:00~16:00
- 場 所 国立公文書館 3 階会議室
- 出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、濱田喬、
長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭夫 (座長)、村松岐夫の各氏
- 議 事
1. 館長挨拶
 2. 開会及び議事予定説明
 3. 前回 (第 3 回) 研究会議事要旨について (確認)
 4. 研究討議
 - (1) 専門職員の業務と資質の内容について (継続討議)
 - (2) 専門職員の養成制度について
 5. その他

研究討議における発言要旨 (概ね発言順)

1 専門職員に要求される素養について (継続討議)

(一般的素養について)

- 専門職員の素養として「過去に対するイメージと未来を見通すビジョンを兼ね備える」という表現は判りにくいので、「実践的能力と優れた歴史的感性をもった者」とする。
- フランスのアーキスト入門書には、アーキストはなるべく特定の史観をもたずに永久保存価値を有する記録の評価、選別に当たるものと書いてある。
- 「個人的素養」として書かれている内容が非常に厳しい。医者や弁護士などの世界にはプロフェッショナルリズムがあるが、それは自発的な相互監視に基づくものである。公文書館における専門職員の素養として、その内容を明文化する必要があるだろうか。
- 全く新しい専門職員制度を創る上で、個人的素養としての事務処理能力などはやはり具体的に明示しておく必要があろう。
- ここでいう素養は、専門職員になろうとする者が予め備えておくべきものなのか、あるいは学習の結果獲得すべきものなのか不明瞭である。
- 極めて高いレベルの素養を想定せず、一般的な要請としていわば常識的なレベルの素養を必要とするものと考えたい。
- プロフェッショナルとしての自覚という意味でこの素養を考えることにしたい。

(専門的素養について)

- 専門的素養の内容として「文書館学」を前面に出し、その中心的な部分として「公文書館学」を位置づけるべきである。
- フランスの例などをみても、中核的なアーキストの素養として古文学とくに古書体学を重視する必要がある。
- 専門職員の素養のうち「その他の要素」に要求される教育課程のレベル (大学の一般教養程度、卒業程度という区分) は、ここでは規定しない。
- 行政学の理論と行政の実務の関係は、カリキュラムの中で明確にした方がよい。組織管理論と行政学は重複す

る部分が大きい。

- 日本近現代史に関する「外交」の知識も専門職員には必要である。
- 科学技術について常に最新の知識を得るのは難しいので、専門職員に一般啓蒙の面で大きな役割を課すことはできない。

2 専門職員の養成制度について

- 図書館司書の場合、制度そのものは悪くなかったが、その後の運用が不適切だった。養成と採用の人数が余りにもアンバランスになってしまったことに問題がある。
- 博物館学芸員の場合、当初は学歴と現場の要請が合致せず、その影響が現在に残っている。
- 公文書館の専門職員に関しては、大学等による個別の資格認定を行わず、現職者を対象にした一元的な養成及び資格制度を考えるべきである。
- 処遇面など具体的な問題にも配慮しながら検討を進めていかないと制度として定着しない。
- 公文書館の職員構成として、行政職、アーキビスト（研究職）、技術職、用務職、教育職の五種類が考えられる。
- 専門職員を本当に研究職とした方がよいのかという議論が必要だろう。
- 次回研究会は、7月15日（月）の14～16時に開催したい。

資料 8

91. 7. 9

専門職員研究会の今後の進め方について（私案）

1. 発足当初の予定通り、平成4年度末に最終報告書を取りまとめる。

第5回以降の研究会は、次のように開催する。

第5回	7月15日	}	養成機関
6	9～10月※		
7	12月	}	資格制度
8	2～3月※		
9	5～6月		
10	8～9月※	}	確保・配置
11	11～12月		
12	2～3月※		最終取りまとめ

（※はペーパー提出）

2. これまでの研究会の討議内容及び専門職員問題をめぐる我が国現在の“環境”を考え併せると、最終報告書の内容は包括的な専門職員像の提示を基調とし、将来的な制度化の足がかりとなるようなものとする。
3. 養成機関のあり方については、文部省所管機関との協力など、柔軟に検討していくが、資格（認定）制度については、公文書館法のこともあり、総理府（国立公文書館）の専管事項として考える。
4. 独自の研修所については、中間書庫構想との連繋を考慮に入れ、近代以降の公文書を中心とした実務的な研修を行う施設とする。
5. 作業部会のようなものは設けず、従来通りの方法で進めるが、座長とは近いうちに館長自らが今後の見通し等について意見を交す機会をつくる。

（中野目）

資料 9

平成三年四月九日（火曜日）午後一時一分開会

（前略）

出席者は左のとおり。（*原文縦書）

委員長 井上 孝君

理事

板垣 正君
高橋 清孝君
小川 仁一君
吉川 春子君

(中略)

国務大臣

(内閣官房長官) 坂本三十次君

(中略)

説明員

国立公文書館次長 溝口 喜久君

(中略)

○吉川春子君 まず最初に、公文書館の問題についてお伺いします。

一番最初に官房長官にお伺いいたしますが、図書館、博物館と並んで公文書館は歴史資料、文化遺産の保存の立場から先進国も途上国も文化の三点セットの一つとして多くの国で整備されています。公文書館の整備は、最も古いフランスでは一七八九年、イギリスでは一八三九年、アメリカが一九三四年、西ドイツは一九五二年です。我が国は公文書館あるいは文書館の歴史は各国に比べて大変大きなおくれをとっています。関係団体の努力で公文書館法が議員立法として成立したのが一九八七年の十二月ですが、まだ魂が入っていない状態です。

この公文書館には図書館における司書のように公文書館専門職、アーキビストとか公文書保管官というふうに言っていますけれども、これが必要なんですが、この専門官は保存すべき記録資料を管理する人のことなんですけれども、諸外国では非常にこの職業は社会的に地位が高く、またほかのいかなる人にも取ってかわることのできない独自の専門職という認識が一般になっています。日本では法律で置くことが義務づけられておりますけれども、現在一人もおりません。このアーキビスト、公文書保管官の養成についても非常に重要な緊急な課題ですが、官房長官におかれましては公文書館の必要性ということについてどういう認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(坂本三十次君) 率直に言って、私も国会に結構長いですが、公文書館というものの重要性、それから公文書館をつくれというようなお話は余り昔は聞いたことは本当はありませんでした。ところが、そこに大島さんもおりますが、私の非常に尊敬する剣道の友人で岩上二郎さんという人がおられて、この人がけいこをして、その後すぐに、我が国は公文書館がない、これでは先進国として恥ずかしいという話を私どもにして聞かせてくれました。それで私も、なるほどな、こう思っております、岩上さん初め皆さんの御協力で我が国も先進国並みに公文書館ができたな、結構なことだと思っております。

今御指摘のような、公文書館という組織はできたけれども、肝心のそこにスタッフ、人がしっかりしたのがないというお話であります。これは歴史が浅いですから一気にできなかったでしょうけれども、人がいなかったら公文書館も本当に生きた活動ができませんので、今せっかく人員養成をしておるということをお聞かせしておりますが、私としてもできる限りそういう人員の養成については応援をしていきたいな、こう思っております。

○吉川春子君 今、長官がおっしゃいました専門家の養成ですが、一九八九年に国立公文書館長の諮問機関として公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会を発足させて、この答申を待って専門家の養成に着手するとしていますが、国立公文書館にお伺いしますが、これまでこの会議の持たれた回数、一回の会議の時間、研究結果について報告してください。

○説明員(溝口喜久君) お答え申し上げます。

国立公文書館といたしましては公文書館に置かれる専門職員、いわゆるアーキビストの必要性にかんがみまして、アーキビストの業務に関連するところのいろいろの各分野の高い見識を持っておられる人々を集めまして研究会を発足させたことは先生先ほどお話しになったとおりでございます。

この会議の第一回を平成元年の十一月二十四日に行いまして、以後平成二年の三月九日には二回、同年の十月十五日に三回、それからことしの三月二十八日に四回ということで過去四回研究会を開催してまいっております。各回にそれぞれ二時間ないし三時間程度の検討会を積み重ねまして、専門職員の業務の範囲といいますが、どのような業務を担うべきであるか、あるいはまたその職員を養成するための方策はどうあるべきか、またその資格の認定と付与のあり方をどうやったらいいかなどの問題につきまわっていろいろと検討を重ねてまいっております。

す。

今後とも公文書館に置かれるアーキビストの重要性をよく認識しまして、なるべく早く結論を出すように努力を重ねてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 つまり一年に一回か二回なんですね。今三時間とおっしゃいましたけれども、うそでしょう。一時間半から二時間まででしょう、一回の会議の時間が。養成問題についてはようやく四回目に入ったところと。ここでもレクのときと同じことをおっしゃってくださいね。

それで、いつ結論が出るかというのは本当にほど遠いわけで、これでは百年河清を待つに等しいのです。私はこういう専門家の養成を本気でやるのかどうか疑わしい。今世紀は日本はもうアーキビストなしで送るのか、こういうことにもなりますので、ぜひことしじゅうに結論を出してください。月に二回ぐらい会議をやったらどうですか。年に一回か二回でそんな一時間半か二時間ぐらいやって結論が出るとも思われませんが、だから、月に二回ぐらい会議をやってことしの十二月までに結論を出す、それを強く要求します。どうですか。

○説明員（溝口喜久君） 会議の開催につきましては、その開催の間におきまして関連するいろいろな基礎的な調査というものを行う必要がございます。そういったことでその準備をしながら従来開催をしてきているところですが、なるべく回数の頻度も上げるような努力をすることが必要だろうと考えております。

しかし、結論を出すまでの期間として考えられますのは相当かかるというようにも思われるわけでございます。その理由といたしましては、全く新しい職制としての専門職員制度、アーキビストというものを我が国で導入するわけでございますので、これに関連しますいろいろな問題がございます。過去の研究会の中でも……

○吉川春子君 ちょっといいです。会議の回数をもっとふやせないかどうかということです。

○説明員（溝口喜久君） ただいまお答え申し上げましたように、開催までの準備のためのいろいろな調査をなるべく早くしまして、できるだけ回数を上げるように努力はしたいと思っております。

○吉川春子君 そんなのんびりしたことでいろいろ理屈つけてもやる気がないということは数字がはっきりしているじゃないですか。だから、私はことしじゅうに結論を出すということを強く要求して、また次の国会でも質問します。（後略）

資料10

第5回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時 平成3年7月15日（月） 14：00～16：00

場 所 国立公文書館 3階会議室

出席者 安藤正人、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、濱田喬、堀井敏夫、
三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員
大濱徹也、長倉美恵子の両委員は欠席

- 議 事
1. 館長あいさつ
 2. 新旧次長あいさつ
 3. 開会及び議事予定説明
 4. 前回（第4回）議事要旨の確認
 5. 「公文書館における専門職員の業務と資質の内容について」修正部分の確認
 6. 研究討議
 - （1） 専門職員の養成制度について（継続討議）
 - （2） 研究会の今後の進め方について
 7. その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（専門職員の養成制度について）

- 「養成機関の設置」の前に「学科程度及び内容」について討議するのが妥当ではないか。（各委員賛同）

- 専門職員には調査研究の側面があるから、修了年限2年の大学院修士レベルの課程が望ましい。学科内容には「文書館史（文書保存の歴史）」を加える必要がある。
- 我が国では、国が中心となって専門職員を養成していく必要がある。養成機関として、「国立文書館大学校」のようなものを設置する場合、卒業生の進路は文書館に限定せず柔軟に考えるべきで、併せて現職者の研修についても考慮すべきである。
- 学科内容の問題は、専門職員が公文書館の中でどのように処遇されるか（人事における“専門職としての完結性”）という問題と不可分ではないか。
- 我が国の現状をかながみると、アーキビストは情報専門職あるいは専門研究者として自己研鑽を積む必要があり、あらかじめそのような可能性をもつ専門職員を養成しておくのが望ましい。
- アーキビストの専門的知識の内容は、医師や弁護士のようには考えにくいので、国家試験を行うことは難しい。
- 公文書の評価にあたっては、科学技術や自然科学等に関する知識も不可欠と思うが、それらはどの程度学科内容の中に取り入れていくのか。
- カリキュラムの作成にあたっては、コモン・ベーシックなものに加え、選択的に必要なもの、専門的なものという区分を考える。アーキビストの場合、文書館学がコモン・ベーシックなものとなろう。
- 学位授与機構の設置によって、総理府設置の養成機関であっても学位の授与が可能となった。
- 国際的なすう勢からみて、アーキビストの学位取得は重要である。ICAの中には国際アーキビストの称号をつくる動きすらある。学位授与機構の設置によって、養成機関の文部省所管にこだわる必要はなくなったが、隣接分野の研究者の協力が得やすいという点で、なお文部省所管のメリットはあると思う。
- 地方公共団体では職員の研修制度が充実されてきており、研修そのものの重要性が認識されれば、1～2年の派遣研修は可能である。
- 都道府県・指定都市レベルの公文書館でも、専門職員の採用人数は数名程度と考えられる。需要の見通しを概算してみると、年に10～30名という線であろう。より科学的な需要見通しを作成する必要がある。
- 「公文書館法」附則2が改正されれば、一般の市レベルでも専門職員を置くことになるし、民間企業でも需要はある。そのような動向の一例として、今秋、企業史料協議会が法政大学においてビジネス・アーキビスト養成の公開講座を開催する予定である。
- 専門職員の需要ということを考えると単科大学（大学院大学）を新たに設置するのは難しい。まず、国が養成研修期間を一つだけ設置すべきである。
- 国立公文書館が中心となって、大学その他の専門家の協力のもと、ごく小規模な、しかし珠玉のような養成機関をつくったらどうか。小規模なものならば財政負担も過大とはならないので、実現の可能性があるだろう。
- 法律の所管が総理府でも、養成機関は文部省ということで差し支えないと思う。設置主体として法的にどのような選択肢が可能なのか、資料を準備してほしい。
- 学科内容については、諸外国や我が国における既存の研修等の内容を材料にして、検討したらどうか。

（研究会の今後の進め方について）

- できるかぎり日程を調整して研究会を開催し、当初の予定通り平成4年度末までに最終報告書をまとめることとした。
- ※ 次回研究会は、11月11日（月）頃を開催する。

資料11

平成3年11月11日

第6回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」における配布資料

1. 第5回研究会議事要旨
2. ドイツのアーキビスト養成学校のプログラム
3. マールブルグ・アーカイブズ学院のカリキュラム要約表
4. フランスのアーキビスト養成学校・講座等のカリキュラム
5. エコル・デ・シャルト〔国立古文書学院〕のカリキュラム要約表

6. フランスの総合大学におけるアーキビスト・ドキュメンタリスト養成コース要約表
7. 中国人民大学档案学院履修科目表
8. カナダ・モントリオール大学図書館学術情報学部学術教養学科アーキビスト・セルティフィカ取得コース
9. 外国における大学院（1年課程）のカリキュラム
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」中の資料に基づき作成）
10. ユネスコのアーキビスト養成課程カリキュラム・ガイドライン
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」から抜粋）
11. 世界の主なアーキビスト養成学校一覧表
（全史料協小委員会「記録遺産を守るために」から抜粋）
12. 専門職員養成機関
13. 参考資料
 - （1）学位授与機構（『時の動き』平成3年8月1日号から抜粋）
 - （2）学位授与機構組織運営規則（『官報』平成3年6月28日号から抜粋）
 - （3）国立公文書館「第4回公文書館等職員研修会」日程表
 - （4）国文学研究資料館・史料館主催「史料管理学研修会」長期及び短期研修課程日程

資料12

第6回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時	平成3年11月11日（月） 14：00～16：00
場 所	国立公文書館 3階会議室
出席者	安藤正人、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子、濱田喬、 堀井敏夫、三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員 大濱徹也委員は欠席
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 館長あいさつ 2. 開会及び議事予定説明 3. 前回（第5回）研究会議事要旨の確認 4. 討議資料説明 5. 研究討議 <ol style="list-style-type: none"> （1）専門職員の養成制度について（前回からの継続討議） （2）その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（各国の養成制度について）

- ドイツ（さしあたり旧東ドイツについては除外）の場合、（1）“学術職アーキビスト”……歴史学または法学（法制史）の博士学位取得者クラスの者を各公文書館が採用することを前提に、必要人数だけマールブルクの文書館学校で専門教育を受けさせ、さらに国家試験によって選別する。（2）“行政職（一般職）アーキビスト”……高卒クラスの者をマールブルクの文書館学校で3年間教育する、の二つのコースに大別される。バイエルン州は独自の養成を行っているが、おおむね同様。
- フランスの場合、大学入学検定試験合格者が全国で3カ所の準備学級を経てエコール・デ・シャルとに進み、さらに国立文化遺産学院で学んでアーキビストとなる。他にミュリューズのアーキビスト養成学校を卒業してアーキビストに採用されるコースもあるが、上級管理職となることはできない。
- オランダの上級アーキビスト養成は、修士課程修了レベルの者を対象にアーキビストの専門教育を施している。
- 以上のように、ヨーロッパの大陸諸国では、歴史学等の修士レベル以上の教育を受けた者を、公文書館採用後

に現職者研修のようなかたちでアーキビストとして養成している。

- イギリスでは、大学卒業後1年間のディプロマ・コースでアーキビストの養成を行っている。しかし、ドイツやフランスのような資格制度は存在せず、ほとんどすべてが民間に就職する。国立公文書館（PRO）では、独自の部内養成制度をもっている。
- アメリカ合衆国の場合でも、資格制度がない点でイギリスと似ている。最近、アメリカ・アーキビスト協会が試験認定の制度をはじめたところである。

（教科内容等について）

- フランスのエコール・デ・シャルトに対する批判の中に、教科内容が中世史に偏っているというものがあった。しかし現在、この点は改正され、近・現代史を中心とするコースも設けられている。
- ドイツやフランスの養成カリキュラムを見ると、印章学や通貨史などの科目があるが、我が国の場合はあまり重要とはならないであろう。
- この研究会で検討する専門職員の養成カリキュラムは、とりあえず公文書館に関する分野に限定してよいのではないか。
- 我が国の文書館、とくに地方の文書館の所蔵資料には古文書の占める割合が大きいの。したがって、民間史料の取り扱いまでを含んだカリキュラムが必要である。
- 最近、通常の図書館司書ではレア・ブック（稀覯本）を扱うのに不十分だという指摘がなされている。今後、司書の場合も、様々な専門性をもったものとして養成されることになるであろうから、公文書館の専門職員の養成においては、それらとの競合はできるだけ避け、新しい特色あるものとして考えていかなければならない。

（養成機関の設置形態について）

- 我が国のアーキビストについては、ドイツやフランスとは公務員制度のあり方が違うことを前提に検討していかなくてはならない。両国の場合、アーキビストは国家試験を通ったエリート公務員という側面が強い。
- フランスの場合、重要な民間文書は国及び地方公共団体が保管することになっていて、民間の文書館はほとんど存在しない。
- 我が国では、大学院レベル、少数精鋭型の養成機関をつくって、ついで必要なカリキュラムを充実させていくという順序が必要。具体的には、まず公文書館における養成を活用しながら、大学院等の養成機関を設置する。
- 総理府の所管で養成機関を付設した場合、地方の公文書館がそこで資格付与を重視するかどうか疑わしい。
- 養成機関の修了者には、何らかの称号（資格名）を与えることが必要だろう。アーキビストとしての称号は国際的にみても有利だと思われる。
- 西欧諸国では、修士号取得がアーキビストの基礎学歴となっている。我が国でも、原則として修士課程修了者を対象とする研修所をつくるべきである。

資料13

第7回『公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会』議事要旨

- 日時 平成4年3月2日（月） 14：00～16：00
場所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、岡田舜平、加藤陸美、寺崎昌男、長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭美（座長）、村松岐夫の各委員
濱田喬委員は欠席
議事 1. 館長あいさつ
2. 開会及び議事予定説明
3. 前回（第6回）研究会議事要旨の確認
4. 研究討議
（1）専門職員の養成制度について（総括）

- (2) 専門職員の資格について
- (3) その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（養成機関の設置形態について）

- 養成機関を総理府主体で設置するとして、その機関へ派遣される職員の選考は地方公共団体において行うのならば、公文書館が首長部局に属していたり教育委員会に属していたりする現状を考えたとき、総理府（国立公文書館）と地方公共団体との適切な連携を図っていく必要があろう。
- 民間企業や大学等さまざまな分野で活動するアーキビストの必要性を説いている部分は残したい。企業アーキビストなど、将来必要となる分野も視野に入れながら、それらの養成についても効果をもつような積極的な提言とすべきだ。
- 専門職員の職務内容として、「歴史的に重要な公文書等に関する調査研究」というだけでよいのだろうか。職務の性格としては「調査研究」でよいとしても、公文書館の管理に関する要素も必要になってくると思われる。
- 養成機関の設置形態については、もっと具体的な姿を提示できないか。大学や民間機関等で養成を行う場合の長所も含めて、養成機関として要求される条件を挙げておくべきだろう。その際、養成機関は今後確立されていく文書館学の基礎づくりをしていくような研究機能も有するという点を強調したい。
- 大学院の開放が図られていることもあり、ここで検討している養成機関と大学（院）との関係をもっと積極的に考えてもよいのではないか。
- 養成機関については、他にも、教育スタッフの確保はどうするのか、チェック機能をもつ審査会のような組織は必要ないのか等の問題がある。

（養成の対象について）

- 養成の対象に関して、かなり高いレベルの者の確保が見込まれることから、学歴（学部卒程度というような）の要件を明示する必要はないだろう。

（養成期間について）

- 最低2年という期間について、短縮を前提とするような提言をなす必要はなく、望ましいかたちとしてむしろ強調していきたい。

（学科程度及び教科内容について）

- 「学科」と「教科」の区別のしかたを整理して、「学科の程度」「教科の内容」という表現にする。
- 必要な教科目として、歴史学と古文書学を分離し、また、法律学（公法学、法制史等）を加える。

（専門職員の資格について）

- 公文書館全体がどのような職種の職員で構成されるべきかを考えた上で、その中における専門職員の資格名を選んでいくという順序が必要だろう。
- 資格の名称は統一したものを含め、各公文書館の職名としては柔軟に対応できるようにする。

（その他）

- この研究会の報告書について、広く意見を聴取する機会をつくったらどうか。（6月に開催する全国公文書館長会議において、それを行いたい。）
- 次回研究会は、6月15日（月）に開催する。

資料14

第8回「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」議事要旨

日 時 平成4年6月15日（月） 14：00～16：00
場 所 国立公文書館 3階会議室
出席者 安藤正人、大濱徹也、加藤陸美、長倉美恵子、堀井敏夫、三上昭美（座長）の各委員
岡田舜平、寺崎昌男、濱田喬、村松岐夫の各委員は欠席

- 議 事
- 1 館長あいさつ
 - 2 議事予定説明
 - 3 前回（第7回）研究会議事要旨の確認
 - 4 研究討議
 - (1) 専門職員の資格について
 - (2) その他

研究討議における発言要旨（概ね発言順）

（専門職員の資格とその名称について）

- 専門職員の名称、資格制度は、どのような法的位置づけが可能なのだろうか。公文書館法の一部改正を行うことと、運用上の措置として実行していくことが考えられるが。
- 法律で名称や資格制度を定める場合、その所管を公文書館法と同様総理府とするのか、あるいは文部省（大学における養成を想定として）とするのか、方針を決めておく必要がある。
- 前回の討議で、専門職員の養成機関については、総理府・国立公文書館を主体として設置するという線ではほぼ同意が得られていたものと考えている。それをふまえて言えば、様々な専攻をもつ者（修士クラス）を各公文書館が採用して前掲の養成機関に派遣し、その課程の修了を要件に総理府が一元的な名称を付した資格を与えていくという方法が想定できる。
- しかし、当面は総理府による一元的な名称、資格制度の確立を目指すとしても、将来的には文書館学の学問的基盤を整えていって、いくつかの教育研究機関を設置するという方向を考えたい。ただし、現状において大学に文書館学コースを設置しようとすると、文書館学とはいっても机上の学問にすぎず、歴史学の変形のようなものができてしまうおそれがある。
- 我が国における図書館司書養成の前例からみて、公文書館の専門職員の場合、すでに高度の専門的知識をもった者に対して文書館学の実務研修を行い、資格を付与していくのが望ましい。司書の場合にしても、上級司書というか専門的資質をもった司書を供給しているのは、実際には3、4の大学に絞られているというのが現実である。
- 医者や弁護士など、すでに社会的評価が高く、全体数も多い職業ならば問題はないことだが、公文書館の専門職員の場合、必要数が少ない上に新規の専門職として考えていくのだから、何らかの学位制度との連結を図った方がよいのではないか。
- 資格に応じた専門職員の名称を考えると、二つの原則があることを確認しておきたい。一つは、アーキビストに相当するものとしてユニバーサルというか、広義のもの。もう一つは、そのうち公文書館における職務についている者に限定する、いわば狭義のもの。
前者の場合、司書や学芸員と並ぶ名称ということになるが、後者の場合は公文書館という職場に限定した専門職ということになるだろう。
- 元来 archives には、ギリシア語の語源まで遡っても public に限定するというニュアンスはない。広義のアーキビストの名称を考えるべきではないか。
- この研究会は、公文書館法で定められている専門職員について討論することを前提に進められていることもあり、また何よりも現実に我が国の状況をふまえたとき、同法の枠内で可能なかぎり高度な専門職員を実現させるべく努力し、それが将来的に広義のアーキビスト全体の向上を図っていく場合の中核となるようにしていけばよいのではないか。

（討議の過程で提案された名称）

- 文書館学術員〔士〕……〔士〕は不適切
- 文書〔館〕学修士……修士（文書館学）
- 公文書〔館〕専門職〔員〕
- 訳語、archivist もしくは archival scientist

(その他について)

- 前回のペーパーの「関連科目」(p. 7) のところに、図書館学、博物館学、語学を加えたらどうか。
- 専門職員の処遇面についても、この答申で問題提起したい。長期的な人事計画に沿って総務部局・図書館等の他職種への異動も必要だろうし、例えば建設省でいえば建設技監のようなポストの設置、あるいは館長が事務職員ならば必ず副館長は専門職とするというようなことを、毎年の館長会議の「申合せ」で実現することも可能であろう。
- 次回の研究会は、10月5日(月)頃に開催したい。

資料15

(4) 養成期間と学科の程度

大学院修士課程相当の高度なものを想定し、実務研修を含め2年間

※2年間については実現が困難。学科の程度は意見なし。

- 専門職員の位置づけは、大学院修士課程修了程度としたランクづけは分かるが、このために研修期間が2年間というのはどの自治体としても初めての試みとなる。必要性の面からは理解できるが、連続して2年間というのは現場への適用可能性からみてどうなのだろうか。
- 政令指定都市の場合、職員は永く公文書館に勤めるわけではないので、そういう中で一定期間アーキビスト的要素が必要なのだろうか。それより、これから新しく職員になる者の資格として決めてはどうか。
- 専門性が高いので長期間の高度な研修の必要性は分かるが、就職する前ならともかく将来どの程度定着するか未分明のまま財政当局が認めてくれる可能性は非常に低い。当分は各都道府県の様子が続くと思う。
具体的に言うと研修期間が8週間というのがあるが、これの実現に2年間の財政当局との協議が必要であった。まして研修期間が2年となるとどうだろうか。今、公文書館の位置づけが各自治体に定着していない現状では難しい。少額でも国から何らかの補助(研修経費の一部)があれば定着しやすい。
- アーキビストは高度な専門知識をもつことは理解できる。大学等で数年勉強したからといってすぐ役立つ(「専門職員でございます。’)という仕事ではない。人を得るといふ面からも広い行政実務者の中から人材を選定する方向性を出してほしい。
- 研修にどうしても職員を派遣できない事情をもっている公文書館は必ず出てくる。定数の問題とか、補助金制度があったとしても研修期間中の補充の問題とかがでてくる。そうした場合、専門職員のいない公文書館は「公文書館にみならず」となるのか。全ての都道府県・政令指定都市に専門職員を置くように指導することを検討するのか。
- 自治体によって、公文書館の位置づけにはかなりのギャップがある。個別の実態を十分議論して結論を出してほしい。公文書館そのものが地方行政の中でしっかりと位置づけされないと議論が進まない。この根っこの部分を押さえる必要がある。

翻 訳

テキサス州立大学オースティン校名誉教授

デイビッド・B・グレイシー二世博士講演

「アーカイブズの展望—テキサスからそしてその先へ」

訳者 筒井弥生

本稿は、2019年8月4日米国テキサス州オースティンで開催されたアメリカ・アーキビスト協会(SAA)¹大会のセッション#310²『アーカイブズの展望—テキサスからそしてその先へ (Archival Perspectives – From Texas and Beyond)』に参加、その後大会参加者に公開された録音を聞き取り、翻訳したものである。

話し手は、テキサス州立大学オースティン校(UTA)情報学大学院³で教鞭をとり、多数のアーキビストを送り出し、引退後も教え子ばかりでなく米国のアーキビストたちにとって“メンター”として活躍されているデイビッド・B・グレイシー二世博士(Dr. David B Gracy II)である。グレイシー博士は学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻が開設された2008年の10月に来日、「アーカイブズ学専攻設置記念講演会」で特別講演をされた。安藤正人教授が国際アーカイブズ評議会アーカイブズ教育と養成部会⁴の活動を通じて培われてきたご縁と聞くと、筆者は、この世界に歩みだしたばかりの時期に大変価値ある講演を拝聴した。このとき「来年のSAA大会はオースティンだから、学生会員になって是非いらっしやい」と学生一同に強く勧めてくださった。夢のように感じたものだったが、翌2009年8月米国で再会することができた。記念講演については『学習院大学アーカイブズ学専攻開講記念誌』⁵に掲載されている。なお、付録資料として『アーカイブズ著作者百科事典(仮)』⁶よりその経歴と業績を紹介する。

【概要 セッションの説明】

CoSA⁷の招待講演者であるデイビッド・B・グレイシー二世博士(Dr. David B Gracy II)の講演に参加して、テキサス州の州公文書館と記録管理プログラム、アーカイブズ教育、アーカイブズ事業全般を幅

1 The Society of American Archivists, <https://www2.archivists.org/>

Joint Annual Meeting of the Council of State Archivists and the Society of American Archivists, ARCHIVES * RECORDS 2019: TRANSFORMATIVE, <https://www2.archivists.org/am2019>

この大会の参加記は、GCAS Report No.9にて報告した。

<https://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/gcasreport9dl.pdf>

2 Educational Session 310 Sunday, August 4 3:00pm-4:00pm, <https://archives2019.sched.com/event/NxmC/310-archival-perspectives-from-texas-and-beyond>

録音 https://www.pathlms.com/saa/events/1551/video_presentations/139281

3 The University of Texas at Austin, School of Information, <https://www.ischool.utexas.edu/about/support-ischool>

4 International Council on Archives (ICA) Section for Education and Training (SAE), <https://www.ica.org/en/about-education-and-training-sae>

5 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開講記念誌『記録を守り記録を伝える』2010年、3頁、93頁 <https://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/KaisetsukinenshiForDL.pdf>

6 Lutiana Duranti and Patricia C. Franks ed., *Encyclopedia of Archival Writers, 1515-2015*, Rowman & Littlefield Publishers, 2019. Google Books でこの項は閲覧可能。

7 CoSA, the Council of State Archivists 州公文書館館長会議, <https://www.statearchivists.org/>, 50州、5の海外領土、コロンビア特別区の公文書館長から成る非営利団体。

広く検討するための小宇宙としてのテキサスにおけるアーカイブズの開発について彼の考えを共有しましょう。SAAの特別フェローであり、SAAの元会長であり、元テキサス州アーキビスト(州公文書館館長)でもあるグレイシー博士は、米国、特にテキサス州におけるアーカイブズおよびレコード・マネジメント・プログラムについて独自の展望を持っています。グレイシー博士は、UTAでアーキビストの指導を続け、大会にも参加し続けていますが、その彼が奉職した何十年かを通してアーカイブズの専門職における発展について彼の洞察を語り、アーカイブズ・プログラムの未来についての考えを提示します。

SAA オースティン大会 #310

【テキサス州アーキビスト、ジュレイン・チャブ⁸氏による紹介】

さて、ようこそ。私はジュレイン・チャブ、テキサス州アーキビストです。州公文書館館長会議(CoSA)とアメリカ・アーキビスト協会(SAA)を代表して、みなさまをこの310セッション「アーカイブズの展望—テキサスからそしてその先へ」にお迎えします。わたしは本日ここでファシリテータを務めますが、そのただひとつの仕事は私の左にいらっしゃる紳士からほとぼる話を引き出すことです。〈拍手〉それでは、はじめたいと思いますが、その前に、私がしてみたいのは次の質問です。幸運ですよ、ここにいらっしゃる方のうち何人がディビッド・グレイシーのレガシーの一部を成しているのでしょうか？手を挙げてください。そのまま高く挙げていてください。写真を撮るので。はい、いいですよ。すばらしい。この部屋では何をしにきたか、なんて言う必要はありません。ここにいらっしゃるの、ディビッド・グレイシーが誰で、テキサス州、この国中のアーキビストにとってどれほどの意味があるかを知っているからです。一応ディビッド・グレイシーを知らない人に語らなければならないのですが、ここにいなかでディビッド・グレイシーを知らない人、手を挙げてください。〈笑い〉いまの方たちはいまからの1時間15分、ただ小さくなって清められてください。私の仕事をしましょう。ディビッド・グレイシーはアーカイブズ界のレジェンドです。テキサスの歴史、テキサス・アーカイブズの歴史にとって大切で、テキサスのいくつもの地位についてきましたが、そのどれもが本当なのですが、第一にテキサス州公文書館の館長であったことでしょう。その間、何があって、何をみて、州公文書館がどうであったか、これからどうあるべきか、を話していただきますが、声を大にして申し上げたいのがそれを可能にした二人の特別な女性の存在です。そのひとりはこちらにいらっしやいますローラ・グレイシー、教え子たちもよく知っている成功した男性のそばにいる大変成功した女性です。もうひとはアリス・ティラー・ダガン・グレイシー⁹でご存知ない方もあるかもしれませんが、ディビッドのお母様です。彼女こそが1959年にディビッドに州公文書館の職を見つける手助けをして、のちに大変成功をおさめたキャリアに仕向けたのです。最初はアーキビストとしてではなかったのですが、所蔵資料の編成記述や閲覧室業務のアシスタントを務めていました。テキサスのインディアン・ペーパーズの三冊を編纂するという記念碑的仕事をしました。一旦公文書館はやめて、逃げ出して、上位の学位をめざし、テキサス工科大学の南西部テキサスコレクション¹⁰を記述しました。その後、ジョージアの労働アーカイブズ¹¹に行きました。テキサスにいなかったなんて。何を考えていらしたのかしら。まあ、よいでしょう。テキサス州公文書館に戻り、1977年から1986年までテキサス州公文書館長を務めました。その

8 Jelain Chubb, <https://www2.archivists.org/node/19816>. Texas State Archivist.

9 Alice Tiller Duggan Gracy (1903-1995). 歴史家で系図学者だった。

10 Texas Tech University, Southwest Collection, <https://swco.ttu.edu/>

11 Georgia State University Library, Southern Labor Archives, <https://library.gsu.edu/special-collections/collections/>, <https://research.library.gsu.edu/c.php?g=115684&p=750822>

後、テキサス州立大学情報学大学院に招聘されアーカイブズ事業をはじめました。ここには多くの教え子が来てますね。数年前に引退しましたが、ガバナー・ビル・ダニエル基金名誉教授として大会参加や後進の指導に忙しい日々を送っています。デイビッドは研究者として書き手として大変才能に恵まれ、ジョージ・W・リトルフィールドの文書を使つての伝記を出版します。アマゾンでも予約できることでしょ。大学院生の頃の労作以来取り組んできました。出版はまもなくです。デイビッドが就いてきた地位を述べますと、SAA 会長、ACA¹²会長、その名誉職やフェローなどなど、ですが、マイクをお渡しする前にもうひとつ、ここにデイビッドが著したもう一冊の本があります。アマゾンで買えますが、私は州アーキビストですので州公文書館の歴史がこの本にある、と断言できます。デイビッド・グレイシーの著作『テキサスの州図書館と公文書館：歴史 1835年から1962年』¹³です。そろそろ時間です。すぐ私の左にいらっしゃいます。今日のお話はここにも書かれているはず。私からは以上です。

【グレイシー博士の講演】

<拍手>

こんにちは！<会場からもこんにちは！>みんなこの午後はいかがですか？ありがとう。

私への招待、特に CoSA からの招待で、私の経験をそれも政府のアーカイブズの環境下での話をする事は、聴衆のみなさんの注目を方向性やインスピレーション、教訓へと導くことになり、まるで私にとっては卒業式のスピーチのようです。では、世界に向かう用意はいいですか？私の話からみなさんは教訓を得ることをはじめましょう。

卒業式スピーチといえば、バーバラ・ジョーダン（Barbara Jordan）下院議員の話の思い出します。彼女は覚える必要がある三つのことから話しはじめました。ここにみなさんが覚えておくべき三つのことがあります、と。それにならって私も私の経験から引き出した三つの教訓をお話しましょう。

第一は、あなたが植えられたところで花を咲かせることです。植えられたところで花を咲かせるというのは言い古された言葉ですが、真実です。必要です。あなた方は必要をみましょう。彼らが何を必要としているか、それに取り組みなさい。それは、あなたの特別で独特の才能で貢献することです。

私にとっての特別で独特の才能というのは、書くことと編集することです。私は書くことが9年生のときから大好きです。そしてもちろん、そのことが『ジョージア・アーカイブ』¹⁴を創刊することにつながりました。つまり、ジョージア・アーキビスト協会（SGA）¹⁵をつくることになり、そのメンバーシップにより、州の隅から隅だけでなく州外からもそう自覚させずに支援を得ることになりました。そのあと、SAAからの申し出がありました。新しい手引書シリーズの最初の手引書で調査について書かないか、と言ってきました。自分は調査については考えてきたことがないから、編成と記述¹⁶で書きたい、と答えたら、それはそれは、みんなそれで困っている、それにしましょう、と。当時のSAAは飛躍的な成長期で新しい収蔵施設もできていた時期でした。すばらしい研究課題を与えられ、私の名前も認知されたので、SAAの副会長（翌年の会長になる）選挙に、長く活躍していたスターメンバーであるすばら

12 ACA The Academy of Certified Archivists, <https://www.certifiedarchivists.org/>

13 David B. Gracy II, *The State Library and Archives of Texas: A History, 1835-1962*, 2010, Texas University Press

14 *Georgia Archive*, https://digitalcommons.kennesaw.edu/georgia_archive/ Society of Georgia Archivists (SGA) の機関誌 のちに *Provenance* となる。

15 Society of Georgia Archivists (SGA), <https://soga.wildapricot.org/>

16 David B. Gracy II, *Archives & Manuscripts : Arrangement & Description*, 1977, Society of American Archivists, <https://catalog.hathitrust.org/Record/000748438>

しい女性、メリー・リン・マックリー¹⁷に対抗して勝つことをもたらしたのです。書くということ、手引書が暖かく迎えられ、知名度を得たからです。肝心なことは自分にどんな特別な才能があるのかを見極めることです。良きアーキビストを超えて頼りにできること、良きアーキビストを超えて自分の才能を見定めて、それを使うのです。

第二は、あなたのアーカイブズの完全性（archival integrity）を維持することです。アーカイブズの完全性を維持すること、この戦いに常に勝てるわけではないということをみなさんはご存知とは思いますが、何人かはそういうことが起きることを経験しているとは思いますが。アーカイブズの完全性を維持すること、ほかでもない、その経験は、橋の下の水で、あなたの信頼性を築くものであり、もっとうまくやれるはずのことなのです。

第三は、ポジティブでいなさい、です。内在化はその反対で自己敗北です。実は私自身、あることを内在化することをしばらくの間、州公文書館内でしました。幸せなことに、アリス・ティラー・ダガン・グレイシーがアドバイスしてくれて乗り越えることができました。以上が教訓です。眠い人はもう寝てもいいですよ。

何が私をアーカイブズ事業の一員でありたいとさせるのか

最初に話すべきだったことは、アーカイブズ事業において、何をしてアーキビストであるかということです。始めた時点では、歴史家がアーカイブズで働くということの喜び、歴史家が利用する前に資料をみ、新しい理解を展開する、ということでした。時を経て、それはアーキビストの献身、アーカイブズの仕事に対する献身となりました。歴史家との会合は話をしたりして、楽しいものですが、アーキビストの集まりは、アラバマ州に行ったとしても、セッションに参加して、アーキビストの話を聴くと、この人たちと一緒にいたいと感じます。

もちろん、アーカイブズ事業に貢献する機会を求めてきました。アーカイブズ事業をよりよくすること、進展させることでした。第一に利用者に奉仕することとは、編成・記述やレファレンスを通してで、当時、70年代の初め頃はアーキビストのしたことをただ規則化することでした。

社会的文脈において、アーカイブズ事業に貢献する機会とは、なぜアーキビストであるかであり、なぜならば、アーカイブズは文明の基礎となる柱だからです。文明とは、先達の知識とそれもずっと以前に遡って組み合わせる貢献であり、そのような文明は公平で、どこに最善の資源があるか、です。そのような情報はどこにあるのか、それはアーカイブズの中にあるのです。私たちは、アーカイブズに記録、時間的にも地理的にもすべての社会に対する貢献をカバーする記録を持っているのです。アーカイブズは文明の基礎となる柱であり、アーカイブズは文明の基礎的要素であり、なんということでしょう、私はその一員なのです。

もちろん、新しい、より強い、より効果的な方法を開発して、社会に対するアーカイブズ・サービスの価値を示し、説明します。私たちはみなそうします。

私は新しいということばを意識することを提案します。ここにいる年老いた歴史家は、歴史の教訓に感謝すると言います。私たちは何らかの道を通り抜けてたどり着きました。その道は今日の私たちのいる場に影響を与えました。それで、私の時代のアーキビストは人々の歴史の周辺も私たち自身の歴史ももっと注意を払って議論しなければなりません。私はアーカイブズ事業に携わるという名誉を与えられていますが、思想家であることにつなぎ留められています。私の大学院時代、二番目の仕事が提示され

17 Mary Lynn McCree, イリノイ州立大学シカゴ, 1976年から81年まで SAA の財務を担当。

ました。最初は、ジョージア州立大学での南部コレクションをつくることです。これはすばらしい経験で、自分で最初からアーカイブズをはじめます。アーメン。面白いにちがいありませんが、まず掃除をしなければなりません。

私の夢の仕事がその3年後に提示されました。館長アーキビストとして、大きな収集アーカイブズを管理し、同時に同じキャンパスの国中によく知られた歴史学科で等しく教えるという仕事で、私はその話を受け入れたかったのですが、やめました。受けるべきではありませんでした。というのはアーカイブズというのはフルタイムの管理が望ましいことが明らかで、歴史学科で教えるということは時間が半分になってしまいます。資源が公平でないことも問題でした。アーキビストと話をするのにカフェテリアに行き、やっと隅に席をみつけて話をしました。歴史家と話をしたときは、私たちのためテーブルがあるだけでなく、私たちのために部屋もありました。テーブルにはナプキンがあってテーブルクロスがかかっていて、ウェーターが食事を持ってきてくれました。たしかに美味しかったのですが、歴史学科とアーカイブズとの資源の違いが気になりました。心地のよいものではありません。私が断ったら、もっと金額をあげてくれましたが、そんなことは問題ではありません。時間を買えるお金はないのですから。そこで明らかになったのは私はフルタイムのアーキビストになりたいということでした。フルタイム、何から何まで一切切切の。

さて、ジュレインに話すよう言われたのは、私が特に、米国のアーカイブズと記録管理プログラムの広範な調査のための小宇宙 (microcosm) としての、テキサス州のアーカイブズ開発でした。私のマクロはここでは、アーカイブズのベスト・プラクティスとより高度な権威との関係性です。みなさんはすでに同じことに直面しているでしょう。ですから、ここで私の経験をお話するのは生じてしまうランクについてで、本当に価値あることでしょう。私は1977年から1986年まで州公文書館の館長だったときの話を例としてしましょう。

私が着任した1977年の状況は、主導権は、州図書館の館長にありました。彼は私のことを知っていました。彼は私を三度雇用しました。私が州公文書館の仕事に就いた1959年、最初の仕事ですが、彼が雇いましたし、SAAのフェローでいい人でした。しかし、彼の上に権威がありました。それは、州図書館のコミッションで、ある人物が支配していたのです。その人物は前州知事で、自分の事業から基金を得、最初のテキサス州図書館とアーカイブズをつくり、最初のテキサス州図書館とアーカイブズになる建物を建てたのです。今日、州議事堂の東側にある建物です。図書館とアーカイブズに投資したのです。

私の館長時代につきまとった話の筋は、アーカイブズのベスト・プラクティスと州公文書館の使命との衝突です。私の上司がそのコミッション・メンバーに回答しました。私は自分自身に忠実でいようとしました。私は毎朝鏡をみました。勝つために、あるがままに、案件に最善を尽くしたあとは、できるだけ、後退すべきでしょう。

競合する領域のひとつは州公文書館の使命でした。州記録は個人文書と記録を収集しました。かのコミッション・メンバーは、州公文書館での個人文書の保存は州記録への究極の裏付けとして考えていました。個人の貢献がひろくテキサス州への貢献となるのかもしれませんが、その結果スタッフは、レファレンス業務はできずに、ずっとその個人文書の詳細なガイドを作成しなければなりません。いわゆるマニュスクリプト資料を収集しているのです。とにかく、そんな州公文書館はテキサスだけでした。大学アーカイブズもテキサス工科大学も同様でした。州公文書館の他の誰も州記録を気に懸けませんでした。そこで私自身が個人文書を刊行物から外しました。私たちは州記録に集中し、私の視点からみた私たちの仕事をしました。

私は収集アーカイブズへの時折の取得や寄贈をやめることはしませんでした。それでコミッション・メンバーは満足したようです。とくに苦情もなく、何も聞きませんでした。ということで、いまのとこ

る順調です。これが私の側の満足の1です。

それで、州公文書館の第二の使命と私に思われたのは、州公文書館コミュニティ、つまりアーキビストのコミュニティであり、州周辺のアーカイブズの、開発、統合、正当化が私には重要に思われました。州公文書館が目録化の原則であるべきであり、アーカイブズという専門分野を力にかけていく主要な役割があります。

テキサス歴史記録諮問会議¹⁸の盾の下で、州アーキビストは、コンディション（状態）の研究をコーディネートではなく、主宰したのです。すなわち、公的記録、機関記録、収集アーカイブズ、収集と窃盗の問題、公的教育の研究です。州じゅうのアーカイブズの長がこれらの分野を研究するための委員会のメンバーになりました。

それらは大変よい報告でした。良い報告と私がいうのです。それを出版しました。私は上司に言いました。郡記録の目録部分を見てください、と。というのも、かのコミッション・メンバーが前もって知りたかったのに、廃棄を命じ、州全体の会議は頓挫してしまいました。赤い表紙だったので、レッド・ブックとよばれていましたが、私の本棚では青い表紙をつけています。

郡記録の目録については、なぜそうなったのか。郡記録の目録は、調査によって構想されました。何人かの郡の代表が、郡とテキサス州の編成を調査して、郡記録が独自に目録化されなければならないと考えました。そうであれば、郡記録のマニュアルを作成し、支援します。郡の記録を管理し、何を廃棄することができるかできないか決めることができる、法律に触れることなく廃棄できる、選挙で選ばれた郡当局はそう考えたのです。アイデアはすばらしいものでした。しかし、多くのアイデアがあって、あまりに多くて、うまくいきません。テキサス州にいくつの郡があるか知っていますか？254郡です。公的記録の目録を利用する郡はめったになかったのです。価値基準をまかされて郡記録の編成を私たちが設計・作成しました。何が良くなかったかを申しますと、制限されて、目的が離れてしまったことです。記録にとってはなんでもなかったのです。何の意味もなかったのです。最も良い例は、目録だけとって、記録文書はそれを見つけたエレベーター・シャフトの底に戻されたのです。記録の目録をとって、カバーをつけて、エレベーター・シャフトに戻したのです。きっとまだそこにあるのではと思います。

州公文書館の予算で資金を得て、郡記録はもっと有効に活用できるのではないかと考えました。何かなされる必要があります。私の視座はアーキビストのものです。郡記録目録プログラム評議員会にかのコミッション・メンバーがいたのです。彼はそこにお金を投じたのです。彼はそれが気に入ったのです。ですからもう閉鎖することはありません。彼は会合をなくしたのです。これが負けその1です。

でも実はこのあと、満足を得たのです。何年か後にラリー・ハックマン¹⁹から聞いたことですが、ロナルド・レーガン大統領の拒否権行使後に国立公文書館が適正かどうかをはじめて調べられた1980年代に、NHPRC²⁰が残りの資金をどう使うか考えて、助成金を拠出して、国中の個人文書についての調査をすることにして、その方法としてニーズ査定調査をすることにし、テキサスのプログラムのアイデアを採用しました。あなたがテキサスではじめたことが大変よかったので国レベルでも実施したのです、と評価されたので、満足その2です。

さて、私が満足その2を幸福に感じる前に、州公文書館が州の公文書と地域の記録から成るといふことがあります。そこで例のコミッション・メンバーが別の方法で州アーキビストに対抗してこれを解決

18 Texas Historical Records Advisory Board, <https://www.tsl.texas.gov/thrab>

19 Larry Hackman, 1982年から86年のSAA評議員、ニューヨーク州アーカイブズ・レコードセンター。

20 National Historical Publication and Records Commission NHPRC, 国家歴史出版記録委員会 <https://www.archives.gov/nhprc>, 米国国立公文書記録局（NARA）傘下の助成機関。

しようとなりました。彼は地域の記録セクションを州の公文書と対等にしようと別の部門に分けてしまったのです。(負けその2。)

私の運営の範囲を小さくしようとしたのです。そんな中で希望の光となったのは、地域の記録に大きな力を与えることができたことです。郡当局とやりとりして、記録マニュアルを策定・制作しました。地域の記録の運営については、物理的な置き場所は変更されていないので、引き続き州公文書館の中にあり、そのままずっと一緒に仕事をしています。

保存について

もちろん、郡・地域アーキビストがいます。彼らは郡当局に、記録をより良い保存環境に置くように要請します。

ひとつの案件は、かのコミッション・メンバーが郡当局の記録の州公文書館によるマイクロフィルム化を手配したことです。もちろん、記録はファイルの中にあります。マイクロフィルム化するには広げますね。これは時間がかかる巨大なプロジェクトでした。ここで議論になったのは、記録を取り出すのだから、フラットにしたまま別の包材にしまうほうが保存の見地からも良いと私が言ったことです。コミッション・メンバーは郡の判事に、郡から出る時とまったく同じ形態で返却すると約束していました。古いファイルに折りたたんで戻すというのです。私の上司にあなたはどうすべきかわかっていますよね、と言いました。上司は、かのコミッション・メンバーと私を同じ部屋に呼び、テーブルの端と端に座らせ、上司は私の向いに来ました。私は自分の案件を述べ、ベスト・プラクティスであることを繰り返しました。向こうは向こうの主張を言います。上司の身体が沈んでいき、テーブルの下で脛を蹴られました。私はメッセージを受け取り、取り下げました。記録はまた折りたたまれて、もとのファイルに入れられ戻っていきました。負けその3。

アラモ砦からのトラヴィスの手紙、1836年2月24日付²¹は、テキサス革命関連では最も傑出した文書です。

「テキサスの人々そして世界中のすべてのアメリカの人々へ

私は、サンタアンナで千人、それ以上のメキシコ人たちに包囲されている。私は降伏の要求に、大砲の一撃で応えている。私たちの旗は壁からまだ誇らしげに振られている。私は決して降伏しないし、退却もしない。」

この手紙は16年以上も蛍光灯の下で展示されています。蛍光灯が夜間に消されることもめったにありません。コミッション・メンバーが、この最も賞賛される文書をどのテキサス人もみることができるようになりたいからです。暗くもしてみました。上司の許可をもらって、3月2日テキサス革命勝利の日に副知事によって開会される新しい展示を創りました。三か月後、コミッション・メンバーから、展示をやめるように、以前の展示に、トラヴィスの手紙も含めてすべてを展示ケースに並んでいたように戻すよう命じられました。トラヴィスの手紙は片側は色鮮やかで、片側は色あせています。

私たちはトラヴィスの手紙のファクシミリ版をたくさん作っていました。それをとっても注意深く切りとって、原本のように穴をあけて展示ケースに入れておきました。1週間ほどして、コミッション・メンバーがやってきて、展示が元通りになっているのか、見に来ました。ほかのケースは問題なく、トラヴィスの手紙のところで、何度も何度も調べていましたが、何も言いませんでした。ハサミで切った穴との違いや複写の違いはよくわかりません。とにかくまだそこにあります。満足。

21 Travis' 1836 Victory or Death Letter from the Alamo, <https://www.tsl.texas.gov/travis-letter>

この話には別の側面もあって、記録文書を折り畳む、畳まないで議論していて、今度は蛍光灯の光が劣化をおこすという話をしていました。かのコミッション・メンバーは修復の研修を受けさせるために資金を提供し、スタッフをワシントンの国立公文書館に派遣しました。そのスタッフが戻ってきて心強い味方となりました。ちょっと満足。トラヴィスの手紙のコピーのことはわかりませんが。

別の要素として、1982年サンセット紛争があります。SAAの副会長に選出された年に、サンセット・コミッションが再任の推奨事項を提示してきました。というのも、機関のトップあるいはメンバーは販売業者組織の役員になることを禁止する条項があるということです。この条項のためにその地位に就けなくなりましたと電話がありました。SAAが販売業者組織でしょうか。販売業者組織と専門職団体とは違いますよね。専門職団体の会合に出席してはいけいではないのでしょうか。私は販売業者団体と専門職団体とは違うと思いました。それで私は上司に申し出ました。彼は何もできそうもありません。どちらの方向に進めばいいのでしょうか。どうすればうまくいくのでしょうか。うまく、そううまく結婚することです。つまり、私の妻はそれまでそれから一度も法制定者と話をしたことはありませんでした。その妻がSAAを販売業者組織ではない、専門職団体である、と州議会議員を訪ねて、再任の修正の申し立てをし、もし販売業者組織と言うなら、授權法による権限を変更してSAAに示さなければなりませんよ、とってくれたのです。ありがとう！第三の見解は起きなかったはずで、でも再任が可能になったのです。だからよき結婚をすることです。

会長として州公文書館のオフィスに受け入れられました。私の上司はSAAのフェローです。だから、SAAのために必要な時間を費やすことを認めてくれました。スタッフにとっては負担が増したことでしょう。作業量ももともと予想された量よりは増えたことでしょう。必要な資源は十分に活かして、オフィスを運営しました。

最後に申し上げる必要があることは、州公文書館は傑出したサービスのアーカイブズ²²に認められるのに十分古い機関ではあるが、その規模とサービス内容から、賞を申請しようとは思わない、と私が考えたことです。自分たちについて考えると、私たちは、卓越したアーキビストで、すばらしいアーキビストとして何をすべきか知っていて、すごい仕事をしています。私たちは優秀で何らかの方法でその能力、強み、質、において認められなければならないと思います。賞賛されるべきです。それが私がACAの認定アーキビストになるよう支援する根本的理由です。最低限の知識の獲得が大切で、ともかく誰であれ、どこであれ、能力が認められ、アーキビストとして雇用される可能性を示せることが肝心です。

州公文書館からアーカイブズの教育者へ

4年半、私は境界線を押し続けてきました。4年半経って、何かもっとできるのではないか、と思うようになりました。とにかく動かし続けなければならない。揺らさないよう頭を下げて、船から降りないでずっと走らせ続けていなければならない、そのこと自体は最高に幸せなことなだけで、何かしなければならないことがあるはず、と思ったのです。州アーキビストとしてはじめてののであれば、それを超えたところに到達するには、それも帰宅するまでに、(悪気はないんだけど) <夫人：私はいつでもどんなオファーにもオープンよ>。

最もふさわしい場所はテキサス州立大学オースティン校で、オースティンから引っ越さなくてもいいから便利です。年老いた親のためにも。私は大学アーカイブズ、今のプリスコア・センターですが、その長になるべくインタビューを受けました。長の仕事ですがそれに就かなかったのは結果的にはよかった

22 Distinguished Service Award, <https://www2.archivists.org/governance/handbook/section12-service>

です。スタッフとの距離が近すぎて、こっちのグループ、あっちのグループの考え方の違いを解決するのは難しいと感じました。それに、すでに図書館情報学大学院でアーカイブズ・コースを望んでいたのも、非常勤教員として教鞭をとっておりましたが、大学職員となるとその報酬を失うこともありました。

テキサス州立大学は図書館情報学大学院にアーカイブズ学コースを新たにつくる必要がありました。その一つのコースは、アーカイブズ事業ともよぶ、アーカイブズ活動ではなく、アーカイブズを賞賛するコースです。ほかのコースとしては、レコード・マネジメントのコースがありましたが、アーカイブズとどんな関係があるのでしょうか。レコード・マネジメントとスペシャル・ライブラリーのアーカイブズ、いずれもレコードを提供しますが、それらの間になんの共通性もありません。

驚くほどすばらしいことがあります。どのように物事が転回し、無垢に良いことがはじまるのかということです。私はテキサスに戻った時点で歴史遺産組織に参加しました。それは、テキサス共和国の息子たち (SRT)²³で、そこでは系図学の調査ができるので、州アーキビストとしての一般原則から感謝しています。参加して2年目、私は事務総長 (Secretary General) に選出されました。驚きました。私のことをほとんど知らないのに、と。きっと州アーキビストを尊重したのでしょうか。事務総長の仕事として何が期待されていたのか、それは、1500枚のメンバーシップカードに個人的に署名することです。スタンプじゃないんですよ、自筆ですよ。任期を務めました、自分の時間の使い方にはもっといいやり方があるだろうと思って続けはしませんでした。しかし、その2回めの会合で、ビル・ダニエル (Bill Daniel) が私のところにやってきたのです。ビル・ダニエルというのは例のコミッション・メンバーの弟です。自分の個人文書について話をしたい、というのです。兄はどれだけ飛べるか、私に高く飛ぶように言う人です。彼らは決して毒蛇のようにいじわるではなかったのですが、人を喰ったところがあります。結局その個人文書は入手できなかったのですが、何のために私に接触したのかわからなかったのですが、結局のところ良い友人関係を築くことになりました。彼は、自身のことをいつも兄の影に感じるように感じていました。私のことは兄に対して負け犬だとみなしていました。彼はアーカイブズが大好きでした。彼はすばらしい記録の保管者でした。やり方をよく知っていました。

出会ってから8年後、お互いをよく理解し、彼は結論を出しました。いや、違う言い方をしましょう。出会ってから8年後、大学院教育のかなめとなるであろう彼のところに行って、彼の伝記を書かせてほしいと告げました。彼は、ジャーナリストが書くよりも、私の歴史叙述が気に入っていたのです。伝記への謝礼は14万ドルでした。州公文書館から学問の世界に入りたい、資金を提供してもらえないだろうか、と持ち掛けました。5万ドルを出してくれることになりました。その話を学部長にもっていくと、いや、10万ドルだ、と言います。結局10万ドルをアーカイブズ事業におけるガバナー・ビル・ダニエル教授職基金に資金として提供してくれました。それを大学は寄付で2倍にしました。2つ目のポストは彼の妻の名前でアーカイブズ、音楽、人文学の教授職に対する基金になりました。いうまでもなく、教授職に私が手を挙げたところ、大学当局は私のことをわかったようです。ちょうど辞めたファカルティがいて、基金を導入した優位もあって、1986年私が採用されました。

彼の伝記は、歴史家のアプローチで書いて、2010年に出版されました。『日の出：ガバナー・ビル・ダニエルとグアムの第二の解放』²⁴です。彼は当地で驚異的な働きをしていました。

教授職のタイトルについて申しますと、事前に聞いた人々は、学部のアーカイブズ学にするのですよね、と言います。いいえ、違います、と私は申しました。大学院教育を新しくつくりだすのです。修士生は、研究するのではなく、実際に外で仕事をし、成し遂げるのです。アーカイブズ事業教授職で、アー

23 SRT The Sons of the Republic of Texas, <http://www.srttexas.org/index.html>

24 David B. Gracy II, *Sunrise!: Governor Bill Daniel and The Second Liberation of Guam*, 2010, Hill College Press.

カイブズ学ではなく、と言ひ、そうになりました。

州公文書館でそして大学へというすべてで私が得た教訓は、力強く立ち、最善のアーカイブズの実践のために積極的であることです。他の理由もなく、幸運なことにこうふるまうことができ、朝起きてじっと鏡をみているなんて。思いがけない恩恵で、次の学期にさらに基金を受けることになりました。

教室には一度もやってこないで博士号をとった学生が目の前にいます。私のキャリアの半分以上が教育に携わることになりました。今なお情報大学院で学生を教えるどの瞬間も楽しんでます。

アーカイブズ教育の価値は、改善されています。私がこの仕事についたときは、すべて職場内教育 (on the job training) でした。職場内教育、私より早く職についた人たちと自分のことをよく比べて、大いなる恩恵を得たと思います。1959年雇用され、そして大学アーカイブズでも働いた1960年のことを思い出しています。1960年その夏、T.R. シェレンバーグがはじめてワシントン DC 外で「モダン・アーカイブズ」を講義する機会としてテキサス州立大学にやってきました。テキサス州立大学の三年生になる夏にその8週間のコースをとって、偉大な人物がすぐその角を歩むのを見ていました。彼がもたらしたメッセージは、大学アーカイブズのプライドで、だから恩恵としてふさわしい時にふさわしい場所を得た、と感じたのです。モダン・アーカイブズの原則と実践は今ではやや古めかしいです。たとえば当時テキサス・インディアン文書の第三巻を編纂していましたが、それには目的があるとしていたわけです。テキサス・インディアン文書はどこにあるか、州公文書館全体からみてもあくまでコレクションであって、州公文書館の記録ではないのです。私はふさわしい時にふさわしい場所にいたのです。誰もが同様の優位を得るとは限りません。ですから、人々が追いつくように、アーカイブズ教育プログラムを作り出さなければなりません。スピードに追いつくものであり、もっと十分な知識を得るものであり、フィールドの経験も実践も必要で、職場内教育もケースとしてはいいのです。たしかに動機づけになります。私はそれが気に入っています。なぜなら、学生は歴史を超えた学問分野から連鎖を体現するのです。アーカイブズのコミュニティへのイン・リーチとして多様な訓練によって豊かにするのです。コインの裏側は、その当時存在した歴史のマインドセットの継続性が縮小し、リスクとなることです。すべての歴史家たちが再び言う、私たちはもっと私たちの歴史に敬意を払うべき、という私の意見は注目されるべきものなので、それは実現しています。何かしらがあまくいなくて、人々の気に入らず、これはもはやアーカイブズの分野ではない、論文を書くことはめったにないと思われ、授業で回覧されることもないということで私たちが失ったのがベンチマークです。ベンチマークとは、異なる研究異なる活動であり、その意味で私たちは敗者だ、というのが私の考えで、大学院へ行って、論文を書く機会があったら、ぜひやりなさい！ (Do it!)。

アーカイブズ事業は総じて、全体的に述べると、独特の展望があります。アーカイブズ、レコード・マネージャのプログラムにおいて、米国、とくにテキサスは独特です。どのように独特であると定義するのでしょうか。独特とはこのような使われ方で見いだされるのは、経験、基礎から築き上げる知識、SAAや地域、職場環境などでの同僚との情報共有や相互のやりとりです。経験、築き上げられた知識、同僚とのやりとりです。

私は自分が新人だった時に、白髪頭だったらよかったのに (今はもうそうですけど)、とっていました。だったら聞く耳をもってもらえたらさうからです。私の展望というものがあるのです。ただ私には経験がなかったのです。長年の経験からわかることを知らせてもらわなければわからない。豊かにする知識、情報となる知識を、知識は長命となることを経験します。その結果、あなたの経験を豊かにして、あなたの経験や教えられた知識を同僚に伝える、あなたは独特の展望を得ます。そのことで私たちはみな成長します。あなたの時代の専門職が成長します。それからアーカイブズ専門職について言うておかなければならないのは、レコード・マネジメントや歴史と親密な連携をもつことです。歴史家はど

うもその基盤、すなわちリサーチのドキュメンテーションを見失っているように思われます。アーキビストの展望は、いふなれば、あの鉄道の赤帽、歴史家が表現する赤帽です。

さて、ここテキサスでは私たちはテキサス州歴史協会²⁵のなかに委員会をつくっています。面白いながらで、活発です。その理由というのはテキサス州歴史協会が最初につくられたからです。

最後に、アーカイブズ事業の将来について私の考えを示します。よろしい。アーカイブズのプログラムは多かれ少なかれ、あなた方アーキビストによるものです。あなた方が着想し、開発し、維持し、前進させるものです。アーカイブズの将来とはあなた方です。あなた方が、アーカイブズの構築における働きや社会に対するアーカイブズ・サービスにおいて、ダイナミックで、考え深く、革新的で、前向きなアーキビストである限り、アーキビストはずっと善であり、そのアーキビストがアーカイブズのサービス、アーカイブズ事業において、アーカイブズの継続性、人間性、組織のグループの視覚化・構造化に貢献する限り、あなたはおどろくほど活気あふれるアーキビストだから、ベスト・プラクティスをやるのです。あなたの手の内にあるアーカイブズ事業への貢献は、文明の進化となるのです。

ですから、私はあなた方にトーチを手渡します。Into the BREACH!²⁶
<鳴りやまない拍手>

【テキサス州アーキビスト】

ありがとう、グレイシー導師。次のセッションにいらっしゃる前に申し上げておきます。このセッションは録音されていることを思い出してください。同僚のみなさんとぜひ共有してください。同僚の方々にとっても恩恵になります。デイビッド、ありがとう。ローラ、ありがとう。今日ここにいらしてください。ありがとう、デイビッド。さきほど私はデイビッド・グレイシーのレガシーの一部ではないと申しましたが、それはUTAの情報大学院の教え子ではない、という意味で、レガシーという意味では私もその一部です。私の前職であるクリス・ラプラント（Chris LaPlante）、そして私に州公文書館の堅固な基盤としてたくさんのものを与えて下さっています。さきほど仰った人物、コミッション・メンバーには息子さんがいらっしゃいます。一族全体でかかわっているのですね。私も同じ問題を抱えています。何と言っても泣きたくなった時に肩を貸してもらえるということがわかりました。アドバイスありがとうございます。テキサスから、そしてその先へ、デイビッド、本当にありがとうございます。

付録資料

『アーカイブズ関係著作者百科』²⁷（2015年）より 本人著

経歴

デイビッド・バーゲン・グレイシー II（David Bergen Gracy II）は、1941年にテキサス州オースティンで生まれた。彼はテキサス州立大学オースティン校（歴史学の学士号と修士号を取得1959-1966年）とテキサス工科大学（博士号取得、1966-1971年）で教育を受けた。1959年にテキサス州公文書館で、レファレンス・サービスを主に担当して、アーカイブ作業の本質を学び始めた。その後、州公文書館がテキサス・インディアン文書²⁸を出版した際に、その第三巻で、文書とセット・タイプ（活字版）の両

25 Texas State Historical Association, <https://www.tshaonline.org/home/>

26 グレイシー博士2009年のSAAオースティン大会で、学生たちが若いころのグレイシー博士の写真にこの句を書いたバッヂを売っていた。

27 註4 参照

28 Texas Indian Papers, <https://catalog.hathitrust.org/Record/000561462>

方に対する翻刻から校正までの歴史編纂の基本を学んだ。テキサス州立大学アーカイブズ（1960-1963年）の学生助手として、近代的アーカイブズ管理の基礎となる編成と記述の原則を学んだ。この原則は、テキサス州公文書館で行われていたアイテム志向の実践とは大きく異なり、**T.R. シェレンバーク**がワシントン D.C. 以外ではじめて講義した「アーカイブズ管理」コースで紹介されたばかりだった。『季刊南西部史』²⁹ のジャーナル編集（1963-1966年）の経験を積んだ後、テキサス工科大学（1966-1971年）の南西部コレクションのアーキビスト（アーカイブズ部門の責任者）となり、近代的アーカイブズ実践を導入し、積極的にオーラル・ヒストリー・プログラムを監修した。1971年、ジョージア州立大学（アトランタ）で南部労働アーカイブズと大学文書館を創設するアーキビスト職を引き受けた。離職に際し、組合労働者と働く人々の会（Organized Labor and Workmen's Circle）より特別功労賞を受賞した（1976年）。テキサス州公文書館館長（1977-1986年）として、彼は収集機能を停止して州の公文書に仕事を集中させ、窃盗の蔓延を防ぐために閲覧室機能を再編した。テキサス歴史記録諮問会議のコーディネータ（1979-1986年）として、彼はアーカイブズと保存作業に関する州全体のアセスメントをはじめて実施し、この事例を NHPRC が後に州のニーズ・アセスメント・プログラムを作成する際に参考とした。

テキサス州立大学オースティン校オースティン情報学大学院の非常勤講師（1980-1985年）として「アーカイブズとマニュスクリプト」という授業を教えた後、常勤として教授団に加わり、アーカイブズ事業のプログラムを創設した。2011年の引退までのほぼ26年間をグレイシーは、アーカイブズ事業におけるガバナー・ビル・ダニエル教授職の地位にあった。彼は米国初のアーカイブズ教育基金を募った。彼の終身在職期間に、教員数と提供コースが増大し、テキサス州立大学のアーカイブズと保存のプログラムはランキングで三度も全米一位になった。夏には、サンノゼ州立大学³⁰（2001年）や、アリゾナ大学³¹（2003、2004、2006年）で教えた。

グレイシーは、アーカイブズ教育の特別な場として、アーカイブズ事業の初歩を学び、アーカイブズの仕事の基礎を築こうとしている人々へのアーカイブズ事業入門を引き受け、ジョージア・アーカイブズ・インスティテュートの主任教員を12年連続で務め（1987-1999年）、1994年から2011年の間に5回、西部アーカイブズ・インスティテュートでも教員を務めた。1985年から2015年の終了までの30回以上、1年も欠かすことなく、国立公文書館のモダン・アーカイブズ・インスティテュートの開講入門ワークショップを教えた。彼が、入門ワークショップを行ったり講義をした機関には、米国においては、アーカイブズ・リーダーシップ・インスティテュート（ALI）³²、アメリカ・アーキビスト協会³³、南西部アーキビスト協会³⁴、カトリック司教区アーキビスト協会³⁵、ユタ州公文書館³⁶、トリニティ大学（テキサス）³⁷、レア・ブック・スクール（コロンビア大学）³⁸、専門図書館協会³⁹があり、国際的には、アメリカン・ス

29 Southwestern Historical Quarterly, <https://tshaonline.org/shqonline>

30 San Jose State University, <https://www.sjsu.edu/>

31 The University of Arizona, <https://www.arizona.edu/>

32 The Archives Leadership Institute, <https://www.archivesleadershipinstitute.org/>, いくつかの大学が持ち回りで開講する中堅アーキビストを対象とした養成コース。NARA 傘下の NHPRC が助成している。

33 Society of American Archivists (SAA), 註 1 を参照

34 Society of Southwest Archivists, <https://www.southwestarchivists.org/>

35 Association of Catholic Diocesan Archivists, <http://diocesanarchivists.org/>

36 Utah State Archives, <https://archives.utah.gov/>

37 Trinity University (Texas), <https://new.trinity.edu/>

38 Rare Book School (Columbia University), <https://rarebookschool.org/> 現在はバージニア大学にある。

39 Special Libraries Association, <https://www.sla.org/>

クール・オブ・クラシカル・スタディーズ(ギリシャ)、学習院大学(日本)、共和国大学⁴⁰(ウルグアイ)、ナショナル・デ・コルドバ大学⁴¹(アルゼンチン)、文化芸術大統領委員会とフィリピン大学⁴²、サンタ・マリア連邦大学⁴³(ブラジル)、香港科学技術大学⁴⁴がある。

1972年から2014年の間に、グレイシーは40以上の著書、本の章、論文記事、そして短い別々の作品を出版した。重要な雑誌論文として、米国では、『ジョージア・アーカイブ』⁴⁵、『アメリカン・アーキビスト』⁴⁶、『プロビナンス』⁴⁷、『中西部アーキビスト』⁴⁸、『季刊南西部歴史』⁴⁹、『レファレンス・ライブラリアン』⁵⁰といった学術誌に、国際的には『アーキバリア』⁵¹(カナダ)、『ヤヌス』⁵²(国際アーカイブズ評議会)、『アルシーブ』(ケベック・アーキビスト協会)⁵³、『記録と史料』⁵⁴に掲載された。グレイシーは(1972-1976年)『ジョージア・アーカイブ』(現在のプロビナンス)を創刊、編集した。米国のアーカイブズ文献の拡大と充実、およびジョージア州アーキビスト協会の設立を同時に目的として立ち上げられたこの雑誌は、米国で2番目に古いアーカイブズ事業の学術誌であり、世界で4番目に古いアーカイブズ協会の英語版学術誌である。『ジョージア・アーカイブ』は、SAAの特別功労賞(1975年)を受賞した。彼が編集した(2005-2011年)『図書館&文化の記録』⁵⁵は、図書館指向の『図書館と文化』⁵⁶と、後継誌で情報ドメイン指向の『情報と文化』⁵⁷との架け橋となった。

専門職団体のリーダーであるグレイシーは、SAA(1979年から)とSGA(2009年から)のフェローである。彼が選出された最高の役職には、SAA(1983-1984年)の会長が含まれている。SAAでは、アーカイブズと協会を主導することで、アーキビストにつきまとう有害な固定観念と、その固定観念を軽減して社会へのアーカイブズのサービス提供を強化する方法に、専門職の注目を集中させた。SGAの会

40 Universidad de la Republica, <http://udelar.edu.uy/portal/>

41 Universidad de Nacional de Cordoba, <https://www.unc.edu.ar/>

42 Presidential Commission on Culture and the Arts 現在は Commission on Culture and the Arts, <https://ncca.gov.ph/>

University of the Philippines, <https://www.up.edu.ph/>

43 Federal University of Santa Maria, <https://www.ufsm.br/>

44 Hong Kong University of Science and Technology, <https://www.ust.hk/>

45 *Georgia Archive*, https://digitalcommons.kennesaw.edu/georgia_archive/ SGAの機関誌 のちに *Provenance* となる。

46 *American Archivist*, <https://www2.archivists.org/american-archivist> SAAの機関誌。

47 *Provenance*, <https://digitalcommons.kennesaw.edu/provenance/> SGAの機関誌。

48 *Midwestern Archivist*, <https://www.jstor.org/journal/midwarch> MACの機関誌。後継は *Archival Issues*, <https://www.midwestarchives.org/archival-issues>

49 *Southwestern Historical Quarterly*, <https://tshaonline.org/shqonline>

50 *Reference Librarian*, <https://www.tandfonline.com/loi/wref20>

51 *Archivaria*, <https://archivaria.ca/index.php/archivaria>, カナダ・アーキビスト協会の機関誌。

52 *Janus*, ICAの機関誌。1995年から99年の発行。Archivumとともに Comma に統合された。 <https://www.ica.org/en/public-resources/comma>

53 L'Association des archivistes du Québec, <http://www.archivistes.qc.ca/>

54 *Records and Archives: Journal of the Japan Society of Archiving Institutions*

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』第4号「アメリカ合衆国におけるアーキビスト養成」
<http://www.jsai.jp/kanko/kaisi/kaisi4.html>

55 *Libraries & the Cultural Record*, <https://www.jstor.org/journal/librandcultrec>。年四回刊行。

56 *Libraries & Culture*, 1988年-2006年, <https://www.jstor.org/journal/librandcult>

57 *Information & Culture*, <https://infoculturejournal.org/>, 誌55から57の三誌はいずれもテキサス州立大学情報学大学院の紀要、年に三回の刊行。

長（1972-1974年）としては『ジョージア・アーカイブ』誌を立ち上げ、最初の年にSGAのメンバーを五倍に増やした。認定アーキビスト学会の会長（1999-2000年）、ARMA⁵⁸のオースティン支部の創設時の会長（1980-1981年）を務め、国際アーカイブズ評議会アーカイブズ教育養成部の副会長（1996-2000年）としてニュースレターを編集した。SAAからNHPRC委員（1980-1985年）に任命された。

グレイシーは、生涯の功績に対してSAAカウンシルの特別功労賞（2009）⁵⁹を受賞した。彼の名前を冠した荣誉には、（1）『プロビナンス』の最優秀記事賞⁶⁰、（2）南西部アーキビスト協会⁶¹による奨学金、（3）教え子たちや友人が創設したテキサス州立大学情報学大学院のアーカイブ教育を支援する卓越寄贈奨学金⁶²がある。

業績

デイビッド・グレイシーの著作には4つの筋が貫かれ、いずれも社会へのアーカイブズのサービスの提供を強化することに焦点を当てています。最初期のものは、編成と記述の両方において、アイテム志向ではなく、当時の新しい、資料群を志向したアーカイブズ業務を、明確で理解しやすく、魅力的な方法と言葉遣いで、印刷物とプレゼンテーションの形で、新米アーキビストやアーキビスト志望者に対して説明し記述している。これは、編成と目録のレベルがすべての文書とカレンダーの直線的な時系列に置き換えられた時代のものだった。最も広く読まれ、七回版を重ねた著作は、SAAのアーカイブズとマニュスクリプトの第一期の手引書シリーズの『編成と記述』⁶³（1977）だ。この著作は、「私の職場ではこうしていました」を拠り所にする事なく、編成と記述の基本を提示することで、これまでの大多数の文献とは異なっていた。その本はシェレンバーグがその先駆的著書『アーカイブズ管理』⁶⁴（1965）でその10年前に提示した概念に基づいていた。この概念は、管理アーカイブズの実務を収集保存施設に適応させるために考案されたものである。グレイシーの手引書は、シェレンバーグの考えを、それほど詳細ではない規範的な形式でパッケージ化することによって、読みやすくわかりやすくした。そうすることで、読者は仕事の本質と理論的根拠をより容易に理解できるようになった。主に収集アーカイブズに従事するアーキビストの幅広い世代によって購入されたこの著書は、グレイシーに知名度を与え、1982年のSAA会長選挙で、より経験豊富な手ごわい同僚を相手に成功を収めたときには彼の知名度は最高潮に達した。『アーカイブズとマニュスクリプト入門』⁶⁵（1980）は、初心者にアーカイブズの思考態度とアーカイブズ業務の性質を説明するために策定した10の原則を提示した。専門図書館協会のワークショップでのプレゼンテーションのために作成された10原則は、アーカイブズ関係者から初めて話を聞いたり、アーカイブズ事業について認識を新たにす聴衆への独自の入門書として、約35年間にわたって役立っている。その後、一つの原則を全面的に改め、それらすべての内容を充実させる改訂がな

58 Association of Records Managers and Administrators ARMA（記録管理者協会）、<https://www.arma.org/>

59 Council Exemplary Service Award, <https://www2.archivists.org/recognition/2009/awards>

60 Society of Georgia Archivists, Provenance, The David B. Gracy, II Award, <https://soga.wildapricot.org/publications/provenance/gracyaward>

61 Society of Southwest Archivists, <https://www.southwestarchivists.org/scholarships/david-b-gracy-ii-student-scholarship/>

62 The Alice Duggan and David Caldwell Gracy Endowed Presidential Scholarship

63 註6を参照。

64 Theodore R. Schellenberg, *The Management of Archives*,

65 David B. Gracy II, *An Introduction to Archives and Manuscripts*, 1980, Special Libraries Association, <http://www.dspace.nehu.ac.in/bitstream/123456789/13802/3/An%20Introduction%20to%20Archives%20And%20Manuscripts.pdf> に1981年版の抄録あり。

されたが、これが唯一の刊行版のままである。「アーカイブズをはじめること」は『ジョージア・アーカイブ』第一号（1972）の主要記事で、中部大西洋地域アーカイブズ会議（the Mid-Atlantic Regional Archival Conference）と中西部アーカイブズ会議（the Midwest Archives Conference）の両方の出版物に転載された。南部労働アーカイブズをゼロから立ち上げた経験に基づいたこの著作は、多くのアーカイブズ、特に宗教団体のアーカイブズが設立されつつあった時期に増大したアーキビストのコミュニティに貢献した。

彼の著作の第二のテーマは、アーキビスト像を中心としたもので、より大きな枠組みではアーカイブズ事業の擁護（アドボカシー）であった。次期会長演説「アーカイブズと社会：最初のアーカイブズ革命」⁶⁶で始まったSAA会長としてのテーマは、（1）アーキビストの、辛辣でユーモラスでばつしなないステレオタイプに対する逸話的な解説ではなく、証拠に基づいた（documented）理解と、（2）アーキビストがより強固なアーカイブズのサービスを社会に提供する能力を高めるために、好ましくないイメージにアーキビストが対処する方法の考案に焦点を当てたものだった。「あなたのトーテムは何ですか？世間の人々のアーカイブズのイメージ」⁶⁷（1985）が、このジャンルを象徴するものである。さらに重要なことは、この独創性は、多くのグループによって保持されているイメージについて議論する著作で文献を充実させるため、専門職全体の書き手たちに意欲を起こさせるという使命を達成したことである。少なくとも、はじめて、「リソース・アロケータ」という用語をアーカイブズ用語集に導入したものであり、これまでのところ唯一のSAAによるアーカイブズとアーキビストの外部の認識に関する研究⁶⁸である。

これら二つのテーマに関連して、単にニーズの観点を与えるだけではなく、類縁分野のアーキビストや実務家になすべき仕事に対する意欲を起こさせることに幅広い焦点を当てたのがこの面での代表作、「私たちのジュピター<木星>への突進：情報化時代におけるアーカイブズ教育」⁶⁹（1995）で、アーキビストは、自分たちの力の及ばない力によって推進されるのではなく、専門職として、アーカイブズの船を操る力を自身のうちに持っていると主張した。「スカンクを叩いちゃいけない、保存の必要性」⁷⁰（1995）は、学術機関における保存の性質、場所、適切な支援を扱っている。

最後に、アーカイブズとアーカイブズの実務の歴史に関する彼の著作には、少数ではあるが注目に値する集中研究がある。それらの範囲で重要なものには、現行の権限賦与法の下での百周年のために出版された『テキサスの州図書館と公文書館：歴史 1835年から1962年』（2010）がある。これは、政府機関図書館環境下の公文書館の拡張、発展、課題について、これまでにないほどユニークで深く掘り下げた研究である。政府のアーカイブズを律儀に管理することに重点が置かれていることや、ひとつの機関における政府のアーカイブズ機能と図書館機能の関係が変化していることが、物語を動かしている。「機能が形態に見合う場：アーカイブズ事業のための収納に関する観察と考察」⁷¹（2000～2001）は、数多の

66 “Archives and Society: The First Archival Revolution”, *The American Archivist*, Vol.47, No.1, <https://americanarchivist.org/doi/pdf/10.17723/aarc.47.1.k1637u657v841227>

67 “What’s Your Totem? Archival Images in the Public Mind”, *The Midwestern Archivist*, Vol.10, No.1, <https://www.jstor.org/stable/i40048328>

68 The Image of Archivists: Resource Allocators’ *Perceptions*, prepared for Society of American Archivists Task Force on Archives and Society by Social Research, Inc.; project staff: Sidney J. Levy, Albert G. Robles. <https://catalog.hathitrust.org/Record/004031185>

69 “Hurling toward Our Jupiter? Archival Education in the Information Age”, *JANUS* 2. 1995年木星探査機ガリレオが木星の周回軌道に達した。

70 “Don’t Swat the Skunk: The Preservation Imperative”, *Advances in Preservation and Access*, Vol.2

71 “Where Function Meets Form: Observations and Thoughts on Housing for the Archival Enterprise”, *Provenance* 8-9, <https://digitalcommons.kennesaw.edu/provenance/vol18/iss1/9>

アーカイブズの空間の設計と整頓に携わった経験から、このトピックに長い関心を持っていたグレイシーが培ったものである。この論考は、二千年紀以上にわたるアーカイブズの仕事と記録保管のために設計・改造された構造を通して見たアーカイブズの本質と概念の物語を提示し、彼が保存施設を訪れた際に撮影した写真で描かれている。グレイシーの著作のうち、アーカイブズの歴史記録を用いて達成される効果に関して重要なものは、主に二つある。「テキサス共和国図書館の娘たちの分析的総説（テキサス州土地事務所内部監査課2013年）」⁷²（2014）は、テキサス共和国の娘たち（DRT）⁷³がアーカイブズを収集するという行為を、アメリカのアーカイブズ事業の成熟という文脈の中に位置付けた。1945年にアーカイブズが設立されて以来、DRTのアーカイブズ業務の質が検証されたことは、DRTが所蔵資料の管理を怠っていたことを示した。そうすることで、この著作は、DRTが収集したアーカイブズとライブラリの所有権をDRTに保全した。「『私が書いたように』：ホセ・エンリケ・デ・ラ・ペナ⁷⁴の『テキサス・キャンペーン』のアカウントの信憑性に関する研究」⁷⁵（2001）は、偽造された歴史文書の性質と歴史に関するグレイシーの集中研究の総仕上げとなった。ジョージア・アーカイブズ・インスティテュートをインスティテュートの文脈の話題で締めくくるといふ、なにげない提案から発展したこの強調点は、当座の瞬間よりもはるかに面白かった。ある種の文書化の歴史、1830年代の紙の生産と使用に関係するさまざまな事柄、文書偽造の歴史をもとにして、この著作はアラモの擁護者ディビッド・クロケットの生涯の熱烈なファンにとって肯定的なものとなった。特に彼がどのようにして亡くなったか、デ・ラ・ペナが彼に帰属する手稿を書いたかどうかという問題について明らかにしたのである。

——ディビッド B. グレイシー II 世

参考文献

- ・ Lanning, Kaye. 1983. "Starting an Archives: A Decade Later." *Provenance* 1, no.2 <https://digitalcommons.kennesaw.edu/provenance/voll/iss2/4/>
- ・ Dionne, Mimi. 2002. "Marketing the Archivist: The History of the Society of American Archivists' Task Force on Archives and Society." In *Strategic Marketing in Library and Information Science*, edited by Irene Owens, Hayworth Press.
- ・ *Information & Culture*, 2014. Special issue, 49, No.1.(Festschrift for David B. Gracy II with contributions by Anne Gilliland, Martha Doty Freeman, Patricia Galloway, Randall C. Jimerson, and Deanna Marcum.), <https://www.jstor.org/stable/i40150665>
- ・ Maher, William J. 1998. "Society and Archives." *American Archivist* 61, <https://doi.org/10.17723/aarc.61.2.fl555w1738v134n2>
- ・ Roe, Kathleen D. 2016. "Why Archives?" *American Archivist* 79, <https://doi.org/10.17723/0360-9081.79.1.6>

72 "Commentary on *The Analytical Review of the Daughters of the Republic of Texas Library* (The Internal Audit Division of the Texas General Land Office, 2013)", *Daughters of the Republic of Texas*

73 DRT Daughters of the Republic of Texas, <https://www.drinfo.org/>

74 Jose Enrique de la Peña (1807-1840) テキサス独立戦争時のメキシコ軍将校。1955年に闘いのメモワールが出版された。そこにはクロケットは戦死したのではなく、降伏したとあった。

75 "Just as I Have Written It: A Study of the Authenticity of the Manuscript of Jose Enrique de la Peña's Account of the Texas Campaign", *Southern Historicae Quarterly* 105

訳者あとがき

当初は、録音をテキスト化してそれを機械翻訳にかけて、と考えていたが、結局なんども繰り返し聞いて日本語にする、という作業となった。自分の英語力と背景知識の不足で十分に再現できたとは思えないが、心地よい名調子にまったく苦に思うことはなかった。というわけで、公開されたら、ぜひ録音を聞いてほしい。調子、繰り返しの強調、緩急、人々を惹きつけてやまない語りのスタイルがある。

感じたことのひとつに、米国について、親しい国のはずなのに、意外とその歴史や国民性についてわかっていないことが挙げられる。デビー・クロケットのことは、みんなのうたや映画などで名前は知っていたが、テキサス共和国独立のための闘いで活躍したとは知らず、そもそもテキサス共和国って、と戸惑いを覚える。

筆者の印象に残るこの講演のエピソードを挙げると、コミッション・メンバーとだけ、名前を最後まで出すことなく語られ続けたのが、前テキサス州知事（ガバナー）プライス・ダニエル⁷⁶のことだったことである。痛快なことに、グレイシー博士の教授職名のガバナーとは、その弟のグアムの総督だったビル・ダニエルである。ダニエル家は超がつく大金持ちで、プライスは州図書館の建物も寄付した人物でもある。その一族の一人を味方につけて、UTAにアーカイブズ事業のコースを設け、そのコースが全米一位の評価を何度も受け、有力な修了生を送り出しているのは周知のことである。もうひとつが、Marry well! SAA 会長と州公文書館館長は両立できない、という不条理な難くせに対してその窮地を救ったのがローラ夫人であることだ。ローラ夫人は学生ひとりひとりについてもよく理解していて、今日までグレイシー博士の活動を支え続けている印象である。この講演にも息子さんと一緒に参加していた。

ここで思い出すのが、2010年 SAA ワシントン DC 大会のレセプションで、夫妻とともに会場の国立アメリカ歴史博物館を歩きながら、アーカイブズにとっての必要最低条件は、とお伺いしたことで、グレイシー博士は少し考えてから、きっぱりと「オープンネス」と仰った。アーカイブズは社会にサービスすることが大切と考える博士が電子化の波にも動じることなく、指導者として今なお尊敬され活躍される所以であろう。

今回の翻訳にあたって、10年前には入手できなかったような文献が多くオープン・アクセスで読むことができるようになっていて、あらためてその偉業を追いかけることになった。なかでも、1973年に刊行されたジョージア・アーカイブ所収の「アーカイブズをはじめること」には、アーカイブズを親組織の記録を永久に保存する機関、という伝統的な用語としてだけでなく、他の記録や個人や家族の記録文書つまり歴史的マニュスクリプトを収集して保管する機関として用いる、なぜなら、アーカイブズが歴史的マニュスクリプトの保管所と正式なアーカイブズという両方を一語で指し示す語だから、という断り書きがある⁷⁷。そして、アーカイブズとはメモリー・バンクで、資料を保存して、研究のために提供できるようにすることである。だから訓練されたアーキビストが、新たなアーカイブズ機関の設立運営を指揮するべきで、そのアーキビストはレコード・マネージャともライブラリアンとも異なる、永続的価値のある情報内容を保存し、レコード・グループごとに整理し、どの利用者にも利用可能なように準備しておく専門職で

76 Marion Price Daniel, Sr. (1910-1988)

<https://texaspolitics.utexas.edu/archive/html/exec/governors/24.html>

77 記録 (records) 個人や家族の記録文書 (papers)、records はあくまで組織共有文書が固定されたもの、papers は個人や家族のそれにあたるもの、そしてレポジトリとしてのアーカイブズに収められることで records が archives に papers が manuscripts になる。マニュスクリプトとは手稿本と訳され、写本を意味することもあるが、アーカイブズの世界ではタイプ打ちだったり、印刷されていたり写真など他の媒体でも組織共有ではない記録はマニュスクリプトとなる。<https://www2.archivists.org/glossary/terms/m/manuscript-collection> もっともパーソナル・アーカイブズという言い方もあるし、グレイシー博士の言うようにアーカイブズの意味するところは広がっている。

ある、という。アーキビスト一人でアーカイブズをはじめわけにはいかず、3つのグループすなわち、運営資金と空間を提供するグループ、資料を提供するグループ、そしてそれを利用するグループの支援を要する。それぞれについて、例えば必要な備品をどう手に入れるか、寄贈寄託の注意点、収集方針の明確化などといったように詳述している。アーカイブズ的设计には5つの機能があること、すなわち取得、目録化、収納、記述、そして調査のために提供することで、これらの手順が互いに関連していると述べ、歴史的マニュスクリプトの保存施設は、とくに諮問会議をもつことを勧めている。問題となることやマイクロフィルムやオーラル・ヒストリーにも触れて、この記事の有用性を唱える。最後にはアーカイブズの状況はそれぞれユニークであり、アーキビストの優れた判断力と慎重な計画が、最終的には専門職の原則と現場の特性を組み合わせ、効果的なアーカイブズ業務を生み出す、と締めくくっている。

グレイシー博士をSAA会長に導いた基本手引書シリーズの『編成と記述』では、アーカイブズをフランク・エバンスらの用語集⁷⁸に拠る広義の「長期的価値ゆえに保存される組織体や機関の非現用記録」としている。その目次は次のとおりである。

はしがき

まえがき

序文

1 編成

レコード・グループ | シリーズ | ファイル・ユニット | ドキュメント / アイテム | リポジトリ | プロセッシングとしての編成

2 記述

内部統制ドキュメント | 内部用参照手段 | 外部用参照手段 | 記述プログラムの作成

3 編成と記述に関して

収納とラベル貼り

4 特別な記録資料

スクラップブック、日記、会計帳簿 | 綴じられていない印刷されたアイテム | 静止写真 | 地図 | 音声記録 | マイクロフィルム | 映画 | 機械可読記録

まとめ

参考文献

索引

また、1981年に刊行された専門図書館協会に対する入門書では、10の原則として、

- ・アーカイブズの仕事はアーカイブズの仕事である
- ・アーキビストは“グループ”を考える
- ・アーカイブズとマニュスクリプトには違いがある
- ・アーキビストは唯一無二の資料を扱う
- ・アーキビストは秩序を保つ
- ・アーキビストは痕跡をのこす
- ・どの保存施設もユニークである
- ・記録は自身を保存しない
- ・アーカイブズの資料は永遠にそこにある、でも死蔵されるわけではない

78 Frank B. Evans et al., "A Basic Glossary for Archivists, Manuscript Curators, and Records Managers," *American Archivist* 37 (July 1974), <https://americanarchivist.org/doi/pdf/10.17723/aarc.37.3.j878233943216107>

- ・どの利用者も例外ではない
 - ・アーキビストはジレンマの角に乗っかっている
- (どちらつかずの状況でバランスをとっている)

そして作業過程として、取得、評価、受入、編成、記述、保存修復、レファレンスを挙げている。

第一線から引退されたグレイシー博士は、その後も UTA の名誉教授としてあるいは ALI のファカルティとして引き続きアーキビスト養成の現場にある。同時にアーカイブズ資料を駆使した歴史書を執筆している。2019年夏の SAA オースティン大会では、このセッションの講演以外にもプレ・カンファレンスのスピーカや各種会合への参加、受付のボランティアなど精力的に活躍していて、そここでいろんな人と旧交を温めていた。最近では、2019年11月にジョージ・ワシントン・リトルフィールドの伝記⁷⁹を出版し、その本について講演をおこなっている。

筆者は、2008年に来日された折にお会いして、2009年の SAA オースティン大会では、ご多忙ななか、ドリスキル・ホテル (Driskill Hotel) や、UTA の学生さん同窓生たちと一緒に船上パーティなどに連れて行ってくださったことを思い出す⁸⁰。その後の SAA 大会でも UTA の同窓会の集まりに招かれている。グレイシー博士はポスター発表をみてくださったり、ACA の集まりで声をかけてくださったり、と何かと心に懸けてくださる。東日本大震災、大雨被害やコロナ禍など日本の災難が報道されると、すぐさま大丈夫か、というメールを頂戴した。11年ぶりにオースティンを訪問して、貴重な体験を得たこと、これまでアーキビストであることを支えてくださったことにあらためて感謝の念を覚える。今回の翻訳について、自分の考えや思いがアーカイブズのコミュニティに生き続けるように記事を書いてくれてありがとう、という言葉をいただいた。

2019年10月、筑波大学アーカイブズ研究員を拝命した。この翻訳に発表の場を与えてくださった中野目徹先生、様々な労をとってくださった田中友香理先生に心から感謝申し上げる。

79 David B. Gracy II, *A Man Absolutely Sure of Himself: Texan George Washington Littlefield*, 2019, University of Oklahoma Press. G.W. リトルフィールド (1842–1920) は、プランテーション主の家庭で育ち、テキサス・レンジャーとして南北戦争に参戦、牧場主となり事業家としても成功、テキサス州立大学の理事でフィランソロピストだった。その個人記録文書はテキサス州立大学のプリスコウ・センターに所蔵されている。https://legacy.lib.utexas.edu/taro/utcah/00143/cah-00143.html

グレイシー博士にとっては母方の曾祖母の兄にあたる。

https://www.wikitree.com/wiki/Harral-16

80 このときの参加報告等として以下のものがある。

森本祥子「これからのアーキビスト養成の課題についての一考察：アメリカの現状をふまえて」『学習院大学文学部研究年報』56号、2009年、http://hdl.handle.net/10959/2635

清水恵枝「アメリカンアーキビスト協会2009年大会参加記」『記録と史料』20号 2010年 http://jsai.jp/pdf/+20(05) kirokuShimizu.pdf

このほか

坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本』勉誠出版 2016年

坂口貴弘「輸入学問からその先へ：アーキビスト協会設立前後の米国におけるアーカイブズ原則の受容」『アーカイブズ学研究』21号 2014年 https://www.jstage.jst.go.jp/article/archivalscience/21/0/21_55/_pdf

石原一則「欧米における記録管理」安藤正人「欧米記録史料学における記録評価選別論の展開」安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会

安藤福平「公文書等の評価選別—評価選別論の展開と海外での取り組み—」『アーカイブズ』68号 平成30年

http://www.archives.go.jp/publication/archives/no068/7350

Luciana Duranti, "Origin and Development of the Concept of Archival Description", *Archivaria* 35 https://archivaria.ca/index.php/archivaria/article/view/11884/12837

などを参照した。

研究報告編原稿審査要領

- 一、『筑波大学アーカイブズ年報』（以下、本誌という）研究報告編への原稿の掲載については、この審査要領の定めに基づいて行なうものとする。
- 一、本誌研究報告編に原稿を投稿できるのは、筑波大学アーカイブズ（以下、当館という）所属職員、当館運営委員、当館研究員、当館調査員及び当館より執筆を依頼した者とする。
- 一、本誌への投稿原稿は、筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号）第2条に定める当館の目的及び同第3条に定める業務に関連する内容のものとする。
- 一、投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、資料紹介、書評その他、当館の目的と業務の遂行に資するものとする。
- 一、投稿原稿の分量は、論説20000字、研究ノート及び資料紹介15000字、書評4000字程度を目安とする。
- 一、投稿原稿の締切は、毎年3月末日とする。
- 一、掲載原稿の審査は、別に定める年報編集専門委員会が行なう。

年報編集専門委員会 *筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号第8条）により設置

- 委員長 中野目 徹（館長・人文社会系）
- 委員 大谷 奨（人間系）
- 委員 白井 哲哉（図書館情報メディア系）
- 委員 星野 豊（人文社会系）

筑波大学アーカイブズ年報 第3号

2020年5月29日 発行

筑波大学アーカイブズ 編集・発行
〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
Tel : 029(863)4127 (代表)
Mail : univ-archives@un.tsukuba.ac.jp
HP : <https://archives.tsukuba.ac.jp>

印刷 株式会社イセブ

**ANNUAL REPORT
OF
THE UNIVERSITY OF TSUKUBA ARCHIVES**

**VOLUME 3
2020. 5**

Report of Activities

1. One year in progress	1
2. Holding the Steering Committee	1
3. Various data	2
(1) Accepted materials	
a. Corporate Records transferred from agencies	
b. Donated items	
(2) Opening Archives to the public	
(3) Number of users and items	
(4) Number of references	
(5) Number of visitors	
4. Surveys, business trips, etc.	10
5. Organization and Rules	10
6. Facilities	22
7. Project to compile 50 years history of the University of Tsukuba	23
8. Others	23
(1) Exhibitions	
(2) Others	

Report of Researches

Articles

A Cultural Historian's Experiences in the Years around the Second World War: The Diary of Kishiro Shuichi (Kagan Nissho)	Nakanome Toru	25
Documents of Kishiro Shuichi: Letters from Teachers and Friends (Shiyu Kasen)	Tanaka Yukari	37
Research Object, Method, and Development of the Study of Political Science Led by Prof. Tsujinaka, and the Significance of Disclosing Documents Related to the Tsujinaka Project	Mori Hiroki and Masuda Takanari	47
Subject of Debate at the Meetings of the National Archives' Committee for the System of Education and Training of Professional Staff for Archival Institutions (1989-1993)	Nakanome Toru	61
Translation		
Archival Perspectives – From Texas and Beyond Speech by Dr. David B. Gracy II at SAA/CoSA 2019	Tsutsui Yayoi	87
